784
169

0035618000

0035618-000

784－169

労働者災害扶助責任保険実務要論

田代彦重・著

東京土木建築業組合

昭和１６

AGD

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

法學士 田代彦重著

勞働者災害扶助責任保險實務要論

784
169

序

勞働者災害扶助責任保險法が施行せられてより將に十年の星霜を迎へんとしてゐる。其の間公にせられた之が研究或は解說は寥々たるものである。

今回田代彥重君の編述した「勞働者災害扶助責任保險實務要論」は理論に配するに實例を以てし、而かも之が敍述は平易、明確を旨とし、勞働者災害扶助責任保險運用上の疑問と之が解說及び實際の取扱等に付き殆んど餘すところなく之を網羅し、過去九年有餘の間に於ける解釋例規は悉く之を挿入して實務上遺憾なきを期してゐる。

著者は日頃眞摯篤學の士であり、中央に於て本保險事務に携ること多年、本書は同君の精密なる頭腦と多年に亘る生きた經驗との所産であつて、勞働者災害扶助責任保險の實務に當る者之を座右に備ふることに依り利便大なるものあるべきを確信し敢へて江湖に推薦する次第である。

昭和十五年十一月三日

厚生省保險院社會保險局長

清水玄識

序文

田代彦重君保険院在職の旁ら労働者災害扶助責任保険法の研究に餘念なく公務の餘暇を利用して其取扱ひに係る實務に就て微に入り細に亙り研鑽相極め其結果を玆に上梓するに至る。

労働者災害扶助責任保険法施行せられて既に十ケ年、相次で制定せられた關係法令と相俟つて吾國土木建築事業に從事する労働者の保護の上に絶大の寄與をなし居る事は今更多言を要しない所である。今や吾國は有史以來の難局に直面し人的物的の資源を絶對必要とするの際、労働保護の立場に在る本法の適切なる運用こそ喫急事ではないでせうか。此の意味に於て田代君の「労働者災害扶助責任保険實務要論」は理論よりも實際の執務便覽に重點を置き實際上の取扱方や計算等全く實務家の座右の便に供する事を主として執筆されたが故に本法の取扱者各位は勿論組合員各自一冊を備へられん事を切望す。

同君の本書上梓に當る苦心と勞苦に對し深甚なる敬意を表して序に代ふる次第である。

昭和十六年一月

東京土木建築工業組合

主事　野木崇行

序

昨年十月畏友田代彦重兄から、勞働者災害扶助責任保險に關する多年の經驗に基く研究の結果が、大體纏つたから、土木建築事業關係の刊行物に揭載したいと思ふがどうだらうか、との相談を受けたので、日頃畏敬する兄のことではあり早速相携へて、東京土木建築工業組合の野木主事の意見を伺つてその原稿を見てもらつた處、言下に之は立派なものだ、現在勞災事務取扱に關しては適當な指針絶無の折柄これは恰好のものだ、組合報に分割して揭載するより單行本として出した方がより效果的だ、發行一切は當組合で引受けてやるがどうかとの話で、野木主事の裁量で一冊に纏めて出すことに一決した譯である。

從來勞働者災害扶助責任保險法に就いては、之が著書の極めて乏しいことは世評の通りであるが、縱令有つても、その殆どが著者の優越感の滿足に終始してゐて——具體的に言ふなら、著者が自分以上の讀者を對象として、自分のエラサを誇示するに汲々たるあまり、簡明な說明が必要であり、充分である個所に、態々分りにくい言葉の言ひまわしを敢てして、讀者に無用の思考を强いたり、徒らに難解な字句を羅列したり、或は著者以外の者には理解出來ない樣な恰も理論の爲の理論としか受取れない書き方をして、讀書慾を削減するのみで——眞に實務に携る人に、直ちに其儘そつくり役立つ樣な所謂良心的な書は、遺憾ながら未だ公にされて居ない樣に思はれる。此點勞災の實務に當る人々の私かに發する共通の溜息ではなからうか。

今回田代彦重兄の手になる『勞働者災害扶助責任保險實務要論』は以上の點に極力留意し、高踏的な理論を排して、著者の緻密な頭腦と豐富なる體驗とによつて、一見して、直ちに誰にも解る樣、極めて平易に、懇切に、而も詳細に執筆されて居るので、讀者、就中實務家は必ずや痒い處に手の屆く痛快さを禁じ得ないだらうことを疑はない。

長友田代彦重兄と私とは内務省社會局勞務課當時からの交りで、私は兄を最も良く知る一人であると信じて居る。若し誰かゞ私に、君の知人の中で、頭腦と熱と情と意とに恵まれ、何事にも常に研究的で將來性のある者は誰か、と問ふなら、私は青年の中に躊躇なく、田代兄を推さねばならない。提灯を持つ意味からではなく、同君を知る者の一様な述懐だからである。

この書が兄の手によつて完成されたことを心から祝福すると共に、前途洋々たる君の將來の發展を望まずに居られなくなつた結果、遂に私の如き若輩をして敢て禿筆を振つて序を書かしめるに到つた所以である。

昭和十六年新春

日本土木建築業組合聯合會にて

磯野實雄

自序

輓近社會保險の目覺ましい發達に伴つて之に關する著書は可成り澤山世に出て居る。然るに勞働者災害扶助責任保險に就ては參考書として斯學研究者に相應しい好著は皆無と言つてよい位である。著者は公職に在つて日夜其の出現を希求するの情極めて切なるものであつたが翹望多年其の報ひられざるを知るに及び、土木建築業者及先輩諸氏の否み難き慫慂に依り敢然本書の編述を企てた次第である。

本書は勞働者災害扶助責任保險に對すべき事業の事業主、事務取扱者及斯學研究者の爲に實際役立つ樣平易に記述し法律理論は成る可く避け容易に了解せられるやうに努めた、然し乍ら是非共採錄の必要ある事項に就てはやゝ難解の嫌あるものをも已む得ず卷中に收めることとした。

本書の說明は冗長になるを避け、能ふ限り簡潔に述べ、解釋例規は豐富に取入れ、理論と實際との融和聯絡を計る爲煩瑣を厭はず隨所に記載例を示し事務取扱者の利便に供することとした。本稿は今夏既に一通り脫稿してゐたが去る六月二十日厚生省類燒の厄に際し資料と共に燒盡し一頓挫を來たしたのである。然るに十月一日より勞働者災害扶助法施行令、同責任保險法施行令及同責任保險法施行規則等の一部改正が實施せられ、本書編纂の焦眉の急なるを痛感し更生の意氣の下に未熟乍ら一氣呵成に書き上げたものである。

著者は何分公務多端倉卒の間餘暇を偸んで据据黽勉漸くにして脫稿したのであるが、生來非學短才加ふるに文筆に慣れず、爲に杜撰、重複、魯魚の誤は固より例解に於ても思はざる誤謬あらんかと私かに懼れるのである。幸ひ大方諸賢の御示教を給はり他日の完成を期せんとする次第である。

今や刻成りて之を世に送らんとするに際し、平素何にかと御指導御鞭撻を賜りたる厚生省理事官新居五郎氏、先輩熊井謙次郎氏、校正をお願ひした磯野實雄氏及本書の刊行に多大の盡力を與へられた野木崇行氏に對し深甚の謝意を表するものである。

昭和十五年十一月二日

田代彦重識

凡例

一、本書の說明に當りては便宜上保險契約關係、保險金關係の二部門に分ち前者を第一編、後者を第二編とし、第三編に於て關係法令及保險關係諸樣式を輯錄することとした。

一、本書に於ては左の略語を用ひた。

扶助法……勞働者災害扶助法
扶助令……勞働者災害扶助法施行令
扶助則……勞働者災害扶助法施行規則
保險法……勞働者災害扶助責任保險法
保險令……勞働者災害扶助責任保險法施行令
保險則……勞働者災害扶助責任保險法施行規則

一、通牒に付ては其の要旨を述べ文の末尾の括弧內に年月日記號番號を附し、其の所在を明かにした。

一、本書の說明に於て地方廳又は地方長官とあるは東京府にありては警視廳又は警視總監である。

一、本書の說明中「」を附し片假名を用ひた箇所は法規の條文の字句を引用したことを示すものである。

一、保險契約關係の各種樣式の記載例及關係書類は第一編の末尾に、保險金關係のものは第二編の末尾に揭げ參考に供することとした。

目次

第一編（保険契約關係の部）

第一章　勞働者災害扶助法、同責任保險法及關係法令制定の沿革……一
第二章　勞働者災害扶助責任保險の概念……三
　第一節　責任保險と勞働者災害扶助責任保險……三
　第二節　健康保險法と勞働者災害扶助責任保險法との關係……四
第三章　勞働者災害扶助責任保險の適用範圍……七
第四章　工事の單位……八
第五章　保險契約者……三
第六章　保險契約の締結……三
　第一節　保險契約の申込と保險料納入の方法……三
　第二節　保險契約の委任……三
第七章　保險證書……三
第八章　保險契約申込書記載事項の變更……三
第九章　工事終了の届出……四
第十章　保險料……四

第一節　保險料の算定方法……五六
第二節　保險料率と保險料率適用工事分類表の解說……六六
第三節　概算保險料……九六
第四節　精算保險料……一〇二
第五節　保險料の時效……一〇三
第六節　保險料滯納の整理……一〇四
第十一章　印紙稅の免際、臨檢、書類保存義務、書類の提出……一〇四
第十二章　罰則……一一四
第十三章　勞働者災害扶助責任保險審査會、其の他……一一八
第一節　勞働者災害扶助責任保險審査會……一一八
第二節　勞働者災害扶助責任保險法施行の機關及經費の負擔……一二三
附錄　保險契約關係書類の記載例……一二三

第二編（保險金關係の部）

第一章　總說……一六九
第一節　業務上の疾病と保險の範圍……一六九
第二節　業務上の災害……一七二
第二章　保險金受取人と保險金請求者……一八一
第一節　保險金受取人……一八一
第二節　保險金請求者……一九一
第三章　療養費……一九四
第一節　概說……一九四
第二節　療養費の意義及其の範圍……一九五
第三節　治癒の意義及性質……一九六
第四節　承認申請を要せざる療養……一九八
第五節　承認申請を要する療養……二〇三
第一款　物理的治療……二〇五
第二款　病院收容及柔道整復術師の療養承認……二〇五
第三款　看護……二一一
第四款　移送……二一三
第六節　療養承認の申請者……二一四
第七節　指定外療養擔當者の承認……二一五
第八節　療養費の額……二一七
第九節　療養擔當者の變更（轉醫）……二一八
第十節　特別往診料と特設診療機關……二一九
第十一節　療養擔當者……二二九

第一款　指定醫師……二二九
第二款　指定病院……二四九
第一項　政府と協定ある公立病院……二四九
第二項　政府と協定ある大學附屬醫院……二五〇
第三款　指定齒科醫師……二六二
第四款　政府と協定なき療養擔當者……二六九
第四章　各種の扶助料……二七一
第一節　休業扶助料……二七一
第二節　障害扶助料……二八二
第三節　遺族扶助料……二九一
第四節　打切扶助料……二九五
第五章　保險金の支拂……二九九
第一節　概　說……二九九
第二節　保險金請求の手續……三〇〇
第三節　療養擔當者に對する證明……三〇〇
第四節　扶助を受くべき者より保險金を請求する手續……三〇〇
第六章　保險金の支拂はれざる場合……三一六
第七章　保險金の請求と時效……三一九

第八章　保險期間……三二〇
第九章　保險外の事業主負擔……三二二
第十章　義肢の給與と溫泉療養……三二六
第一節　義肢の給與……三二六
第二節　溫泉療養……三二九
附　錄　保險金關係書類の記載例、其の他……三三二

第三編　（關係法令及保險關係樣式）

關係法令

一、勞働者災害扶助法……三六五
二、同　施　行　令……三六六
三、同　施　行　規　則……四〇〇
四、土木建築工事場安全及衞生規則……四一五
五、勞働者災害扶助法施行令第三條第二項第六號ノ疾病告示……四一七
六、供給勞働者扶助令……四一七
七、勞働者災害扶助責任保險法……四一八
八、同　施　行　令……四二〇
九、同　施　行　規　則……四二五

一〇、勞働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率告示……四三
一一、勞働者災害扶助責任保險特別會計法……四四
一二、同特別會計規則……四四
一三、勞働者災害扶助責任保險審査會規程……四六
一四、同施行規則……四八
一五、勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項ノ政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院指定ノ件……四五
一六、勞働者災害扶助責任保險法施行細則（京都府、兵庫縣、群馬縣、千葉縣、宮城縣、福島縣、石川縣、香川縣、福岡縣、大分縣、熊本縣、沖繩縣ノミ）……四五一

保險關係諸樣式

一、災保樣式甲第一號　保險契約申込書
二、同　第二號　保險契約申込書寫本屆
三、同　第三號　保險金受取人屆
四、同　第四號　工事終了屆
五、同　第五號　政府ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ病院以外ノ者ノ診療ヲ受クル承認申請書
六、同　第六號　物理的治療承認申請書
七、同　第七號　入院承認申請書
八、同　第八號　看護附添承認申請書
九、同　第九號　移送承認申請書

一〇、同　第十號　打切扶助料支給承認申請書
一一、同　第十一號　保險金請求書（日本醫師會所屬醫師ガ診療ヲ爲シタル場合ノ療養費）
一二、同　第十二號　保險金請求書（日本醫師會所屬醫師ノ者ガ診療ヲ爲シタル場合ノ療養費以外）
一三、同　第十三號　保險金請求書（療養費以外）
一四、同　第十四號　保險金請求書（大學附屬醫院ガ診療ヲ爲シタル場合ノ療養費）
一五、同　第十五號　請負者ニ支給シタル工事用物申告書
一六、同　第十六號　保險契約申込書記載事項變更屆
一七、同　第十七號　療養擔當者變更屆
一八、　診療依賴書

第一編

（保險契約關係の部）

第一章　勞働者災害扶助法、同責任保險法及關係法令制定の沿革

工場、鑛山に働く勞働者の業務上の傷病に對する扶助制度は早くから工場法、鑛業法に依つて確立されて來てゐたが、土石砂鑛採取事業、土木建築事業、運輸事業及海陸仲仕事業等の四種の事業に於ける勞働者の業務上の傷病に對しては何等扶助制度の設がなかつた。

そこで之等の諸事業に扶助制度を設ける爲社會局は之が調査研究に着手し其の結果勞働者災害扶助法の成案を得たので昭和二年十一月社會局參與の議を經て昭和三年一月第五十四帝國議會に之を提出したのである。然し乍ら本法案は審議せらるゝに至らず七ヶ國議會は解散せられた爲め、再び昭和四年一月第五十六帝國議會に提出せられ衆議院を通過したが貴族院に於て遂に審議未了となつた。

第五十六帝國議會に於て同法案審議中日本土木建築請負業者聯合會を中心とする事業主團體は之を國營保險と爲さんとする對策を提げて同法案に反對し、議會に於ても之を保險に付せんとする論議が多かつたので、社會局は更に調査研究を重ね昭和四年五月より當業者と共に研究を開始し昭和五年七月日本商工會議所、日本工業俱樂部、日本土木建築請負業者聯合會、帝國鐵道協會、全國海陸仲仕業組合聯合會等に諮問して廣く其の意見を求めた。斯くして勞働者災害扶助法の成案を得ると共に事業主の扶助責任確保の爲勞働者災害扶助責任保險法を立案して第五十九帝國議會に提出することとなり昭和五年十月社會局參與に諮り昭和六年三月七日之を衆議院に提出した。然るに多年練議の上各方面の意見を取捨して成案を得たものであつた爲衆議院の特別委員會の議を經ること六回、貴族院の特別委員會の議を經ること一回にして兩法律案の通過を見るに至り勞働者災害扶助法は昭和六年四月二日法律第五十四號、同責任保險法は同日法律第五十五號を以て公布せられ昭和七年一月一日から施行せらるゝことゝなつたのである。

茲に於て社會局は直に施行命令の制定に着手し昭和六年五月其の要綱を地方長官及び關係事業主團體に諮問し廣く答申を求めて參考に供し、次いで勞働者災害扶助法施行令は同年十一月二十八日勅令第二百七十六號を以て、同責任保險法施行令は同日第二百七十七號を以て公布せられ併せて其の施行規則を公布した。

又勞働者災害扶助責任保險特別會計法が昭和六年四月二日法律第五十六號を以て公布せられ、之が施行に關する特別會計規則は保險法施行に先だち昭和六年八月三十一日勅令第二百三十二號を以て公布せられ之等特別會計法規は同年九月一日から施行せらるゝに至り、中央及び地方に於ける準備を整へて勞働者災害扶助法、同責任保險法とも昭和七年一月一日から圓滿なる施行を見たのである。

尙保險者たる政府と被保險者たる事業主との間に於ける本保險に關する紛議の審査を爲さしむる爲昭和六年十二月二十八日勅令第二百九十五號を以て勞働者災害扶助責任保險審査會規程が公布された。

尙之等の法令は其の後數回に亙り改正が加へられて居るのであるが之を詳述することは大した效果もないことであるから省略する。

（註）此の扶助法、保險法及關係法令の沿革に付ては保險院社會保險局「勞働者災害扶助責任保險事業年報」に據つたものであることを附言して置き度い。尙之等法令の制定沿革に付き詳細を知らんと欲する人は日本土木建築請負業者聯合會發行「勞働者災害扶助法案對策三會聯合臨時大會記事」なる册子を御研究になると宜ろしい。

第二章　勞働者災害扶助責任保險の概念

第一節　責任保險と勞働者災害扶助責任保險

責任保險

責任保險は企業主が被用者の事業上被りたる災害を賠償するを要する場合及被用者の行爲に因り第三者に對し損害賠償義務を負擔する場合に企業主の損害を賠償する施設として最近に於て發達したものである。從つて責任保險に於ては保險者は法律の規定又は契約に因りて責任を生ずべき事實の發生に因り被保險者（企業主）が被用者又は第三者に對し一定の給付を負擔するに至りたる場合に於て其の損害を塡補しなければならぬ。

外國立法例（獨逸保險契約法第一四九條以下、瑞西保險契約法第八一條參照）に於て責任保險の特徴とする所は被保險者の法律上の義務の負擔を保險事故としてゐる點にあるが、其の他に若し被保險者が訴訟の結果負擔の履行を要せざるに至れば保險者は訴訟費用以外に責任を負はず又假令被保險者が責任なきも敗訴して損害を生ずれば保險者は訴訟費用及損害額に付き責任を負はなければならぬ點に在る。此の點に於て責任保險は損害保險の一種と觀ることが出來るであらう。

（註）我が勞災保險に於ては訴訟費用負擔に關する明文なきを以て、之等訴訟費用は被保險者（事業主）の負擔となるものと解せねばならぬ。

勞働者災害扶助責任保險（勞災保險）

一、勞災保險は責任保險である

勞災保險は被保險者（事業主）が法律の規定に因り責任を生ずべき事實（業務上の災害）の發生により被用者（傷病勞働者）

又は其の遺族に對し一定の給付を負擔するに至りたる場合に被保險者に對し其の損害を塡補するものであるから責任保險たることは論を俟たない。

二、勞災保險は損害保險である

勞災保險は保險者が偶然なる一定の事故に依りて責任を生ずることあるべき損害を塡補することを約し、被保險者が之に對し、其の報酬(保險料)を與ふることを約する契約であるから損害保險である。

三、勞災保險は社會保險に類する社會政策的施設である

社會保險は勞働者其の他の小額所得者が疾病、負傷、分娩、老衰等の爲め勞働能力を減少若は喪失し又は失業の爲め勞働の機會を喪失したる場合に之等の事故に因り被るべき損害を塡補し經濟生活の不安を除くことを目的とする保險であつて被保險者は勞働者其の他の小額所得者たるを常態とする、然るに勞災保險の被保險者は勞働者を使用する事業主であり、事業主が勞働者の扶助に依つて被りたる損害を塡補する保險である。只例外的に事業主の行方不明、資力薄弱其の他の事由に依り被扶助者が事業主より扶助を受くること困難なる場合に保險者が事業主に代つて扶助を履行し勞働者の經濟的不安を除くことがあるに過ぎない(保險令第十二條)。從つて勞災保險は健康保險の如き純然たる社會保險ではなく、社會保險に類似する一種特異の社會政策的施設なりと解すべきである。

第二節　健康保險法と勞働者災害扶助責任保險法との關係

工場法の適用を受くる工場の工場主が他の事業を經營し又は相當規模の工事を請負ひ職工をして之に從事せしむる場合に於ては之等職工は其の期間當該事業又は工事に使用せらるる勞働者であつて工場の出張就業に從事する職工と解すべきものではない。從つて勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)の注文に依る工事又は同號(ハ)の工事の全部又は一部を請負

ひ之に職工を從事せしめたるときは其の職工は之に從事する間勞働者災害扶助法上の勞働者として其の業務上の傷病に付ては工場法に依らず勞働者災害扶助法に依り扶助を受くるのである。故に其の扶助責任に付ては勞働者災害扶助責任保險法適用工事なる限り勞働者災害扶助責任保險法規の定むる所に從ひ保險せられ保險金の支給がある譯である。

茲に注意しなければならぬことは健康保險法の被保險者たる職工に付ては特に解雇手續を採らざる限り引續き被保險者たる資格を保有するから健康保險法に依り給付を受くべき期間勞働者災害扶助法上の給付を受けず、從つて勞働者災害扶助責任保險法に依る保險金の支給はない(扶助施行令第十七條、工場法施行令第十三條ノ二、昭和七、四、二六發勞第五三號)。

然し乍ら健康保險の給付以外の障害扶助料、遺族扶助料、百八十一日以後に於ける休業扶助料及療養費に付ては勞働者災害扶助責任保險に依り保險金の支給があるのである(昭和七、一二、一四收勞第二四八號)。

今左に健康保險と勞災保險との保險給付の關係を表に示してみやう。

健康保險ノ被保險者ニシテ勞働者災害扶助責任保險ニ對スル保險給付ノ範圍

保險事故ノ種類	健康保險ニ依ル給付	勞働者災害扶助責任保險ニ依ル給付
負傷又ハ疾病ノ場合	療養ノ給付(又ハ療養費)及傷病手當金 (但シ原則トシテ療養ノ給付開始後百八十日マデ)	健康保險法ニヨリ療養又ハ療養費用ノ給付ヲ受ケザル疾病又ハ負傷ガ治癒セザルトキハ療養開始後一年ヲ經過スルモ治癒ノ見込立タザルトキハ打切扶助料 健康保險法ニヨリ療養又ハ療養費用ノ給付ヲ受ケ疾病又ハ負傷ガ治癒スルモ勞働者災害扶助法施行令第六條ノ各號ニ該當スル程度ノ身體障害存スルトキハ障害扶助料

分娩ノ場合	分娩費(又ハ助産手當) 産院收容及出産手當金	遺族扶助料
死亡ノ場合	埋葬料(又ハ埋葬費)	

(註) 保險事故中分娩を除き其の他の事故には被保險者の業務に基因する事由に因り發生する場合と然らざる場合とがある。健康保險に於ては其の孰れたるを問はず保險事故としてゐるが勞働者災害扶助責任保險に於ては前者の場合のみを保險事故とするのである。

健康保險の被保險者たる職工が看護、移送、入院及指定外醫師の診療を受けたる場合に健康保險法の定むる所に依り既に地方長官の承認を受けたりとするも健康保險に依る給付期間滿了後勞働者災害扶助責任保險法に依り保險せらるるに至りたるときは同法に依り更に承認申請を爲すを要するのである(昭和七、八、一六、收勞第一六六號ノ內)。

此の場合扶助支給の標準賃金は勞働者災害扶助法施行令第十五號第一項第五號に依り事故發生當時其の者に付定められたる標準報酬日額に依るのである。從つて勞働者災害扶助責任保險に基く保險金給付も之に相應するものと解すべきである。

茲に於て勞働者災害扶助責任保險法適用工事に健康保險の被保險者を使用する場合に於ける保險料は如何に定むるやの疑問を生ずるであらう。斯る場合に於ても其の保險料は勞働者災害扶助責任保險法施行令第六條に依り算定するのであるが同條第一項第二號に依る場合には健康保險の被保險者に付ては保險契約申込當時の標準報酬日額に依り賃金總額を計算するものと解さなければならぬ。

實際上の取扱としては當該工事が工場附隨作業と認められ之に從事する勞働者の全部又は大部分が平素工場作業に從事する職工にして臨時に使用せらるゝ勞働者も工場法上の職工として工場法に依り扶助せられるものなるときは勞働者災害扶助法及同責任保險法の適用はないのである(昭和七、四、二六、發勞第五三號、收勞第二四八號)。

第三章　勞働者災害扶助責任保險の適用範圍

勞働者災害扶助責任保險法に於ては勞働者災害扶助法、工場法又は鑛業法の適用を受くる事業に於ける事業主の扶助責任を保險するものであつて、此の法律に依つて政府が勞働者災害扶助責任保險（以下勞災保險と稱す）を管掌して居る(保險法第一條及第二條)。從つて保險者は政府であり、被保險者は事業主である。

勞働者災害扶助法(以下扶助法と稱す)第一條第一項第二項(ハ)の土木建築工事及び勅令の定むる事業に付ては强制加入となつて居るが(保險法第三條)、現行勞働者災害扶助責任保險法施行令(第一條)に於ては勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)の注文に依る工事（以下ロの注文に依る工事と稱す）及同號(ハ)の工事(以下ハの工事と稱す)のみを勞災保險に付することとし、其の他の事業に付ては今後の調査研究の進むに從つて漸次擴張せらるゝであらうが現在未だ保險加入は規定せられて居ない、卽ち現在勞災保險に付ては强制加入の規定はあるが、任意加入の規定はないのである。

强制加入の範圍

勞災保險に付する事業は旣に述べたる如く扶助法第一條第一項第二號(ロ)の注文に依る工事及同號(ハ)の工事である(保險令、昭和一五、九、一七、勅令第六一四號改正)。

一、扶助法第一條第一項第二號(ロ)の注文に依る工事

扶助法第一條第一項第二號(ロ)の注文に依る工事とは扶助法第一條第一項第二號(ロ)後段の工事を指稱するものであつて、換言すれば鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は水道、電氣若は瓦斯の事業を營む者が此等の事業に於ける使用中の工作物(作業の運行に直接關係なきものを除く)に關し注文に附したる工事である。今之を分說してみやう。

(ロ)の注文に依る工事の要件

1. 注文者が鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は水道、電氣若は瓦斯の事業を營むものたること。

玆に所謂鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は水道、電氣若は瓦斯の事業を營むものの中には國、道府縣、市町村又は勅令を以て指定する公共團體(以下國其の他の公共團體と稱す)を包含せず。從つて國、其の他の公共團體が鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は水道、電氣若は瓦斯の事業を營み自ら工事を施工する場合は扶助法第一條第一項第二號(イ)の工事に該當し、此等の事業を營む國、其の他の公共團體が其の事業の爲工作物に關し注文に附したる場合は使用中たると否とに不拘扶助法第一條第一項第二號(ハ)の工事である。

(註) 鐵道、軌道若は索道の運輸事業とは地方鐵道法、軌道法若は索道事業規則の適用を受くる事業を謂ふ。

地方鐵道と軌道の區別は地方鐵道は已むことを得ざる事由に因り主務大臣の許可を受けたる場合を除く外道路に敷設することを得ざるものであるが(地方鐵道法第四條)、軌道は市内電車等の如く原則として道路に敷設することを本則とするものである(軌道法第二條)。道路に敷設せらるゝや否やの點のみにては兩者の正確なる區別を爲すことを得ざるも少くとも道路に敷設することを原則とするものは必ず軌道法に依ることを要する。次に索道の運輸事業とは所謂空中ケーブル(ロープウエイ)に依る旅客貨物の運送事業であつて、所謂ケーブルカーは軌道を有し地方鐵道法の適用を受くる事業であつて索道ではない。

参考

地方鐵道法

第一條 本法ハ軌道法ニ規定スルモノヲ除クノ外道府縣其ノ他ノ公共團體又ハ私人カ公衆ノ用ニ供スル爲敷設スル地方鐵道ニ之ヲ適用ス

地方鐵道業者カ運送營業ノ爲支線ヲ敷設スルトキハ公衆ノ用ニ供セザル場合ト雖モ本法ヲ適用ス

第四條 地方鐵道ハ之ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得ズ。但シ已ムコトヲ得ザル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

軌道法

第一條 本法ハ一般交通ノ用ニ供スル爲敷設スル軌道ニ之ヲ適用ス

一般交通ノ用ニ供セザル軌道ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 軌道ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ道路ニ敷設スベシ

索道事業規則(昭和二、九、三、遞信省令第三六號)

第一條 本令ニ於テ索道ト稱スルハ架空シタル索條(鐵線其ノ他之ニ類似スルモノヲ含ム)ニ搬器ヲ懸吊シテ運搬ヲナス設備ヲ謂フ

第二條 索道ハ左ノ二種トス

第一種 人又ハ人及物ノ運搬ヲ爲スモノ

第二種 物ノ運搬ヲナスモノ

第三條 本令ニ於テ索道事業ト稱スルハ一般ノ需用ニ應ジ又ハ營業トシテ索道ニ據リ運送ヲ爲ス事業ヲ謂フ

水道、電氣若は瓦斯の事業を營む者とは水道條例、電氣事業法、瓦斯事業法の適用を受くる者を謂ふ、

勅令を以て指定する公共團體とは扶助令第一條に揭げられたる公共團體のことである。即ち

一、府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、學區竝町村制ヲ施行セザル地ニ於ケル町村ニ準ズベキモノ及其ノ組合

二、水利組合、水利組合聯合會及北海道土功組合

三、耕地整理組合及土地區劃整理組合竝其ノ聯合會

2. 注文に附したる工事たること

鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は水道、電氣若は瓦斯の事業を營む者が其の事業の爲直營する工事は扶助法第一條第一項第二號(ロ)前段の工事であつて扶助法の適用はあるが勞災保險法の適用はないのである。

3. 注文に附したる工事が使用中の工作物に關するものたること

使用中に非ざる工作物(例へば事業經營中止中に於ける工作物、新たに事業を營むため又は大擴張のため新設する場合の工作物)は之を包含しない。從つて使用中に非ざる工作物に關し注文に附したる場合は注文者が鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は水道、電氣若は瓦斯の事業を營む者たる場合と雖も扶助法第一條第一項第二號(ハ)の工事である。

4. 注文に附したる客體が作業の運行に直接關係ある工作物たること

假令使用中の工作物と雖も作業の運行に直接關係なきものは之を包含しない。從つて作業の運行に直接關係なき工作物に付ては使用中たると否とに不拘之を注文に附したる場合は扶助法第一條第一項第二號(ハ)の工事である。

作業の運行に直接關係なき工作物とは鐵道、軌道若は索道に依る運輸自體の作業又は水道、電氣若は瓦斯の供給自體の作業の運行に直接關係なき工作物を指し、之等は夫々の事業に依り異るを以て包括的に例示することは難かしい。なぜなら或る事業を營む者には其の工作物が作業の運行に直接關係があるも、他の事業を營む者には作業の運行に何等の關係を有しない場合が有り得る。然し乍ら一、二例示するなら事務所、寄宿舍、柵、石垣、停車場、プラツトホームの場屋等の如きは作業の運行に直接關係を有せざるものである。作業の運行に直接關係あるものに付ては適用工事分類表中に詳記せられてゐるから例示の要を見ない。

右に述べたる所を總括すれば扶助法第一條第一項第二號(ロ)の注文に依る工事とは國、道府縣、市町村又は勅令を以て指定する公共團體以外の者が鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は水道、電氣若は瓦斯の事業を營み其の事業に於ける作業の運行に直接關係ある使用中の工作物に關し之を注文に附したる工事なりと謂ひ得るのである。

(ロ)の注文に依る工事の保險適用の規模竝工事の單位

(ハ)の工事に付ては一定の制限を設け扶助令第二條各號の規模に該當するものに限り扶助法竝勞災保險法が適用されるのであるが、(ロ)の注文に依る工事に付ては別段制限規定が設けられてゐない、從つて如何に小規模の工事と雖も夫れが個々に注文に付せらるゝものは其の都度個々の工事を一工事とし各別に保險契約を締結すべきである。

然し乍ら(ロ)の注文に依る工事は注文主より豫め地域を限り一定期間又は期間を定めずして分量未定の工事を包括且繼續的に請負ふを通例とする。從つて工事開始の時期及其の金額が豫め確定してゐない場合が多いから保險契約締結の時期に

付き疑問を生ずるであらう之に關し若干の說明を試みやう。

豫め期間を定め注文せらるゝ工事は現實に工事の發生する迄は政府との保險關係を生じない、なぜなら其の注文は年度初め又は一定の期間開始前將來生ずるであらう工事に付包括的に單價協定等を行ふ注文內容の豫約であつて、工事開始期及工事內容を豫め確定し得ないからである。然し乍ら現實に工事が發生したる時は工事開始期及其の施工する工事の內容は確定するから其の工事に付き政府との保險關係を生じ現實に施工する工事に關し保險契約を締結すべきである。爾後注文契約期間內の隨時發生する工事に付ては其の都度前の工事の追加工事として保險契約申込事項變更屆の提出(保險則第一條第二項參照)の手續を爲すのである、此の場合前の工事と後の工事と場所を異にすることあるも工事の性質上已む得ない。

(註) 例へば甲が乙電氣會社より四月初に於て 自六月一日 至十二月三十一日 六ヶ月の期間を定め將來生ずることあるべき麴町區內一帶の配電線、電柱其の他の電氣工作物修繕工事の注文を受けたるも六月五日に至り 自六月十日 至七月九日 一ヶ月間三千圓の工事を施工することとなり其の後七月二十日に至り 自七月二十五日 至九月二十四日 二ヶ月間六千圓の工事及十月三十日に至り 自十一月二日 至十二月一日 一ヶ月間四千圓の工事を施工することとなりたる場合に於ては先づ六月五日に三千圓の保險契約を爲し、其の後七月二十日及十月三十日の再度に亘つて保險契約申込事項變更屆の提出に依つて追加工事として請負金額竝工事期間の變更を爲すこととなるのである。

(ロ)の注文に依る工事に於ては工事の性質上個々の工事が場所の異なることを通例とするも夫れが包括的にして且繼續的なる限り全工事を包括して一工事と看做すものである。

從つて實際の取扱としては一定地域內に於て施工せらるゝことあるべき工事を大體豫定し其の全期間、全額に付き豫め保險契約の申込を爲すことが便宜である。

(註) 例へば前揭の例に於て乙電氣會社より注文を受けたる甲は工事期間を 自六月一日 至十二月三十一日 とし請負金額を一萬三千圓と見積り會社との契約成立後又は最初の工事開始前に保險契約の申込を爲すのである。此の場合保險契約申込書に記載したる請負金額が工事終了後確定したる金額より多額なるとき其の超過額に對し保險料の返還あることは云ふまでもない。

期間の定めなく包括繼續的に注文に附せられたる場合に於ても一應一定期間を劃し前述同樣の保險契約の手續を爲すを便宜とする。此の場合に於ては注文契約の存續する限り包括的に一工事たるべきものが工事期間毎に第一次、第二次、第三次以下に分けられることになる譯である。

二、扶助法第一條第一項第二號(ハ)の工事(保險令第一條)

(ハ)の工事とは扶助法第一條第一項第二號(イ)及(ロ)の工事を除いた土木工事又は工作物の建設、保存、修理、變更若は破壞の工事にして勅令の定むる規模に該當するものである。

土木工事に付ては別段説明を要しないが、工作物の意義に付ては疑義を生ずる虞があるから若干の説明を加へて置かう

扶助法第一條第一項第二號の工作物の意義

本法に工作物とは家屋建物は勿論橋梁、堤防、隧道等土地に施す一切の建造物及之に固着する機械設備の一切を謂ふのである、從て本法に所謂工作物には電氣事業法第二條の電氣工作物をも包含する(昭和七、一二、一七鑑第三二九號)。

(註) 電氣事業法第二條

本法ニ於テ電氣工作物ト稱スルハ電氣ノ供給又ハ使用ノ爲施設スル水路、貯水池、器具、機械、電線路及其ノ他ノ工作物ニシテ電氣事業ノ用ニ供スルモノヲ謂フ。

前項ニ於テ電線路ト稱スルハ電氣ノ傳送ニ用ヒル電氣導體及之ヲ支持シ又ハ保藏スル工作物ヲ謂フ。

(私見)工作物の意義は前述の如くであつて、建造物に付ては土地に固着することを條件としてゐるのであるが斯の如き解釋は狹きに失するの感がある。なぜなら今假りに船艦にエレベーター、リフト其の他の機械を据付け起重機船に起重機を据付ける場合に於ては其の機械の据付工事は土地に施し又は之に固着せしめるものに非ざるを以て工作物の建設工事と解し得ず、從つて扶助法竝勞災保險法の適用を受けざることとなるであらう。然るに其の機械類を工場其の他の土地に施工する場合は一定の規模に該當すれば扶助法竝勞災保險法の適用を受け、同一性質の工事でありながら土地を條件とすることにより差別的取扱を受くるに至るのである。從つて私は斯かる條件は宜しく之を廢すを妥當なりと考へるのである。

(ハ)の工事の規模

(ハ)の工事の規模に付ては扶助令第二條に明文がある。

「勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル規模ノモノトス但シ軒高九米未滿ニシテ且建築面積三百三十平方米未滿ノ木造家屋ノ建築工事ヲ除ク

一、使用勞働者延人員千人以上ノモノ

二、請負ニ依ルモノニシテ請負金額五千圓以上ノモノ(昭和一五、九、一七勅令第六一五號改正)

三、火藥類、動力(一馬力以下ノ電動力ヲ除ク)ニ依リ運轉スル機械又ハ運搬ノ用ニ供スル軌道ヲ用フルモノニシテ使用勞働者延人員三百人以上ノモノ

四、地上十米以上又ハ地下三米以上ニテ作業ヲ爲スモノニシテ使用勞働者延人員三百人以上ノモノ」

卽ち

1. 使用勞働者延人員千人以上の工事は假令其の請負金額が五千圓未滿の場合でも扶助法及勞災保險法の適用がある。
2. 使用勞働者延人員千人未滿の工事でも其の請負金額が五千圓以上の場合は扶助法竝勞災保險法の適用がある。
3. 工事を施工するに當り火藥類、動力(一馬力以下の電動力を除く)に依り運轉する機械又は運搬の用に供する軌道を用ふる場合は使用勞働者延人員が三百人以上に及べば假令請負金額が五千圓未滿でも扶助法竝勞災保險法の適用がある。
4. 工事を施工するに當り地上十米以上又は地下三米以上に於て作業を爲す場合は使用勞働者延人員が三百人以上に及べば假令請負金額が五千圓未滿でも扶助法竝勞災保險法の適用がある。

而して以上第三號及第四號の危險作業は工事期間中又は工事全體に亙り存在することを必要としない、其の工事中の一部に於て第三號又は第四號の作業が行れるに於ては工事全體が扶助法竝勞災保險法の適用を受けることとなるのである。

茲に注意すべきことは木造家屋の建築工事は第一號乃至第四號の孰れかに該當してゐても軒高九米未滿にして且建築面積三百三十平方米未滿の場合は法の適用を受けないのである。

（註）**使用勞働者の意義**（保險令第二條第一項第一號）

「使用」するとは事業主と勞働者との間に使用關係が存在するを以て足り、必ずしも現實に勞働を爲さしめることを意味するものではない。又民法上の雇傭關係の有無には關係を有しない。從つて勞務供給契約に基き供給人の提供した人夫或は下請負人に專屬する勞働者も事業主が之を指揮監督して使役に從事せしめるならば本法に所謂「使用」關係は成立する。本法に所謂「勞働者」とは工事の主なる作業又は之に直接關係ある作業の勞役に從事し、其の報酬として賃金を受ける者を謂ふのである。今之を分說してみやう。

勞働者の要件

1. 工事の主なる作業又は之に直接關係ある作業の勞役に從事すること

勞役に從事するとは筋肉勞働に從事することを謂ふ。從つて智腦的又は技術的事務に從事する職員例へば技師、技手、會計事務員、製圖手の如きは勞働者ではない。勞役を直接指揮監督するの任にある者例へば組頭、親方、現場監督は之を本法の勞働者と解すべきである。土木建築工事の下請負人が直接勞役の指揮監督に當る場合には之れも亦勞働者の中に包含すべきである。

2. 勞役の報酬として賃金を受くる者たること

茲に賃金とは賃金臨時措置令第三條の場合と同樣に解すべきである。從つて勞働即ち筋肉勞働の對價として支給する金錢、物、其の他の利益は之を賃金と解すべきである。靑年團、學生團體、在鄕軍人等が事變其の他の際に或る作業に奉仕的に從事するは報酬を勞働の對價とするものに非ざるを以て之を勞働者と解することを得ない。

賃金は事業主より支給せられると供給人より支給せられるとを問はない。要するに勞働者なりや否やの判定は雇傭關係の有無、使用期間の長短、職名、地位、待遇等の形式的要素に捉はれることなく、其の者の從事する作業の實體より之を爲すべきである。

使用勞働者延人員（保險令第二條第一項第一號）

使用勞働者延人員とは日々使用する勞働者の全工事期間に亘る合計數である。

請負に付ては民法第六百三十二條以下參照

地上十米以上及地下三米の意義（保險令第二條第一項第三號）

地上十米とは地盤より測定して高き十米のことを意味するのであるが、工事が一方は高く一方は低き所に於て施工せらるゝ場合に於ては其の低き地盤より高きを測定するのである。例へば崖際に高き七米の鐵塔を建設する場合に崖下六米の所が地盤となつて居るならば其の工事は地上十米以上に於て作業を爲すものと解されるのである。

地下三米とは必ずし頭上に三米以上の地盤を有する場合のみを意味するものではない。地盤を三米以上掘下げたる場合をも包含するものと解すべきである。尤も此の場合元の地表より掘下げたる面の傾斜が極めて緩慢にして土砂崩潰の危險存せざる如き場合は所謂地下と解することを得ない。

木造家屋の意義（扶助令第二條第一項但書）

扶助令第二條第一項但書に所謂「木造家屋」とは家屋の全部が木構造なることを要せず組立用材の大部分が木材なるもの（所謂木骨構造）は假令木材以外の材料使用し裝備せるものと雖も木造家屋と解すべきである。但し木骨石造、木骨煉瓦造、木骨混凝土造の如きは之を包含しない又木骨にして建物の外圍を板にしてセメントモルタル等に依り着裝する程度のものは「木造家屋」に包含せらる（勞發第七五〇號）。

「家屋」とは屋蓋を有し柱材に依り支持せられ土地に定着する建築物にして、其の使用目的の如何は問はない、從つて側壁なきプラットホームの上家の如きも所謂家屋である（昭和九、八、一五）。

扶助法第二條第一項但書の木造家屋の建築工事の意義

茲に所謂木造家屋の建築工事とは木造家屋を新に建築する場合は勿論修繕、改築する場合をも包含するのである。

三百三十平方米とは約百坪である。詳しく言へば九九、八二五坪である。

扶助法第二條第一項の規模に該當する時期と保險の關係

一、工事開始前其の工事が扶助法第二條第一項各號の孰れかに該當すること明かなる場合に於ては工事開始前保險契約の締結を爲すべきであり（保險令第二條第二項）、其の工事期間中扶助法竝勞災保險法の適用あるは言を俟たない。

二、工事施工の當初扶助法第二條第一項各號の孰れにも該當せずと見込まれたるものが、工事實施後右所定の規模に

該當するに至りたるときは工事全體として法の適用を受くることとなる、此の場合其の保險料は工事開始後に拂込まれることとなるが、其の工事開始後の拂込が已むことを得ざる事由に因るものと認められたるときは保險料が減額せられ得るのである（保險令第六條第四項）。此の事に付ては保險料の章に於て詳述する。

此の工事實施後所定の規模に該當する場合は事業主の當初に於ける見込違ひの場合、豫期せざる事由發生に依る場合等に生ずるのであるが、其の孰れたるを問はず其の工事は全體として工事の着手の時に遡り扶助法竝勞災保險法の適用を受くることとなるのである。

從つて豫定計畫に依れば勞災保險法の適用を受くべき規模に該當せざりしも工事着手後計畫の變更其の他の事由に依り右規模に該當するに至りたるときは保險料は原則として工事全體に付之を徵收され而かも保險期間は短かいのであるから事業主は大なる不利益を蒙るを通常とする。故に勞災保險法の適用を受くべき規模に該當するに至るの虞ある工事に付ては豫定計畫上本法の適用工事に該當するものとして保險に付して置くことが便宜であり且利益である、例へば豫定計畫に依れば大體使用勞働者延人員九百人位を必要とする工事は之を千人とし又請負金額の見込が四千圓として保險に付するのである。若し工事終了したる場合に使用したる勞働者の延人員が九百人であり又請負金額が四千圓なりとするも扶助令第二條第二項の規定に依り保險の權利竝利益を失はずその上保險令第十條の規定に依り保險料精算後過剩保險料の返還を受け保險契約者は何等の損失をも蒙らないのである。

三、工事着手の際の豫定計畫が右所定の規模に該當したる處計畫の變更其の他の事由に因り工事着手後右規模に該當せざるに至りたる場合には引續き規模に該當するものとして取扱はれる（扶助令第二條第二項）。若し該當せざるに至りたる時以後扶助法及勞災保險法の適用なきに至るものとすれば既に扶助を受けたる者と事業主との間に療養費、各種扶助料、葬祭料、歸鄉旅費等の返還の問題を生じ、政府と事業主との間に既納保險料の返還、既拂保險金の返納等の問題を惹起し、實に煩

雜に堪へ難いこととなるであらう。そこで扶助令第二條第二項は事業主、勞働者及政府の便宜を考慮し「工事着手前ニ於ケル豫定計畫ガ前項ノ規模ニ該當セザルニ至リシ場合ト雖モ前項の規模ニ該當スルモノト看做ス」と規定し便法を設けたる所以である。此の場合に於ても保險令第十條の規定に依り保險料精算後保險料の返還を受け得るのであつて事業主は少しの損失もない譯である。

第四章　工事の單位

工事の單位は(ハ)の工事に付き扶助法及勞災保險法適用の有無を決定する重要な役割を爲すものであるから、能く研究してみる必要がある。

A、大體に於て請負に依る工事に於ては一請負契約（下請に非ざるもの）に依るものは一工事と見るべきである。なぜなら一請負契約に依る工事は原則として作業上及勞働者の使用上一單位を爲し請負契約が異れば事業主も亦異るからである。尙次の各種の場合に分ちて說明してみやう。

一、土木建築工事に從屬せる作業又は事業

主たる土木建築工事に附帶して行はれる作業又は事業に付ては之等の作業又は事業が次の要件を具備するときは主たる工事の一部として其の工事に吸收せられ、全體として一工事となり扶助法第一條第二號(ハ)の工事中に包含せられ扶助法施行令第二條第一項各號の一に該當するときは扶助法及災害保險法の適用があるのである。此の場合其の作業又は事業が元請負人たると下請負人たるとは之を問はない。

（註）土木建築工事に從屬せる作業又は事業とは例へば當該工事より生ずる廢棄物（不用土砂、不用木片等の如き）の運搬作業、土木工事に使用する土砂採取の事業及軌道に依る土砂運搬の事業の如きを謂ふのである。

要件

1. 主たる土木建築工事に附帶して行はれる作業又は事業が工事を施工する事業主の指揮監督の下に行はるゝを要す
2. 其の作業又は事業が、工事の進行と共に必然的に密接不可分の關係あるを要す

工事の進行と共に必然的に密接不可分の關係あるとは其の作業又は事業を爲さゞるに於ては工事を完成する能はざるを

謂ふ。

3. 工事の開始と同時に又は後に着手せられ工事の完成と共に撤廢せらるべきものたるを要す

從つて常に土石の採取を專門の事業とする者をして便宜上當該工事期間其の工事に使用する土石を採取せしむる場合は其の土石採取事業は工事と運命を共にするものに非ざるを以て此の要件を缺除するものと言はねばならぬ。

（註）同趣旨（昭和七、二、一七、發勞第一〇三號、昭和七、一〇、二六、發勞第一〇三號）

二、一の請負契約に依り施工せられる場所の異なる工事

同一注文主より同一請負人が場所の異なる工事を一括して請負ひたるときは假令之に包含せられる工事が作業上相互に關聯ある場合は固より、作業上關聯なき二以上の場所に於て施工せられる場合と雖も當該請負工事全體として一工事であり扶助法施行令第二條第一項の各號の一に該當するや否やを定め、之に該當するに於ては請負工事全體を一工事として保險契約を締結すべきものであつて各場所の工事毎に適用の有無を決するものではない。從つて各場所に於ける工事毎に請負金額の區分を爲し得ると否とは之を問はないのである。

然し乍ら右の原則に對して例外を爲すのは木造家屋の建築工事であつて、此の工事に於ては作業上の關聯あることを要件とする、卽ち一請負契約に於て作業上連絡なき相離れたる作業場所の二以上の木造家屋の建築工事を包含する場合には其の孰づれもが扶助法施行令第二條第一項但書に該當するものなるときは當該請負工事全體としては之に該當する場合と雖も扶助法及勞災保險法の適用がない。尤も工事が作業上關聯ある場合例へば同一又は相隣接する敷地に略ゝ同一時期に於て工事が施工せらるゝ場合の如き客觀的に單一の工事と認められる場合に在りては當該工事全體を通じて扶助法施行令第二條第一項但書に該當するや否やを定むべきものである。

（註）同趣旨（昭和七、九、二二、發勞第一七〇號）

一の請負契約に依り施工せられる場所の異なる工事とは例へはタンクの解體及建設の請負契約を爲し甲地に於てタンクを解體の上、其の解體材料に依り乙地に於て建設する場合、特定せる鐵道沿線の橋梁修繕の請負契約を爲し甲地の鐵橋修繕後引續き乙地及丙地の鐵橋修繕を施工する場合或は隧道及道路建設の請負契約を爲し甲地に於ては隧道を、乙地に於ては道路を建設する場合等の如きを謂ふものにして、斯かる請負工事は相當廣範圍に行はれてゐるのである。

三、作業上關聯ある二以上の工事に付請負契約が各別に締結せられたる場合

同一注文者と同一請負人との間に於て二以上の工事に付き請負契約が各別に締結せられたる場合に於ても工事が互に作業上關聯ある場合例へば略ゝ同一時期に、同一又は相隣接する敷地に於て勞働者を各工事毎に區別することなく共通に使用する場合には客觀的に全體の工事を單一の工事と認められるを以て請負工事全體として扶助法施行令第二條第一項各號の一に該當するや否やを定め之に該當するときは該請負工事全體を對象として保險契約を締結すべきである。

（註）同趣旨（昭和八、一一、七 勞發第一、一五五號）

同一構内に於て施工せられたる工事を第一期工事第二期工事とに分ち施工する場合に於ても第一期工事と第二期工事とが同一請負人に依り施工せらるゝことが豫定せらるゝときは、工事全體に付き其の規模に依り法適用の有無を決すべく、若し適用あるに於ては保險契約を締結すべきである。

（註）同趣旨（昭和七、五、一八 收勞第一〇二號）

四、分割請負契約に依り施工せられる工事

或る工事を數個の分割請負契約となし、作業上相互に關聯ある工事を異なる請負人に於て施工し、注文主が工事全體を統制して指揮監督する場合に於ては各個の工事を合して一工事となし注文者の直營工事と解すべきである。從つて此の場合には注文者が扶助責任を負ひ、扶助法施行令第二條第一項の各號の一に該當するときは注文者に於て保險契約を締結す

べきである。

（註）同趣旨（保險院社會保險局編纂 勞災保險法令の說明）

分割請負契約に依る工事に於て注文者が何等の指揮監督を加ふることなく、請負人に於て獨自に施工し、其の請負契約の成立、工事の施工に關し各請負人間相互に密接なる連絡關係ありて、其の關係が工事全體より客觀的に共同請負と認められるゝときは各請負人の請負部分を包括して工事全體に付き扶助法を適用すべく各請負人は其の工事の一部を擔當する者として夫々各自の請負たる部分の工事に付勞災保險法上の事業主たるべく保險契約を締結すべきである。然れども實際上の取扱としては各請負人協議の上其の代表者を定め之をして扶助責任を負はしめ、保險契約の締結をなすことが便宜である。

（註）同趣旨（昭和七、八、一六 收勞第一六七號）

分割請負契約工事にして各請負人間に密接なる連絡關係ある工事とは例へば家屋の建築工事に於て基礎工事、軸組工事、屋根工事、左官工事、建具工事等が夫々請負人を異にする場合の如きである。

分割請負契約に依る工事に於て注文者が指揮監督を加ふることなく、請負工事の關係が相互に連絡なく全く獨立せるものにして各請負人の請負ひたる工事が相互に無關係に施工せらるゝものなるときは各個の請負人の請負たる工事に付其の規模に依り本法適用の有無を決すべきである。

（註）同趣旨（昭和七、五、一八、昭和七、八、一六 收勞第一〇二號、收勞第一六七號）

相互に無關係に獨立して施工せらるゝ分割請負工事とは例へば道路の改修工事に於て甲は橋梁工事を、乙は道路の修築工事を請負ひたる場合の如きを謂ふ。

分割請負契約に依り施工せらるゝ工事の適用關係に付ては若干の異說があるが上述の解釋が通說である。

B、請負に依らない工事に在りては一定の場所に於て勞働者の使用上獨立の一單位をなす作業の統一體が一工事と解されるのである。例へば或る企業主が數件の土地整理工事を直營にて施工する場合に、若し各個の土地整理工事が夫々作業上及勞働者の使用上獨立の一單位を爲すならば夫々が獨立の一工事であり、各個の規模に依り其の工事毎に本法の適用の有無を決すべきである。

第五章　保險契約者

勞災保險に付する事業は(ロ)の注文に依る工事及(ハ)の工事であり(保險令第一條第一項)、其の工事の事業主は保險法第三條の規定に依り政府と保險契約を締結せねばならぬ。今之を(ロ)の注文に依る工事と(ハ)の工事に分ちて說明しやう。

一、(ロ)の注文に依る工事に於ける保險契約者

(ロ)の注文に依る工事に於ては工事の注文を受けたる者（但し、數次の注文に依る場合に於ては注文を受けたる最上級者〔元請負人〕）が政府と保險契約を締結せねばならぬ(保險法第三條第一項及第二項)。

(ロ)の注文に依る工事に於ては注文が數次に亙らざる限り（即ち下請負とならざる限り）注文者(事業會社)より直接工事の注文を受けたる者(請負人)は第一次の扶助責任者であり、保險契約を締結すべき者である。從つて其の注文を受けたる者は扶助責任と保險契約締結の義務とを負擔するのである。

(註)　扶助責任

數次の注文に依る場合には注文を受けたる最上級者(元請負人)は第一次の扶助責任者ではなく、勞働者を使用して事業を爲す者(此の場合は下請負人)が第一次の扶助責任者である、然し乍ら注文を受けたる下級者が扶助責任を履行せざるときは上級注文者が第二的扶助責任を負ふのである。尙注文者(事業會社)と注文を受けたる者(請負人)との關係に於ても其の注文が數次に亙ると否とに拘らず(即ち下請負に附せられたると否とに不拘)注文者(事業會社)は第二次的扶助責任を負ふのである。

扶助法上は注文者(事業會社)も工事の注文を受けたる者(請負人)も共に扶助責任者であつて、其の孰づれを保險契約者と爲すべきかは便宜の問題であるが、勞災保險に於ては注文を受けたる者(請負人)（數次の注文に依る場合には最上級者〔元請負人〕）に保險契約締結の義務を負はしめた。なぜなら保險料の納付は常に注文を受けたる者(請負人)たることを便宜とするからである。

（註）(ハ)の工事に在りては扶助を引受けたる下請負人も保險金受取人となり得るのであるが、(ロ)の注文に依る工事に在りては、注文を受けたる最上級者（元請負人）のみが保險金受取人となり、第二次以下の注文を受けたる者（下請負人）は勞災保險法上の所謂保險金受取人たり得ない。然し乍ら注文を受けたる最上級者より特に委任を受けて保險金の請求又は受領することは差支ないのである。

二、(ハ)の工事に於ける保險契約者

(ハ)の工事に於ては勞働者を使用して事業を爲す者（即ち請負工事に在りては請負人（但し工事の全部又は一部が數次の請負に依り爲さるゝ場合に於ては元請負人）。請負に非ざる工事に在りては事業主）が政府と保險契約を締結せねばならぬ（保險法第三條本文）。扶助法第三條第一項）。

(ハ)の工事の注文者は何等の扶助責任を負ふ者ではないが、元請負人と下請負人との關係に於ては其の扶助責任が(ロ)の注文に依る工事の注文者と注文を受けたる者との關係に似てゐる。即ち(ハ)の工事が數次の請負に依るときに於て下請負人をして扶助を引受けしむるときは同一勞働者の扶助に付て重複的に扶助責任者が政府と保險契約を締結せねばならぬ（保險法第三條本文）。扶助法第三條第一項）。

(ハ)の工事の注文者は何等の扶助責任を負ふ者ではないが、元請負人と下請負人との關係に於ては其の扶助責任が(ロ)の注文に依る工事の注文者と注文を受けたる者との關係に似てゐる。即ち(ハ)の工事が數次の請負に依るときに於て下請負人をして扶助を引受けしむるときは同一勞働者の扶助に付て重複的に扶助責任者があり、其の下請負人が第一次的扶助責任者にして元請負人は第二次的扶助責任者である。勞災保險法に於ては此の場合元請負人をして保險契約締結の義務を負はしめた。なぜなら保險料の納付は下請負人よりも元請負人たることを便宜とするからである（保險法第三條但書）。

保險契約の締結義務者としては第二次的扶助責任者たる元請負人であるが、保險金受取の權利は扶助の第一次的責任者たる扶助を引受けたる下請負人に與ふることを妥當とする。そこで勞災保險法に於ては保險金受取人は原則として保險契約者であるが、扶助を引受けしめたる下請責人あるときは其の下請負人を保險金受取人としたのである（保險法第四條）。此の點に付ては(ロ)の注文に依る工事に於ける數次の注文に依る場合と取扱が異つてゐる。

第二編第二章第一節　保險金受取人の項參照

第六章　保險契約の締結

第一節　保險契約の申込と保險料納入の方法

保險契約の申込

勞災保險に付する事業は扶助法第一條第一項第二號(ロ)の注文に依る工事及同號(ハ)の工事であるが、勞災保險法第三條の規定に依り政府と保險契約を締結すべき者（前章參照）は工事開始前十四日迄に保險契約の申込をなさねばならぬ（保險令第一條本文）。工事の開始とは工事着手を意味するのであつて其れが主たる工事たると準備工事たるとを問はない。其の工事に關し現實に勞働者の作業着手があるなら、それは「工事開始」である。

保險契約の申込は原則として工事開始前十四日迄に爲すのであるが已むことを得ざる場合に於ては工事開始後に於て保險契約の申込を爲すを妨げない（保險令第一條但書）。

保險契約の申込を爲さんとする者は保險契約申込書（災保樣式甲第一號）に保險則第一條の所要事項を記載し記名捺印の上保險院長官に提出するのである。尙保險契約申込當時工事の主たる事務所の設けなきときは申込書に記載することが出來ないから之を設けたる後遲滯なく屆出づればよい。此の保險契約申込後の工事の主たる事務所（保險令第一條第一項第三號）の屆出は保險契約申込書記載事項變更屆（災保樣式甲第十六號）を以て保險院長官に屆出づべきである（保險則第一條第二項）。

尙勞災保險に關し保險院長官に提出すべき書類は原則として工事の主たる事務所の所在地を管轄する地方長官を經由するのであるが、保險契約申込書丈けは例外として事業主より直接保險院長官に提出するを要する（保險則第十九條）。之は事業主の便宜と保險期間を考慮して契約締結の敏速を計つたものである。

尙事業主が保險院長官に保險契約申込書を提出したるときは之と同一內容の保險契約申込書寫本届（勞保樣式甲第二號）を以て保險契約の申込を爲したる旨を地方長官（東京府に在りては警視總監）に届出でねばならない（保險則第一條第三項）。

次に保險契約申込書の記載事項中記載上注意を要する事項に付き說明しやう。

A　工事の名稱　工事の名稱は必ずしも工事の內容を表示することを要しない。請負契約の當初注文者との契約により工事の名稱の定まつてゐるものは之を記載すべく、符號又は略號にても差支ない。然し乍ら成るべく工事の內容を表示したるものであることが望ましい。

B　工事の種類　工事の種類は保險料率告示に揭げてある種類を書くのであつて、學術上又は專門上の種類を記載するのではない。例へば「砂防工事」は「河川工事」、「衞生設備工事」は「家屋附帶設備工事」といふ風に書くのである。

C　工事の主たる事務所　工事の主たる事務所とは其の工事施工に關する一切の又は主たる事務を執る所であつて工事現場に設けられるを常とする。

（註）**工事の場所が隣接縣に移動したる場合**　勞災保險適用工事に於ける工事の主たる事務所は工事の行はるゝ場所に設置せしむる趣旨であるから工事の場所が他の隣接府縣に移動する場合には工事の主たる事務所も之に伴ひ移動するを原則とするのであるが、鐵道、軌道等の建設工事、道路、河川、電線路等の工事に於ける場所が他の隣接府縣に移動したる場合に於て其の工事期間が短期間なるとき又は地理的關係上特殊の事情に依り工事の主たる事務所を從前の工事場所を管轄する府縣內に置くことを事業主が希望する場合は從前の工事場所を管轄する府縣は之を容認するであらう。

此の場合の地方廳の事務取扱　此の場合には工事の主たる事務所の所在地を管轄する府縣は他の府縣內に於て發生したる事故に對する届出又は保險に關する書類を取扱ふこととなるから保險契約申込書寫本届及保險契約票の寫等を工事場所管轄府縣に差附して相互連絡を保ち**實地調査等に當り遺憾なきを期せねばならぬ**（昭和一〇、五、一八勞發第四〇二號）

D　工事の開始及終了の豫定年月日　之れは豫定又は見込の年月日であるから工事開始前の申込に在りては事實と相違することがあつても已むを得ない。然し成る可く事實に近似する年月日たることを要する。

E　保險契約申込者の住所氏名　支店、出張所又は工事現場よりの保險契約申込の場合には本店（又は本社）の住所及名稱の外代表者名をも記載せねばならぬのであつて、支店、出張所又は現場事務所の住所及名稱を記載するのではない。

F　工事の豫定費用概算額　之は請負金額の定なき工事の場合にのみ記載し、請負金額の定ある工事に在りては請負金額のみを記載し工事の豫定費用概算額は記載しないのである。

G　賃金總額の見込額　之は現實に支拂はるべき賃金總額の見込額にあらずして、扶助令第十五條及第十六條の規定により定むる標準賃金額に使用勞働者豫定延人員（工場法又は鑛業法の適用を受くる職工及鑛夫を除く）の數を乘じたる金額である。

H　保險料率　保險料率は保險料率告示に定められたる工事種類の料率を記載するのである。

I　概算保險料總額及工事開始前に拂込むべき概算保險料額　之は保險令第六條に定むる算出法により算出したる額を記載するのである。

J　工事の設計概要　之は工事施工內容を知るに必要なる程度の記載を以て足るのであるが、少くとも工事の種類を確認し得る程度の記載を必要とする。

保險料納入の方法

保險料の納入に付ては後に詳述する所であるが、玆では納入方法に付き簡單に述べて置かう。

納入告知書に依る拂込

保險院は保險契約申込書を受理したるときは其の適用規模及內容を審査の上直ちに保險料の納入告知書を發行する。保

險契約申込者が右納入告知書に基き保險料を日本銀行の本、支店又は代理店に納入すれば、之を收納の上保險院長官は保險證書を作成して交付する（保險則第二條）。

納入告知書及保險證書は原則として保險契約申込者の住所（本店）へ送附するものであるから、若し支店、出張所、工事現場等へ送附して欲しいときは其の旨を保險契約申込書裏面の納入告知書送附先又は保險證書送附先の欄に記載して置かねばならぬ。

納入告知書は原則として郵送するから、之が到達するには一、兩日（遠隔の地に在りては數日）を要するから、東京に本、支店のある者若は納入告知書の受領を非常に急ぐ場合は直接保險契約申込書を保險院社會保險局船員勞災保險課勞働者災害扶助責任保險係へ持參し納入告知書を受け直ちに日本銀行に於て保險料を納めることが便利である。

又保險院より送附する納入告知書を待たず振替貯金拂込又は當座付替の方法に依ることも亦便利である。殊に保險契約申込書發送前に保險料を拂込むには此の方法に依ることが最も便利であり安全である。

振替貯金拂込又は當座付替

振替貯金に付ては保險院社會保險局（加入者氏名）が東京三七三九六番（口座番號）の口座を持つて居るから保險契約申込書發送前又は發送と同時に振替貯金に拂込んでも差支ない。併し此の場合は振替貯金拂込用紙の裏面の通信文記載欄に左記事項を記載することが肝要である。

通信文記載欄

表記の金額左記工事の勞働者災害扶助責任保險の保險料として送附致候條御査收相成度

記

一、工事の場所
二、工事の名稱
三、工事の開始豫定年月日　昭和　年　月　日
四、工事の終了豫定年月日　昭和　年　月　日
五、保險契約申込書發送年月日　昭和　年　月　日

備考

當座付替に付ては保險院社會保險局が株式會社第一銀行の特別當座預金口座を持つて居るから第一銀行又は其の取引銀行と取引を持つ者は此の當座付替を利用しても差支ない。

振替貯金拂込又は當座付替は共に其の拂込又は付替の日を以て保險料拂込の日と保險の效力とは密接な關係を有するから後述保險期間參照せられ度い。次に右の方法に依つて保險料を納めた場合は保險契約申込書裏面保險料拂込方法の欄に其の旨を附記することが必要である。

（註）拂込の日の意義

保險契約者が保險料拂込に必要なる手續中自己の爲すべき部分を完了したる日卽ち振替貯金に在りては申込者に於て郵便局に拂込を爲したる日、第一銀行當座付替に在りては第一銀行本、支店又は其の取引銀行に於て當座手續を終りたる日を以て保險令第五條に所謂保險料の拂込ありたるものと解する。尤も申込者に於て右手續を完了したる場合と雖も拂込ありたる金額が法定の額に達せざること其の他の事由に因り保險院收入官吏に於て之を收納すること能はざるときは保險料の拂込ありたるものと爲すことを得ない（昭和七、四、一四發勞第五一號）。

第二節　保險契約と委任

勞災保險に付する事業は扶助法第一條第一項第二號（ロ）の注文に依る工事及同號（ハ）の工事であつて之等の工事の事業主（保險契約者の意）は政府と保險契約を締結せねばならぬことは既に述べた所である（保險令第一條、保險法第三條）。

工事の事業主が各地に支店、出張所を有し其の支店又は出張所に於て工事を施工する場合に其の工事に付き本店に於て保險契約を締結することは事務上不便なることがあるであらう。例へば支店又は出張所と工事注文者との請負契約が明確ならず又は之等契約の內容調査に日子を費し保險契約の申込を遲延するが如きは此の例である。

そこで事業主は支店又は出張所に勞災保險に關する一切の件若は特定の件を委任して其の不便を避けることが出來る。此の委任により支店又は出張所が保險契約の申込を爲さんとするには保險契約申込書に委任狀を添付せねばならぬ。

（註）1. 委任に依り受任者が保險契約の申込を爲したるときは地方廳に其の旨を届出でねばならぬ、卽ち保險契約申込書寫本届に委任狀の寫を添付するか、昭和何年何月何日附委任狀を保險契約申込書に添付したる旨寫本届に附記せねばならぬ。

2. 保險法第十一條に「本法ニ依ル保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス」とあるを以て勞災保險に關する右の委任狀には印紙貼付の要はない。

3. 支配人、會社を代表する無限責任社員若は取締役等の地位に在る支店長が勞災保險契約を履行する場合には委任狀を必要としないものと解すべきである（改正商法第三八條、第七八條、第一四七條、第二六一條、第四六六條參照）。蓋し之等の者は法の定むる所に依り其の營業に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲をなす權限を有するからである。

4. 委任する權限の內容は委任者に於て定むるものであるから各場合に於て異なるは言ふ迄もない。

委任には特に工事を定めて權限を委任する場合（特定委任）と特に工事を定めることなく一定範圍の總ての工事に付き勞災保險契約上の一切の權限を委任する場合（包括委任）とがある。

玆に委任狀を掲げて參考としやう。

一、特定委任

特に工事を定めて權限を委任する場合

委任狀

拙者儀左記ノ者ヲ以テ代理人ト相定メ左ノ權限ヲ委任ス

受任者ノ住所

受任者ノ職名及氏名

工事ノ名稱

工事ノ場所

右ノ工事ニ係ル勞働者災害扶助責任保險契約ノ申込、保險料ノ納入、保險金ノ請求竝受領其ノ他之等ニ關聯スル一切ノ件

右委任狀仍而如件

昭和　年　月　日

委任者ノ住所

（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地、法人名竝其ノ代表者名ヲ記載ス）

氏　名　㊞

（註）「其ノ他之等ニ關聯スル一切ノ件」とは保險料返還金の受領、保險契約申込書寫本届、保險契約申込書記載事項變更届、工事終了届、保險金請求書、各種承認申請書、其の他諸願、伺、届書等の提出を意味するのである。

二、包括委任

特に工事を定めることなく一定範圍の總ての工事に付き勞災保險契約上の一切の權限を委任する場合。

委任狀

拙者儀左記ノ者ヲ以テ代理人ト相定メ左ノ權限ヲ委任ス

受任者ノ住所

受任者ノ職名及氏名

弊社……支店ニ於テ施工スル工事ノ勞働者災害扶助責任保險契約ノ申込、保險料ノ納入、保險金ノ請求竝受領其ノ他之等ニ關聯スル一切ノ件

右委任狀仍而如件

昭和　年　月　日

委任者ノ住所

（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地、法人名竝其ノ代表者名ヲ記載ス）

氏　名　㊞

（註）包括委任に基き保險契約を締結するには當初保險契約申込書に委任狀を添付して保險契約の申込を爲し、爾後の申込に付ては委任關係の存續する限り保險契約申込書に昭和何年何月何日委任狀提出濟なる旨附記するを以て足る。尙保險契約申込書寫本届に付ても同樣である。

保險契約者たる委任者が受任者をして勞災保險契約上の種々の件を履行せしめてゐたる場合に於て當事者が委任を解除したるときは委任解除の届を遲滯なく保險院長官に提出せねばならぬ。茲に委任解除届の書式を掲げて置かう。

例一

委任解除届

工事ノ名稱

工事ノ場所

保險證書記號番號

受任者ノ住所

受任者ノ職名及氏名

何某（受任者ノ氏名）ヲシテ右工事ニ係ル労働者災害扶助責任保険契約ノ申込、保険料ノ納入、保険金ノ請求竝受領其ノ他之等ニ關聯スル一切ノ件ヲ委任致居候處今般都合ニ依リ昭和　年　月　日限リ右委任ヲ解除シ爾今拙者ニ於テ直接取扱可仕候條此段及御屆候也

昭和　年　月　日

委任者ノ住所

（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地、法人名竝其ノ代表者名ヲ記載ス）

拙者　儀

氏名　㊞

保険院長官殿

例二

委任解除屆

受任者ノ住所

受任者ノ職名及氏名

何某（受任者ノ氏名）ヲシテ弊社……支店ニ於テ施工ニ係ル工事ノ労働者災害扶助責任保険契約ノ申込、保険料ノ納入、保険金ノ請求竝受領其ノ他之等ニ關聯スル一切ノ件ヲ委任致居候處今般都合ニ依リ昭和　年　月　日限リ

右委任ヲ解除シ爾今拙者ニ於テ直接取扱可仕候條此段及御屆候也

昭和　年　月　日

委任者ノ住所

（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地、法人名竝其ノ代表者名ヲ記載ス）

氏名　㊞

保険院長官殿

（註）尚支店に於て既に保険契約を締結し、工事の未だ終了せざるものの工事の名稱、工事の場所、保険證書記號番號等の一覽表を別紙として此の委任解除屆に添付するを便宜とす。

尚此の委任解除屆は總て工事場所管轄地方廳經由の上保険院に提出するのである。

第七章　保険證書

保險契約は他種の契約の如く申込と承諾とに因りて成立するのである。保險則第二條は「保險院長官保險契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ保險證書ヲ作成シ保險契約者ニ交付ス」と定めてゐるが、保險契約の申込があつたからと云つて直に保險證書を交付するのではない、保險契約の申込書を受理し正當保險料の納入を俟つて保險證書作成の上保險契約者に交付するのである。この保險證書の性質に付き考察してみやう。

保險證書の性質

一、保險證書は保險契約の成立要件を爲すものではない。又之に保險院長官のみが記名捺印し保險契約者が署名しないから、保險證書は保險契約の證據方法の一つとして發行せらるゝ證書に過ぎない。當事者は實際締結せられたる保險契約が保險證書の記載と異ることの反證を擧げて之れを爭ふことを得る。尚保險證書の證據力は保險者の爲めでなくて保險者に對して存するのみである。是れは保險者が一方的に之を發行したるが爲めに他ならない。

二、保險證書は證據證券に過ぎずして有價證券ではない。保險證書は手形の如く債務者が證券の文言に從ひて責を負ふ所謂證券的債務を設定するものではなく、保險金に對する請求權は保險證書以外に存する諸種の事情例へば保險料の正規の拂込其の他の義務の履行に繫つてゐるのである。此の故に保險證書は有價證券ではなく、單獨に流通するに適せざるものである。

三、保險證書の記載事項として保險則第二條に規定が設けられてゐるが、保險證書は有價證券に非ずして證據證券なるが故に假令記載事項の何れかを缺くも殘りの事項に付ては證據力を有し、證書の無效の問題を生じない。

保險證書の記載事項

保險證書の記載事項に付ては保險則第二條に明文があるから同條參照。

保險證書記載事項の變更竝再交付

保險證書の記載事項に變更を生じたるときは保險契約者は遲滯なく保險證書を添へ其の訂正の申請を爲さねばならぬ（保險則第五條）。此の場合申請書の記載樣式は別段の定めがないから適當に記載し地方廳經由の上保險院長官宛提出すればよいのである。然し乍ら保險契約申込書記載事項變更屆（災保樣式甲第十六號（保險則第一條第二項參照））に保險證書を添へ地方廳を經由して提出するのが最良の方法である。

尙保險證書を亡失又は汚損したるときは保險契約者は其の再交付の申請を爲すことが出來る（保險則第六條）。此の場合保險證書再交付申請書には少くとも保險證書記號番號（不明のときは記載を要せず）、工事の名稱、工事の場所保險契約者の住所、氏名及再交付を請求する事由を記載せねばならぬ。尙保險證書再交付申請書に付ては別段樣式の定めがないから適當に記載すればよい。

尙保險證書の訂正及再交付に付ては手數料を必要としないことを附け加へて置く。

第八章　保險契約申込書記載事項の變更

保險契約申込書記載事項に變更ありたるときは遲滯なく變更事項を保險院長官に屆出ねばならない（保險則第一條第二項）。但し後述保險令第六條第二項又は同令第七條第四項の規定に依り政府が右の記載事項中の保險料率及概算保險料の額を變更したる場合には保險契約申込書記載事項變更の屆出は必要としない。尙記載事項中概數、概算額、見込額、概要等を記載したるもの及工事の開始終了の豫定年月日に僅少の變更ありたるものに付ては逐一屆出づるには及ばない（昭和七、三、一六、勞發第九三號）。工事終了屆を提出する際記載するを以て足るのである。蓋僅少のものを一々屆出づるに於ては却つて事務の煩雜さを釀し其の效果が少ないからである。

（註）尙次の事項の變更に付ては其の屆出を明文を以て規定しては居らぬけれども變更ありたるときは遲滯なく屆出づることが實際上便宜である。

「工事ノ主タル事務所ノ名稱」

「注文者ノ住所、氏名」

次に保險料算定の基礎たる請負金額又は賃金總額に何の程度の變更があつた場合に遲滯なく其の屆出を要するかと云ふに大體次の標準に從つて屆出づることを要するのである。

請負金額又は賃金總額に變更ありたる場合の變更屆を爲すべき標準

1. 保險料算定の基礎たる請負金額の增加（增額が數次に行はるゝものに付ては其の累計額にして、注文者より工事用物の支給を受くる場合には其の見積價格を算入したるもの）が申込書に記載し又は既に變更屆を爲したる金額の三割を超ゆるとき
2. 前項の場合に於ける增加割合が三割未滿なる場合に於ても金額（注文者より工事用物の支給を受くる場合には其の見積價格を算入したるもの）に於て五萬圓を超ゆるとき
3. 賃金總額に依り保險料を算定せらるゝものに在りては其の增加額が申込書に記載し又は既に變更屆を爲したる賃金總額の三割を超ゆるとき

（註）右の1.及2.は昭和十一年六月二十二日勞發第七二七號を以て各地方長官宛通牒せるもの、3.は右通牒の主旨を類推せるもの

賃金總額に依り保險料を算定らるゝものとは請負金額の定ある以外の工事例へば諸種の直營工事（保險令第六條第一項第二號）、工作物の破壞工事（保險令第六條第一項第一號括弧內）、自動的機械の運行に依り施工せられる浚渫工事（昭和七、一〇、四勞收第二〇四號）等である。

尙保險契約申込書記載事項の變更に關聯し、營業の讓渡又は會社の合併に依る保險契約の變更に付き說明しやう。

營業の讓渡又は會社の合併に依る保險契約者の變更

營業の讓渡又は會社の合併に依り保險契約者の住所、氏名に變更を生じたるときは營業の讓渡又は會社の合併に依る勞働者災害扶助責任保險契約繼承屆を直接保險院に提出すると共に未終了の各工事毎に保險契約申込書記載事項變更屆を提出するのである。此の變更屆は既に保險契約濟にして未だ終了せざる工事毎に營業讓渡者（又は被合併會社の代表者）と營業繼承者（又は合併存續會社の代表者）との連署を以て屆出づるのである。玆に營業の讓渡（又は會社の合併）に依る勞働者災害扶助責任保險契約の繼承屆の書式を掲ぐれば概ね次の通りである。

營業ノ譲渡（又ハ會社ノ合併）ニ依ル勞働者災害扶助責任保險契約ノ繼承届

保險契約者
ノ　住　所
（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地）

氏　　名
（法人ニ在リテハ法人名）

今般營業ノ譲渡（又ハ會社ノ合併）ニ依リ從來前記何某（保險契約者ノ氏名）ニ於テ保險契約ヲ締結シタル別紙工事ノ勞働者災害扶助責任保險ニ關シ其ノ權利義務一切ノ件ヲ昭和　年　月　日以後何某（營業繼承者ノ氏名又ハ合併存續會社名）ニ於テ繼承致候條商業登記簿抄本竝印鑑證明書相添ヘ此段連署ヲ以テ及御届候也

昭和　年　月　日

營業繼承者（又ハ合併存續會社）ノ住所
（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地）

氏　　名　㊞

營業譲渡者（又ハ被合併會社）ノ住所
（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地）

氏　　名　㊞
（法人ニ在リテハ法人名竝其ノ代表者名）

保險院長官殿

別紙

繼承シタル工事一覽表

保險證書記號番號	工事ノ名稱	場所
昭　第　號	工事	
昭　第　號	工事	
昭　第　號	工事	

昭和　年　月　日現在

（註）營業の譲渡（又は會社の合併）に依る勞働者災害扶助責任保險契約の繼承届の提出に付ては別段の規定はないが、保險契約申込書記載事項變更届の進達を俟つて保險料の追徴又は返還、保險金の支拂等を爲すに於ては相當の日子を要し、其の間保險關係者の間に面倒なる問題を生ずる虞があるから事務の進捗竝圓滑を圖る爲めには是非共此の届出を爲すことが望ましい。

下請負人の爲したる保險契約の變更

保險契約締結の義務者は元請負人なるに不拘下請負人が何等かの錯誤に因りて保險契約の申込を爲し、當局が之を審査するも書類上元請負人たるの形式を爲し、而かも內容整備せるときは誤りて保險契約を成立せしめる場合無しとは言ひ得ない。

斯る場合に錯誤に因り保險契約を締結したる下請負人を元請負人の代理人又は正當なる保險契約者と看做すことを得るやと云ふに斯る場合は法律行爲の要素に錯誤あるものなるを以て無效の行爲と言はねばならぬ（民法第九五條）。從つて此の下請負人を元請負人の代理人又は正當なる保險契約者と看做すことを得ないことは言ふ迄もない。

故に錯誤に因り保險契約を締結したる下請負人が工事期間中自己が正當なる保險契約者に非ざることを知るに至りたるときは元請負人に保險契約の締結を要請すると共に保險契約解除願を工事場所々轄地方廳を經由して保險院長官に提出すべきである。元請負人に於て既に同一工事に付き保險契約締結濟なるときは保險契約の締結を要求するの必要なきことは言を俟たない。

（註）元請負人が其の義務を怠り保險契約を締結せざるときは千圓以下の過料に處せられることとなる（保險法第十三條）。

保險契約解除願の書式は大體次の通りである。

一、工事ノ名稱　保險契約解除願
一、工事ノ場所
一、保險證書記號番號
一、保險契約者ノ住所氏名
一、元請負人ノ住所氏名
一、元請負人ノ所有スル保險證書記號番號
一、錯誤ノ事由

元請負人何某ノ下請負人ナル處前記ノ錯誤ニ因リ右工事ノ保險契約締結仕候條特別ノ御詮議ヲ以テ保險契約解除相成度此段及御願候也

昭和　年　月　日

下請負人タル保險契約者ノ住所（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地）
拙者儀
名（印）
（法人ニ在リテハ法人名竝其ノ代表者名）

保險院長官殿

（註）玆に所謂「錯誤の事由」とは下請負人の法規に對する知識の欠缺、下請負人の事務取扱者が下請負人を以て元請負人なりと誤認したる場合、保險契約手續の齟齬、其の他種々の場合があるであらう。

下請負人が既に保險契約を締結したる工事に付き元請負人に於て未だ保險契約の締結なき場合に下請負人が其の契約を解除すれば勞働者の扶助に關し、保險金の返納其の他複雜なる問題を惹起することがあるであらう。從つて此の場合保險契約を解除することなく次の方法を採ることが便宜であらう。卽ち

元請負人と下請負人との協議の上兩者の連署を以て保險契約申込書記載事項變更屆を提出し保險契約者の住所氏名の變更を爲すのである。

其の記載要領は大體次の通りである。

變更事項	變更前ノ事實	變更後ノ事實	變更ノ事由
保險契約者ノ住所氏名	下請負人ノ住所氏名ヲ書ク	元請負人ノ住所氏名ヲ書ク	元請負人何某保險契約ヲ締結スベキ筈ノ處下請負人何某ノ錯誤ニ因リ保險契約締結シタルニ因ル

保險契約申込書記載事項中右ノ通變更有之候ニ付勞働者災害扶助責任保險法施行規則第一條第二項ニ依リ此段及屆出候也

昭和　年　月　日

保險契約者（法人ニ在リテハ代表者）氏名　捺印
元請負人　何某（印）
下請負人　何某（印）

保險院長官殿

（註）下請負人が既に納入したる保險料に付ては元請負人が下請負人に支拂ふべきものなることは言ふ迄もない。

第九章　工事終了の届出

工事の終了したる時は保險契約者は遲滯なく保險則第八條第一項所定の事項を保險院長官に届出ねばならぬ（保險則第八條第一項）。工事の終了したる時とは請負契約に依る工事に在りては完成したる工作物の引渡を完了したる時である。從つて事實上作業を終了するも引渡完了前は未だ「工事ノ終了」したる時ではない。

工事終了届の記載事項

工事終了届の記載事項に付ては保險則第八條第一項に列擧せられてゐるから同條參照。

尙災保様式甲第四號の工事終了届にはこれらの事項が印刷せられてゐるから、之に記入の上届出づればよいのである。

工事終了届の提出に當つては次の諸點に注意せねばならぬ。

一、工事終了届に記載する請負金額は工事が完成し工事全部を引渡す際當事者間に於て協定せられたる金額であつて現實に其の金額の授受を爲したると否とは之を問はない。

二、工事終了の際請負金額の増減に付き注文者と交渉中にして請負金額の確定迄に相當の日子を要する見込なるときは記事欄に其の旨記載し一應工事終了届を提出し確定後更めて工事終了届を以て其の金額を届出でねばならぬ。

三、届出でたる請負金額が未確定のものなりしときは確定後事由を附して工事終了届を再提出するを要す（以上一乃至三ハ昭和九、一一、一八勞發第三號）。

四、火災、風水害、其の他天災地變に依り工事の既成部分を燒失又は破壞せられ、之を補修又は再築して工事を繼續したる場合に於て保險契約者が工事注文者より見舞金又は保險會社より保險金等を收受したるとき、即ち其の名目の如何を問はず罹災に對するものとして金錢を授受したるときは之等見舞金、保險金等を加算したるものを請負金額として保險料を

算定するものなるを以て工事終了の際其の旨を届出づるを要す。其の金錢の授受が工事期間中に行はれたるときは保險契約申込書記載事項變更届を以て速かに届出づるを要す（昭和九、一〇、一三勞發第七九一號）。

五、工事終了届に記載する使用勞働者延人員は保險則第七條に依り日々記錄したるものを集計記入するのである。

六、既に工事終了届を提出したる後補修工事を施工するときは補修工事終了後其の事由を記し更めて工事終了届を提出せねばならぬ（昭和八、八、一五勞發第一五〇號）。

（註）補修工事中の事故に對する保險金を請求する場合には請求書記事欄に其の旨を記載せねばならぬ。

七、保險契約者の死亡其の他の事由に依り工事中途に於て請負契約解除せられたる場合は解除の時までに施工したる部分に對する工事終了届を提出すべきである。

（註）保險契約者死亡に因る請負契約解除の場合は其の相續人が工事終了届を提出すべきである。

尙工事終了の届出に際しては其の工事終了届に次の書類を添付せねばならぬ。

一、注文者が請負者に工事用物を支給したる場合は「請負者ニ支給シタル工事用物申告書」（災保様式甲第十五號）。

二、一工事にして二以上の種類の工事を包含し請負金額又は賃金總額が工事の種類毎に區分せらるゝ場合は其の區分證明書。

三、機械器具の組立又は据付工事にして請負金額中に機械器具の價格を包含する場合は機械器具の價格と組立又は据付費との區分證明書。

四、請負金額又は支給工事用物中に保險料の算定の基礎たる請負金額に加算せられざる物の價格を包含する場合は其の證明書。

前記二乃至四の場合に於ける注文者の證明は當該工事注文者（本人若は法人の場合に在りては其の代表者）のみの證明に

限らず當該工事施行上の注文者側の責任者（例へば主務部長又は課長、出張所長、支店長、工事主任又は現場主任）の證明にても差支ない（昭和一四、一〇、二四、社發第九三八號）。

（註）注文者側の責任者が證明する場合には其の氏名の外職名をも記載すべきである。

扨て工事終了届に添付を要する之等の書類に付き今少し詳細に研究してみやう。

工事終了届に添付を要する書類

（一）注文者が請負者に工事用物を支給したる場合の申告

勞災保險に付する工事の注文者は請負者に工事用物を支給したるときは工事終了後遲滯なく其の支給したる物の種類別數量及左の各號に依り算定したる價額を保險院長官に申告せねばならぬ（保險則第二十條第一項）。

（註）此の「請負者ニ支給シタル工事用物申告書」（災保様式甲第十五號）は注文者が請負者に委託して工事終了届に添付の上工事場所管轄道府縣の警察部（東京府に在りては警視廳保安部）に差出すのである（保險則第二十條第三項）。

一、注文者ガ購買シタル物ニ付テハ其ノ購買價格

二、注文者ガ其ノ業トシテ生産又ハ製造シタル物ニ付テハ其ノ支給ノ時ニ最近接シテ注文者ガ販賣シタル通常ノ價格

三、前二號ノ規定ニ依リ難キ物ニ付テハ其ノ見積價格

（註）**注文者が請負者に支給したる工事用物に關する地方廳の事務取扱**

注文者が請負者に支給したる工事用物に付ては地方廳に於て左記の點に留意し事務を取扱はねばならぬ（昭和一〇、三、二三、勞發第二二二號）。

一、保險契約者が注文者より支給を受くる工事用物中鐵塔、鐵鈑タンク等の建設工事に於ける鐵骨、鐵鈑類、電線の架線工事に於ける電線類又は軌條の敷設、橋梁の架設等の工事に於ける軌條、鐵桁等の製作物の類及電力燃料等は動もすれば届出洩となる處あるを以て申込書寫本届提出ありたるときは請負金額、工事設計概要、使用勞働者豫定延人員等を綜合し之を注意すること、届出洩を發見したるときは嚴重注意を與へ直に申込書記載事項變更届を提出せしめ保險院に遲達すること

二、工事の注文者より支給したる工事用物の申告ありたるときは其の内容を審査し特に申告價額に付ては左記に依り事實に相違無

きときは工事終了届と共に保險院に遲達すること

(1) 保險令第六條第二項第一號及第二號の購買價格又は販賣價格に不審あるときは販賣者又は購買者に照會する等實際の價格を調査し申告價格の正否を確むること

又支給の直前に於て特に販賣價格を引下げたるものありと認むるときは通常の價格を調査し之を訂正せしむること

(2) 保險令第六條第二項第三號に該當する工事用物例へば自家用製產物、無償取得物、再用物又は購買したる物にして其の價格不分明のもの等の見積價格に付ては市場價格等を考慮し申告價格が不適當と認めらるゝときは之を訂正せしむること

尙「請負者ニ支給シタル工事用物申告書」に虚僞の事實を記載したるときは工事注文者は百圓以下の罰金又は科料に處せられるのである（保險則第二十一條第一項第三號）。

工事用物の申告に當りては次の點に注意せねばならぬ。

一、注文者が請負者に支給したる工事用物にして經濟的價値を有する物は總て申告せねばならぬ。

二、工作物の解體材料を再築に使用する場合は之を支給工事用物として申告するのである、此の場合之が價格に付ては保險則第六條第二項第三號に依るものとす（昭和一三、二、一、社發第八二號）。

三、縣道の改修工事を請負者が縣より請負ひ其の沿道の市町村が砂利、セメント等の工事用物を支給する特約ある場合の如きは此の工事用物を申告すべきである（昭和一五、九、一二地方勞災主任官事務打合會議注意事項ヨリ）。

元來支給工事用物の價格を請負金額に加算したるものを以て請負金額の定ある工事の保險料算定の基礎たる請負金額とせるは保險料負擔衡平の觀念に立脚せるものであるから此の趣旨より觀るとき前記各場合の申告は當然と言はねばならぬ。

（註）軍部より支給したる工事用物にして軍機保護上工事用物の種類、數量、單價等を記載することを得ざるものに付ては其の合計價格の申告を以て足り、之に付ては地方廳に於て意見を附きねばならぬ（昭和一五、九、一二、地方勞災主任官事務打合會議注意事項ヨリ）。

尙昭和十年四月二十日迄に保險契約の申込を爲したる工事に付ては注文者が請負者に工事用物を支給したる場合に於ても其の價額を工事の請負金額に加算することなく請負金額のみを以て保險料算定の基礎たる請負金額としてゐた、從つて昭和十年四月二十日迄に保險契約の申込を爲したる工事に付ては請負者に支給したる工事用物申告書を工事終了届に添付するの必要はないのである（昭和十年三月二十六日内務省令第十六號附則）。

（二）工事別の區分證明

一工事にして二以上の種類の工事を包含し請負金額（又は賃金總額）が工事の種類毎に區分せらるゝ場合には工事終了届に區分證明書を添付せねばならぬ（勞發第九五〇號、昭和七、三、一六、昭和一四、一〇、二四、社發第九三八號）。

（註）一工事にして二種類以上の工事を包含する工事とは例へば家屋の建築を施工するとき其の内に木造家屋の建築工事と鐵筋混凝土造家屋建築工事が包含せられてゐる場合、道路の復舊を施工するとき其の内に道路の修築工事と橋梁の架換工事が包含せられてゐる場合、廣場の造成を施工するとき其の内に土地整理工事と道路舖裝工事が包含せられてゐる場合等の如きである。

此の區分證明に付き各種の場合に分ちて説明してみやう。

一、請負金額に依り保險料を算定する工事に在りては工事別に依る請負金額區分證明書、契約書の寫又は内譯書等にして注文者の署名捺印あるものを工事終了届に添付せねばならぬ。

二、賃金總額に依り保險料を算定する工事に在りては工事別に依る賃金總額及使用勞働者延人員（男女別）の區分に關する保險契約者の申告書を工事終了届に添付せねばならぬ。

（註）此の場合には必ずしも注文者の工事別賃金總額及使用勞働者延人員區分證明書は必要としない、なぜなら注文者に於ては此等の區分を明確に知るを得ないからである。

扨に所謂賃金總額とは扶助令第十五條又は第十六條の標準賃金に使用勞働者延人員を乘じたる額のことである。尙使用勞働者延人員の記載に付ては保險則第七條により毎月地方長官に届出たものに依らねばならぬ。

三、請負金額及賃金總額に依り保險料を算定する工事（例へば家屋の改修工事を請負ひ、其の内に鐵筋混凝土造家屋の破壞工事と鐵骨家屋の建築工事を包含する場合の如き工事）に在りては前記一及二の證明書及申告書を工事終了届に添付せねばならぬ。

四、請負金額に依り保險料を算定する工事に於て注文者より請負者に支給したる工事用物が二以上の種類の工事に使用せられたるときは、其の種類、數量、價格等を工事別に區分したる注文者の證明書を工事終了届に添付せねばならぬ。

（註）事業主が二種類以上の工事を包含する一工事を請負ひ、注文者が工事用物を支給したる場合に注文者に於て支給工事用物申告書（災保樣式甲第十五號）を各種類の工事毎に作成し、工事の種類及請負金額（即ち區分せられたる請負金額）を記載し、此の數葉の支給工事用物申告書を工事終了届に添付し、之を以て工事別に依る區分の證明並支給工事用物の申告に代へることは實際上便宜であらうと思はれる。

一の工事にして二種類以上の工事を包含し其の種類毎に請負金額又は賃金總額が區分せられざるときは高き料率に據るのである（昭和一五、九、一八厚生省告示第二二八號）。例へば道路改修工事を請負ひたる處其の内に隧道の開鑿工事と道路修築工事が包含せられ而かも工事別に依る請負金額の區分證明なきときは全體の請負金額に對し隧道工事の料率が適用されることとなる。之に反し工事別に依る請負金額の區分證明あるときは隧道の部分に對しては隧道工事、道路の部分に對しては道路工事の料率が適用されることとなるのである。

（三）機械器具の價格と組立又は据付費との區分

機械器具の組立又は据付工事に於て其の請負金額中に機械器具の價格が包含せられ居る場合は機械器具の價格を明示したる契約書、協定書又は證明書にして注文者の署名捺印ある者を工事終了届に添付せねばならぬ（昭和八、五、二六、昭和八、七、一九、昭和一四、一〇、二四勞發第五四號、勞發第七八號第四項、社發第九三八號）。なぜなら機械器具の組立又は据付工事の料率を適用する工事の保險料算定の基礎たる請

負金額中には當該工事に使用せらるゝ工事用物中機械器具の價格は之を算入しないからである。

尙工事を下請負に付したる場合には機械器具の價格を明示したる下請負契約書又は其の寫にして下請負人の署名捺印あるものを工事終了屆に添付するのである（昭和、八、七、一九、勞發第七八號）。

（四）保險料算定の基礎たる請負金額に算入せられざる工事用物の證明

機械器具の組立又は据付工事に於ける機械（前項に於て說明せり）、軌條敷設工事に於ける軌條、橋梁工事の鐵桁架設の場合に於ける鐵桁、埋設工事に於ける鐵管、ヒューム管、エタニツトパイプ、山型鋼、溝型鋼、鋼矢板、地中電纜等の價格に付ては保險料算定の基礎たる請負金額に算入しない（勞働者災害扶助責任保險料率適用工事分類表參照）、從つて此等の物の價格が請負金額中に含まれてゐる場合は固より注文者より支給を受くる工事用物中に含まれてゐる場合に於ても此等の物の價格は保險料率の適用が除外せられる。故に工事終了屆に此等の物の種類、數量、價格等を記載したる注文者の證明書を添付せねばならぬ。

（註）注文者より支給を受けたる工事用物中に此等の工事用物が包含せられてゐる場合は之に付き敢て證明書を必要としない。蓋之等の工事用物の種類、數量、價格等は注文者の提出する支給工事用物申告書に明記せられてゐるからである。

次に之等證明書の記載例を掲げて置かう。

例一

請負金額區分證明書

工事ノ名稱　淺野電機名古屋工場增築工事

工事ノ場所　名古屋市東區矢田町十五丁目二

請負者ノ住所氏名　東京市京橋區銀座一ノ二

株式會社　厚生組

一、工事終了後確定シタル請負金額　一〇〇、〇〇〇圓

一、注文者ヨリ支給ヲ受ケタル工事用物ノ價額　一七、五〇〇圓

一、保險料算定ノ基礎タル請負金額　一一七、五〇〇圓

內譯

工事ノ種類	請負金額	支給工事用物ノ價額	保險料算定ノ基礎タル請負金額
建築工事	二八、〇〇〇円	五、〇〇〇・〇〇円	三三、〇〇〇・〇〇円
鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事	五七、〇〇〇	一二、五〇〇・〇〇	六九、五〇〇・〇〇
家屋附帶設備工事	一五、〇〇〇	—	一五、〇〇〇・〇〇
計	一〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇・〇〇	一一七、五〇〇・〇〇

右ノ通リノ契約ニ相違無之コトヲ證明ス

昭和十五年十月十日

注文者ノ住所氏名　名古屋市東區矢田町十五丁目二

淺野電機株式會社

取締役社長　淺野孝太郎　㊞

保險院長官殿

例二

賃金總額及使用勞働者延人員區分申告書

工事ノ名稱　敷地造成竝住宅建築工事

工事ノ場所　愛媛縣新居濱市新須賀甲三五番地

保險證書記號番號　昭十五他第五〇二七號

保險契約者　金子光三郎

一、工事終了後確定シタル賃金總額　二、九二〇圓

一、工事開始ヨリ終了マデノ使用勞働者延人員　二、〇〇〇人
　男　四〇〇人
　女

內譯

工事ノ種類	使用勞働者延人員	標準賃金	男女別ノ賃金總額	保險料算定ノ基礎タル賃金總額
建、築工事	男　一、五〇〇人	一・三〇円	一、九五〇・〇〇円	二、一九〇・〇〇円
	女　三〇〇	八〇	二四〇・〇〇	

土地整理工事	男	五〇〇	一・三〇	六五〇・〇〇
	女	一〇〇	八〇	八〇・〇〇
計	男	二、〇〇〇	一・三〇	二、六〇〇・〇〇
	女	四〇〇	八〇	三二〇・〇〇
				二、九二〇・〇〇

右ノ通リ相違無之候也

昭和十五年十二月二十四日

保險契約者住所氏名　新居濱市金子一四五〇番地

金子光三郎　㊞

保險院長官殿

例三

證明書

工事ノ名稱　横濱製鐵工場梁上走行電氣起重機据付工事

工事ノ場所　横濱市鶴見區末廣町二丁目四番地

請負者ノ住所氏名　東京市京橋區寶町二ノ六

東京機械製作株式會社

一、工事終了後確定シタル請負金額　三三、二〇〇圓

内譯

起重機製作價格　二八、〇〇〇圓

右現場据付費　五、二〇〇圓

右ノ通リ相違無之コトヲ證明ス

昭和十五年十二月一日

注文者住所氏名　横濱市鶴見區末廣町二丁目四番地

横濱製鐵株式會社

取締役社長　熊谷一行　㊞

保險院長官殿

例四

證明書

工事ノ名稱　彌榮橋架設工事

工事ノ場所　長野縣西筑摩郡山口村

請負者ノ住所氏名　東京市京橋區佃島三十三番地

小倉機械製造株式會社

一、工事終了後確定シタル請負金額　一二八、〇〇〇圓

（但シ右請負金額中ニハ保險料算定ノ基礎ニ算入セラレザル左記工事用物ヲ含ム）

記

種類	數量	單價	價額
鐵桁	六連	八五〇・〇〇	五、一〇〇・〇〇

右ノ通リ相違無之コトヲ證明ス

昭和十五年十月三十日

注文者住所氏名

保險院長官殿

長野縣知事　印

第十章　保険料

第一節　保険料の算定方法

労災保険經營に要する費用は直接保険給付に要する費用の外事務費、準備積立金及保険施設（現在の處未だ特別の規定なし）に要する費用等である。而して之等の費用は保険料を以て之に充つるのである、從つて保険料は本保険經濟の全部を賄ふ性質を有するものと言はねばならぬ。

保険料とは保険事業經營の爲め必要なる費用を被保険者（事業主）に分擔せしめたる金額であつて、純保険料及附加保険料より成立つて居る。純保険料とは偶發的危險の發生率を豫則して總ての被保険者に支拂ふべき保険給付總額を決定し被保険者總數に分擔せしめたるものであり、附加保険料とは事務費其の他の經費を各被保険者に割當てたるものである。勞災保険に於ては事務費、準備積立金及保険施設費等を各被保険者に割當てることとなる。

尙勞災保険に於ては工事期間を對象としてゐるから健康保険の如く一年打切計算の保険とは其の趣を異にしてゐる。然し乍ら原則として其の年に收入すべき保険料を以て其の年の保険事業費に充つるものである。

保険料は如何にして算定すべきかに付ては保険令第六條に明文がある。保険料の算定方法に付ては請負金額の定ある工事と夫れ以外の工事に分ち、前者に付ては更に注文者が工事用物を支給する場合と支給せざる場合とに分ちて說明するを便宜とする。

一、請負金額の定ある工事（工作物の破壞工事を除く）

(1) 請負金額の定ある工事にして注文者が工事用物を支給せざる場合には請負金額に保険料率を乘じたる額が保険料である。

(2) 請負金額に對する保険料の算定には請負金額中に材料費を含む事を前提として居るのであるから、工事用物が注文者

より支給せらるゝ場合に於ては請負金額のみに依り保険料を算定する事は保険料負擔衡平を缺くの憾がある。

從つて請負金額の定ある工事にして注文者が工事用物を支給する場合に於ては左の各號に依り算定したる工事用物の價額を其の工事の請負金額に加算したるものを以て保険料算定の基礎たる請負金額とし、之に保険料率を乘じたる額を保険料とするのである。

「一、注文者ガ購買シタル物ニ付テハ其ノ購買價格

二、注文者ガ其ノ業トシテ生產又ハ製造シタルモノニ付テハ其ノ支給ノ時ニ最近接シテ注文者ガ販賣シタル通常ノ價格

三、前二號ノ規定ニ依リ難キ物ニ付テハ其ノ見積價格」

尙請負金額中に包含せらるる工事用物及注文者より支給を受くる工事用物中保険料算定の基礎たる請負金額に算入せられざる工事用物あることは既に述べた所である。

二、請負金額の定ある以外の工事

請負金額の定ある以外の工事の保険料算定の基礎たる賃金總額は扶助令第十五條及第十六條の規定に依り定むる標準賃金額に使用勞働者延人員（工場法又は鑛業法の適用を受くる職工及鑛夫を除く）の數を乘じたる金額であり（保険令第八條第一項）、之に保険料率を乘じたる額が保険料である。

右の使用勞働者延人員中より工場法又は鑛業法の適用を受くる職工及鑛夫を除くのは此等の者に對しては工場法（第十五條）又は鑛業法（第八〇條乃至第八〇條ノ四）及鑛夫勞役扶助規則（第十七條以下）に依り扶助せられ扶助法に依る扶助を爲すことを要しないからである。

尙保険料の算定の基礎に關し十六歲未滿なりや否やを判別することは煩雜であり又之等の者は極く僅少であるから、右の使用勞働者延人員の算定に付ては十六歲未滿の者は十六歲以上の者と看做すのである（保険令第八條第二項）。

（註）倘賃金總額に依り保險料を算定する場合に在りては其の保險契約者は日々の使用勞働者男女別人員數を記錄し毎月十日迄に前月分を工事場所々轄の地方長官に屆出でねばならない、但し請負金額に依り保險料を定めたる場合に於ては日々の使用勞働者男女別人員數を記錄するを以て足るのである（保險則第七條）。

三、元來請負金額に依つて保險料を定むることは保險經營上の異例であるが實際上の便宜に基いたものである。故に特殊の場合に於て請負金額に依ることを適當としない時は原則に戻り勞力費に依るべきである。そこで保險令第六條第三項が「政府ハ第一項第一號ノ規定ニ依ルヲ著シク不適當ナリト認ムルトキハ同項第二號ノ規定ニ依リ保險料ヲ定ムルコトヲ得」となしてゐる所以である。

現在此の條項に依り請負金額の定ある工事にして、而かも賃金總額に依り保險料を算定するものは自動的機械の運行に依り施工する浚渫工事のみである（昭和七、一〇、四收勞第二〇四號）。

（註）**賃金に依り保險料を算定する特殊工事**（昭和七、一〇、四收勞第二〇四號）請負金額の定ある工事に付ては原則として請負金額に依り保險料を算定するものに有之候得共海底浚渫工事の如く其の大部分を自動的機械の運轉又は之に伴ふ補助的作業にのみ勞働者を使用する工事に付ては勞働者災害扶助責任保險法施行令第六條第一項第二號に依り賃金總額に依り保險料を算定する事に決定致候條御了知相成度

次に保險料算定方法一覽表並保險料算定例を揭げてみやう。

保險料算定方法一覽表

工事ノ區別	支給工事用物ノ有無	控除サルベキ工事用物ノ有無	保險料算定ノ基礎タル請負金額又ハ賃金總額	保險料
請負金額ノ定アル工事（但シ工作物ノ破壞工事及機械ノ運行ニ依リ施工スル浚渫工事ヲ除ク）	注文者ヨリ工事用物ノ支給ヲ受ケザル場合	保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ算入セラレザル工事用物無キ場合	（請負金額）	× 保險料率
		上記ノ工事用物有ル場合	（請負金額－前項工事用物ノ合計額）	× 保險料率
	注文者ヨリ工事用物ノ支給ヲ受クル場合	上記ノ工事用物無キ場合	（請負金額＋注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ合計額）	× 保險料率
		上記ノ工事用物有ル場合	（請負金額＋注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ合計額－前項工事用物ノ合計額）	× 保險料率
請負金額ノ定ナキ工事（及上記括弧內ノ工事）	注文者ヨリ工事用物ノ支給ヲ受クルヤ否ヤ及保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ算入セラレザル工事用物ノ有無ハ保險料算定ノ基礎タル賃金總額ニ影響ナシ		（男ノ標準賃金×男ノ使用勞働者延人員數＋女ノ標準賃金×女ノ使用勞働者延人員數）	× 保險料率

保險料算定例

例一

請負金額			三〇、〇〇〇円〇〇
注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物	種類	數量	見積價額
合計			
保險料算定ノ基礎タル請負金額			三〇、〇〇〇〇〇

30,000圓ニテ鐵筋混凝土造家屋ノ建築工事ヲ請負ヒタル場合
（但シ注文者ヨリ何等ノ工事用物ノ支給ヲ受ケザルモノトス）

$$30{,}000\text{圓} \times \frac{27}{10{,}000} = 81\text{圓}\,00\text{錢}$$

（保險料算定ノ基礎タル請負金額） 保險料率 保險料額

工事ノ種類	鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事		
保険料率	一萬圓當リ 二七圓	保険料額	八一〇〇

例二

請負金額						三〇、〇〇〇円〇〇
注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物						
種類	數量	見積價額				
（請負金額三〇、〇〇〇圓ノ内機械ノ製作價格二五、〇〇〇圓ヲ含ム）						
合計						
保険料算定ノ基礎タル請負金額						五、〇〇〇〇〇
工事ノ種類	機械器具ノ組立又ハ据付工事					
保険料率	一萬圓當リ 二二圓	保険料額				一一〇〇

30,000圓ニテ汽罐ノ据付工事ヲ請負ヒタル場合
（但シ請負金額中ニ 25,000圓 ノ汽罐ノ價格ヲ含ムモノトス又注文者ヨリ何等ノ工事用物ノ支給ヲモ受ケザルモノトス）。

$$(\underbrace{30{,}000圓-25{,}000圓}_{\text{保険料算定ノ基礎タル請負金額}}) \times \underbrace{\frac{22}{10{,}000}}_{\text{保険料率}} = \underbrace{11圓00錢}_{\text{保険料額}}$$

（註） 機械器具ノ組立又ハ据付工事ノ料率ヲ適用スル工事ノ保険料算定ノ基礎タル請負金額中ニハ當該工事ニ使用セラルル工事用物中機械器具ノ價格ハ之ヲ算入セザルモノトス

例三

請負金額						三〇、〇〇〇円〇〇
注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物						
種類	數量	見積價額				
砂利	一〇〇立坪	@48.00				四、八〇〇〇〇
セメント	一、〇〇〇樽	@4.48				四、四八〇〇〇
合計						九、二八〇〇〇
保険料算定ノ基礎タル請負金額						三九、二八〇〇〇
工事ノ種類	道路鋪装工事					
保険料率	一萬圓當リ 一八圓	保険料額				七〇七〇

30,000圓ニテ道路鋪装工事ヲ請負ヒタル場合
（但シ注文者ヨリ 9,280圓 ノ工事用物ノ支給ヲ受クルモノトス）

$$(\underbrace{30{,}000圓+9{,}280圓}_{\text{保険料算定ノ基礎タル請負金額}}) \times \underbrace{\frac{18}{10{,}000}}_{\text{保険料率}} = \underbrace{70圓70錢}_{\text{保険料額}}$$

例四

請負金額	五、〇〇〇円〇〇

注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物

種類	數量	見積價額
高級鑄鐵管	一〇〇瓩	1kg @ 125.00 一二、五〇〇〇〇
ヒューム管	二〇〇本	@ 7.00 一、四〇〇〇〇
割栗石	一〇〇立坪	@ 43.00 四、三〇〇〇〇
セメント	一〇〇〇樽	@ 4.48 四、四八〇〇〇
合計		二二、六八〇〇〇

保險料算定ノ基礎タル請負金額	一三、七八〇〇〇

工事ノ種類	其ノ他ノ工事
保險料率 一萬圓當リ 三五圓	保險料額 四八二三

5,000圓ニテ排水溝ノ新設工事ヲ請負ヒ鐵管ヒューム管等ヲ埋設スル場合

(但シ注文者ヨリ上記ノ工事用物ノ支給ヲ受クルモノトス)

(5,000圓＋22,680圓)－13,900圓＝13,780圓

保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ算入セラレザル工事用物ノ合計額　　保險料算定ノ基礎タル請負金額

$$13{,}780\text{圓} \times \frac{35}{10{,}000} = 48\text{圓}23\text{錢}$$

保險料率　保險料

(註) 鐵管、ヒューム管等ヲ埋設スル場合ニハ之等ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ算入セズ

例五

請負金額	円

注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物	
保險料算定ノ基礎タル請負金額	

使用勞働者延人員(工場法上ノ職工及鑛業法上ノ鑛夫ヲ除ク)及賃金總額

男女別	延人員	標準賃金	賃金總額
男	二、〇〇〇	一円三〇	二、六〇〇円〇〇
女	五〇〇	八〇	四〇〇〇〇
計	二、五〇〇		三、〇〇〇〇〇

工事費用總額(請負ナラザルトキ記入スルコト)	四五、〇〇〇〇〇

工事ノ種類	建築工事
保險料率 賃金一圓當リ 二〇厘	保險料額 六〇円〇〇

上記ノ勞働者ヲ使用シテ木造家屋ノ建築工事ヲ直營ニテ施工スル場合

1圓30錢×2,000＝2,600圓……男ノ賃金總額

80錢× 500＝400圓……女ノ 〃

3,000圓……保險料算定ノ基礎タル賃金總額

$$3{,}000\text{圓} \times \frac{2}{100} = 60\text{圓}$$ ……保險料額

例六

請負金額		四、〇〇〇円〇〇	
注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物	(火藥類)	五〇〇〇〇	
保險料算定ノ基礎タル請負金額			
使用勞働者延人員(工場法上ノ職工及鑛業法上ノ鑛夫ヲ除ク)及賃金總額			
男女別	延人員	標準賃金	賃金總額
男	五〇〇	一円三〇	六五〇円〇〇
女		八〇	
計	五〇〇		六五〇〇〇
工事費用總額(請負ナラザルトキ記入スルコト)			—

工事ノ種類	4,000圓ニテ既存隧道ノ破壞工事ヲ請負ヒ上記ノ勞働者ヲ使用シテ施工スル場合
保險料率	1圓30錢×500=650圓……男ノ賃金總額(保險料算定ノ基礎タル賃金總額)
賃金一圓當リ四五厘	650圓×$\frac{4.5}{100}$=29圓25錢……保險料額
保險料額	保險料率
工作物ノ破壞工事	二九二五円

例七

請負金額		一三、〇〇〇円〇〇	
注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物	(電力)	四〇〇〇〇	
保險料算定ノ基礎タル請負金額			
使用勞働者延人員(工場法上ノ職工及鑛業法上ノ鑛夫ヲ除ク)及賃金總額			
男女別	延人員	標準賃金	賃金總額
男	五〇〇	一円三〇	六五〇円〇〇
女	五〇	八〇	四〇〇〇
計	五五〇		六九〇〇〇
工事費用總額(請負ナラザルトキ記入スルコト)			—

工事ノ種類	13,000圓ニテ某港灣內ノ浚渫工事ヲ上記勞働者ヲ使用シテサンドポンプ船ニテ施工スル場合
保險料率	1圓30錢×500=650圓……男ノ賃金總額
賃金一圓當リ二九厘	80錢× 50= 40圓……女ノ 〃
	690圓……保險料算定ノ基礎タル賃金總額
保險料額	690圓×$\frac{2.9}{100}$=20圓01錢……保險料額
其ノ他ノ工事	保險料率
二〇〇一円	

第二節　保險料率と保險料率適用工事分類表の解說

「勞働者災害扶助責任ニ付スル工事」の保險料率は保險令第九條に依り厚生大臣の決定に委任せられ厚生大臣は「勞働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率告示」に依り左の如く定めた。卽ち

勞働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率告示（昭和十五年九月十八日厚生省告示第二百八十八號）

勞働者災害扶助責任保險ニ付スル工事ノ保險料率ハ別表ノ通トス

一工事ニシテ二以上ノ種類ヲ包含スルトキハ高キ料率ニ據ル但シ其ノ種類毎ニ請負金額又ハ賃金額ガ區分セラルル場合ニハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

昭和六年十一月內務省告示第二百六十六號ハ之ヲ廢止ス

別表

工事ノ種類	請負金一萬圓當リノ保險料	賃金一圓當リノ保險料
勞働者災害扶助法第一條第二號(ロノ工事	四三圓	六三厘
隧道ノ工事	一一四	四五
地下鐵道建設工事（但シ開鑿式ニシテ上表部ヲ一般交通ノ用ニ供セザルモノヲ除ク）	一六六	三二〇
水力發電用建設土木工事	二一四	一〇五
鐵道軌道工事	六六	三八
河川工事	二三	一六
土地整理工事	五六	三四
道路工事	四六	二二
道路鋪裝工事	一八	二〇
工作物ノ破壞工事	—	四五
建築工事	一八	二〇
鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事	二七	三八
鐵骨家屋建築工事	二〇	三五
家屋附帶設備工事	六	一二
機械器具ノ組立又ハ据付工事	二二	六五
橋梁工事	五二	三二
其ノ他ノ工事	三五	二九

尙一工事が右項目に掲げたる工事種類の二以上を含むときは保險料率は高き工事の種類に依り其の工事全體に關する保險料を算出するを原則とするが、例外として工事の種類毎に請負金額又は賃金額が區分せらるゝ場合には此の限りではない。卽ち請負契約に於て契約書、內譯書等に依り各工事の種類毎に請負金額又は賃金額（使用勞働者延人員）が明確に區分せらるゝ場合には保險料は各工事種類毎に算定せられるのである。此のことに付ては既に述べた所であるから詳述するを要しない。

以上の如く保險料率を適用する場合に於ける工事の種類は十七種類であるが、尙各種類の工事に付き適用關係を明かにするため厚生省告示に依り勞働者災害扶助責任保險料率適用工事分類表を左の如く定めた。

勞働者災害扶助責任保險料率適用工事分類表

（昭和十四年十月二十四日厚生省告示第二百十二號改正、同年十一月一日ヨリ施行
昭和十五年九月十八日厚生省告示第二百八十八號改正、同年十月一日ヨリ施行）

保險料率ノ名稱及料率	適用工事ノ種類
勞働者災害扶助法第一條第一項第二號 (ロ)ノ工事 （請負金額一萬圓當リ　四三圓六三厘）	(一) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ニ於ケル使用中ノ工作物（作業ノ運行ニ直接關係ナキモノヲ除ク）ノ保存、修理、變更、破壞若ハ小擴張工事（例ヘバ(一)鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業ニ於ケル保線工事、支柱ノ建換又ハベンキ塗替工事、索條、電線若ハ線路ノ修理、變更若ハ架換工事(二)水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ニ於ケル水道管又ハ瓦斯管ノ埋設工事、電柱建換工事、電線ノ修理若ハ架換工事、電燈ノ取付又ハ瓦斯ノ引込工事、水道、電氣若ハ瓦斯ノ供給ノ爲ノ小擴張工事、(三)之等ノ事業ニ於ケル使用中ノ工作物（作業ノ運行ニ直接關係ナキモノヲ除ク）ノ破壞工事、但シ機械、器具、軌條、鐵桁及埋設スル鐵管、ヒューム管、エタニツトパイプ、山型鋼、溝型鋼、鋼矢板及地中電纜ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ算入セズ） (二) 隧道開鑿ニ關スル一切ノ工事（例ヘバ隧道、導坑ノ掘鑿及卷立、裏塡工事、排水溝ニ關スル工事） (三) 隧道、導坑ノ改良、修繕、復舊ニ關スル工事（例ヘバ道床位ノ切下、內部改良、側
隧道工事	

保險料率ノ名稱及料率	適用工事ノ種類
（請負金額一萬圓當リ　一一四圓四五厘）	壁修繕等ニ關スル工事但シ既設隧道又ハ導坑內ノ電線ノ架設、電燈ノ取付、軌條ノ敷設、路面鋪裝、砂利撒布等ノ工事ヲ除ク） (三) 隧道式ニ依ル地下道、水路、煙道工事
地下鐵道建設工事（但シ開鑿式ニシテ上表部ヲ一般交通ノ用ニ供セザルモノヲ除ク）（請負金額一萬圓當リ　一六六圓三二〇厘）	(一) 地下鐵道建設ニ關スル一切ノ工事（例ヘバ路面覆土、卷立、階段通路、乘降場、鐵構框塗裝等ニ關スル工事但シ出入口上家建築工事ヲ除ク）
水力發電用建設土木工事（請負金額一萬圓當リ　二一四圓一〇五厘）	(一) 水力發電所建設ニ關スル一切ノ土木工事（例ヘバ隧道、堰堤、土砂吐、魚道、舟筏路、流木路、取入口、沈砂池、吐水及餘水路、放水路、橫坑、蓋渠、水壓鐵管路、橋梁、道路、水槽、土捨場、敷地ノ造成等ニ關スル工事但シ家屋建築工事、機械、鐵管ノ組立又ハ据付工事、送電線路、鐵塔等ノ建設工事、索道建設工事ヲ除ク）
鐵道軌道工事（請負金額一萬圓當リ　六六圓三八厘）	(一) 鐵道、軌道ノ新設、改修、復舊等ニ關スル工事 (二) 地下鐵道建設工事（但シ開鑿式ニシテ上表部ヲ一般交通ノ用ニ供スルモノヲ除ク） (三) 既設地下鐵道ノ修繕復舊ニ關スル工事 (四) 踏切其ノ他除害、線路維持等ノ設備ニ關スル工事 (五) 隧道內及隧道外ノ軌條ノ敷設工事（但シ軌條ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ算入セズ） (六) 地下鐵道ノ軌條敷設工事
河川工事	(一) 河川（運河ヲ含ム）又ハ其ノ附屬物ノ改修、維持、修繕等ニ關スル工事（例ヘバ堤、護岸、堤防等ニ關スル工事） (二) 閘門、樋門、陸閘等ノ新設、改修、維持等ニ關スル工事

	(請負金額一萬圓當リ貸金一圓當リ)	二三圓一六厘	
	(三) 灌漑用水路其ノ他各種水路中河川ニ準ズルモノニ關スル工事(隧道ニ依リ通水セシムルモノハ隧道工事トス)		
	(四) 砂防ニ關スル工事		
土地整理工事	(請負金額一萬圓當リ貸金一圓當リ)	五六圓三四圓	
	(一) 土地整理、耕地整理、區劃整理、敷地造成、埋立等ニ關スル工事竝ニ之ニ附帶シテ行ハル、排水、配管、植樹等ニ關スル工事(但シ海面埋立工事ヲ除ク)		
	(二) 廣場造成工事(例ヘバ飛行場、ゴルフ場、競馬場、競技場等ノ造成ニ關スル工事但シ展壓、芝張工事ヲ除ク)		
	(三) 開墾工事		
道路工事	(請負金額一萬圓當リ貸金一圓當リ)	四六圓二二厘	
	(一) 道路ノ新設、改築、復舊、修繕等ニ關スル工事		
	(二) 道路ノ附屬物(橋梁ヲ除ク)ニ關スル工事(例ヘバ溝渠、柵、標識等ニ關スル工事)		
	(三) 道路ノ除害設備ニ關スル工事		
	(四) 地下道建設工事(但シ隧道ノ樣式ニ依ルモノハ隧道工事トス)		
	(五) 橋梁ノ取付道路工事		
道路鋪裝工事	(請負金額一萬圓當リ貸金一圓當リ)	一八圓二〇厘	
	(一) 道路、運動場、飛行場及同滑走路、荷揚場、プラットホーム、棧橋、工場ノ構內、岸壁、橋梁面等ノ鋪裝工事		
	(二) 道路鋪裝工事ニ隨伴スル附帶工事(例ヘバ街渠、境界石ノ敷設、路上工作物及地下埋設物ノ整理等ノ工事)		
	(三) 隧道內ニ於ケル道路ノ鋪裝工事		
	(四) 砂利撒布工事		
	(五) 飛行場、ゴルフ場、競馬場、競技場等ノ展壓、芝張工事		

工作物ノ破壞工事	(請負金額一萬圓當リ貸金一圓當リ)	四五厘	
	(一) 工作物ノ破壞ニ關スル工事(例ヘバ人力、機械力、爆藥等ニ依リ工作物ノ破壞ヲ爲ス工事但シ單ニ工作物ノ解體、取外シ、撤去等ノ工事ヲ除ク)		
建築工事	(請負金額一萬圓當リ貸金一圓當リ)	一八圓二〇厘	
	(一) 一般家屋建築工事		
	(二) 雜工事		
	(1) 鐵塔、櫓ノ建設、修繕、塗裝等ノ工事		
	(2) 送電線路、通信線路ノ建設工事		
	(3) 鳥居、燈籠、記念塔(碑)、銅像、廣告塔、石像、スタンド、タンク等ノ建設工事		
	(4) 煙突、煙道(地上ニ建設スルモノニ限ル)、風洞等ノ工事		
	(5) 跨線橋建設工事(但シホームヨリホームニ架渡シタルモノニ限ル)		
	(6) 家屋附屬物ノ建設ニ關スル工事(例ヘバ門、塀、柵、庭園等ニ關スル工事)		
	(7) 頽雪止柵建植工事		
	(8) 爐ノ建設、修繕、改修等ニ關スル工事		
	(9) 鐵管ノ敷設(埋設ヲ除ク)、組立、据付ニ關スル工事		
	(10) 建築物ノ解體、取外シ、撤去ノ工事(但シ破壞ノ觀念ニ入ルベキ程度ノモノヲ除ク)		
鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事	(請負金額一萬圓當リ貸金一圓當リ)	二七圓三八厘	
	(一) 鐵骨鐵筋混凝土造家屋建築工事		
	(二) 鐵筋混凝土造家屋建築工事		
	(三) 鐵筋混凝土ブロック造家屋建築工事		
	(四) 前記家屋ノ外裝工事		
	(五) 鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造高架線、高架橋、陸橋、水管橋、瓦斯管橋、道路橋、桟橋等ノ架設工事(但シ水上ニ架渡シタルモノニシテ橋梁工事ノ態樣ヲ以テ施工セラ		

	ル、モノヲ除ク）	
鐵骨家屋建築工事（請負金額一萬圓當リ二〇圓三五厘）	（一）鐵骨鐵網モルタル塗家屋建築工事 （二）鐵骨スレート張家屋建築工事 （三）鐵骨鐵鈑張又ハ鐵骨板張家屋建築工事 （四）家屋式ニ依ル鐵骨造類雪覆建築工事	
家屋附帶設備工事（請負金額一萬圓當リ六圓一二厘）	（一）電氣、電燈、電話等ノ設備工事（但シ電話局ニ於ケル自動電話交換機、配電裝置等規模特ニ大ナルモノヲ除ク） （二）給水、給湯、飲料水冷却等ノ設備ニ關スル工事 （三）衞生、消火ノ設備ニ關スル工事（但シ防火壁ヲ除ク） （四）防空施設中採光面蔭蔽等ノ設備ニ關スル工事 （五）煖冷房、換氣、乾燥、溫濕度調整等ノ設備ニ關スル工事 （六）氣送、傳聲、送風、排氣等ノ設備ニ關スル工事 （七）除塵、冷却等ノ設備ニ關スル工事 （八）劇場、公會堂等ノ內部設備工事 （九）隧道又ハ地下鐵道內ニ於ケル電線ノ架設又ハ電燈ノ取付工事（但シ既設又ハ內面卷立後ノ隧道又ハ地下鐵道內ニ於ケル工事ニ限ル） （一〇）家屋（構造ノ如何ヲ不問）ノ模樣替工事	
	（一）ボイラー、起重機、揚重機ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （二）電氣收塵機、空氣壓縮機、乾燥機、運搬機等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （三）制水門捲上機（機械的機能ヲ有スルモノニ限ル）、石炭陸揚機、送炭機、運炭裝置、粉炭裝置、自動燃燒裝置、骸炭押出機、洗炭機等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事	

機械器具ノ組立又ハ据付工事（請負金額一萬圓當リ二二圓六五厘）	（四）蓄力機、汚物處分場ニ於ケル掻集機、自動秤量運搬裝置等ノ組立又据付ニ關スル工事 （五）原石粉碎裝置、砂利選別裝置、自動除灰裝置等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （六）自動電話交換機ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （七）石油精製裝置、パルプ製造裝置等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （八）索道建設工事 （九）昇降機ノ設備ニ關スル工事 （一〇）其ノ他機械器具ノ組立又ハ据付ニ關スル工事	
橋梁工事（請負金額一萬圓當リ五二圓三二厘）	（一）橋梁ノ架設、補强、防護ニ關スル工事（水管橋、瓦斯管橋、棧橋、高架橋、道路橋ヲ含ム但シ水上ニ架渡シタルモノニシテ橋梁工事ノ態樣ヲ以テ施工セラルヽモノニ限ルモノトシ鐵桁ノ架設ノ場合ニ於テハ鐵桁ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ加算セザルモノトス）	
其ノ他ノ工事（請負金額一萬圓當リ三五圓二九厘）	（一）海岸又ハ港灣等ニ關スル工事（例ヘバ防波堤、岸壁、築港灣、船溜場等ニ關スル工事） （二）地下ニ構築スル各種槽ノ工事 （三）鐵管、ヒューム管、瓦斯管、地中線、エタニツトパイプ、鋼材等ノ埋設ニ關スル工事（但シ鐵管、ヒューム管、エタニツトパイプ、山型鋼、溝型鋼、鋼矢板、地中電纜ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ算入セズ） （四）貯水池、湖沼、鑛毒沈澱池、プール等ノ設備ニ關スル工事 （五）上下水道ニ關スル工事（但シ引水路ニシテ河川ノ態樣ヲ備フルモノハ河川工事ト看做ス）	

(六)	擁壁築造工事(但シ道路ノ擁壁ハ道路、鐵道軌道ノ擁壁ハ鐵道軌道工事トス)
(七)	公園ニ關スル工事
(八)	防空壕ノ設備ニ關スル工事
(九)	其ノ他他ノ料率ノ適用ヲ受ケザル工事

備考

一、適用工事ノ種類欄ニ記載ナキモノ又ハ記載アルモ申込書ノ設計概要ニ記載ノ規模又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ本分類ニ依ルヲ適當ナラズト認メラルヽモノニ付テハ夫々保險料率決定ノ趣旨ニ依リ適當ナル料率ヲ適用スルモノトス

二、一工事ニシテ二種類以上ノ工事ヲ包含スル工事ニ在リテハ區分セラレタル工事ノ種類ニ依ル

三、「機械器具ノ組立又ハ据付工事」ノ料率ヲ適用スル工事ノ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニハ當該工事ニ使用セラルヽ工事用物中機械器具ノ價格ハ之ヲ算入セザルモノトス

右に掲げた勞働者災害扶助責任保險料率適用工事分類表に付き事業主の便宜の爲左に勞働者災害扶助責任保險料率適用工事分類表を解說してみやう。

此の解說に當つては從來の取扱方針、新料率制定の趣旨、保險料率運用者の立場等の三者より考察し、私見に趨ることなく忠實に解說を試みた積りである。然し乍ら萬一當局の現在に於ける取扱方針と齟齬する點があるなら、夫れは著者の不明の致す所であつて宜しく御寬容願ひたい。

勞働者災害扶助責任保險料率適用工事分類表ノ解說

一、勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)の工事

保險料率ノ名稱及料率	適用工事ノ種類
勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)ノ工事 (請負金額一萬圓當リ四三圓六三厘)	(一) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ニ於ケル使用中ノ工作物(作業ノ運行ニ直接關係ナキモノヲ除ク)ノ保存、修理、變更、破壞若ハ小擴張工事(例ヘバ(一)鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業ニ於ケル保線工事、支柱ノ建換又ハペンキ塗替工事、索條、電線若ハ線路ノ修理、變更若ハ架替工事(二)水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ニ於ケル水道管又ハ瓦斯管ノ埋設工事、電柱建換工事、電線ノ修理若ハ架換工事、電燈ノ取付又ハ瓦斯ノ引込工事、水道、電氣若ハ瓦斯ノ供給ノ爲ノ小擴張工事(三)之等ノ事業ニ於ケル使用中ノ工作物(作業ノ運行ニ直接關係ナキモノヲ除ク)ノ破壞工事(但シ機械、器具、軌條、鐵桁及埋設スル鐵管、ヒューム管、エタニットパイプ、山型鋼、溝型鋼、鋼矢板及地中電纜ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ算入セズ)

本件工事は次の要件を具備する場合に適用がある。

(1)、注文者が鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は水道、電氣若は瓦斯の事業を營むものたること

(2)、注文に附したる工事たること

(3)、注文に附したる工事が使用中の工作物に關するものたること

(4)、注文に附したる客體が作業の運行に直接關係ある工作物たること

勞働者災害扶助法第一條等一項第二號(ロ)の注文に依る工事に付ては既に詳述した所である。

二、隧道工事

隧道工事 （請負金額一萬圓當リ　一一四圓四五厘）	（一）隧道開鑿ニ關スル一切ノ工事（例ヘバ隧道、導坑ノ掘鑿及卷立、裏塡工事、排水溝ニ關スル工事） （二）隧道、導坑ノ改良、修繕、復舊ニ關スル工事（例ヘバ道床位ノ切下、內部改良、側壁修繕ニ關スル工事但シ既設隧道又ハ導坑內ノ電線ノ架設、電燈ノ取付、軌條ノ敷設、路面鋪裝、砂利撒布ノ工事ヲ除ク） （三）隧道式ニ依ル地下道、水道、煙道工事

一、水力發電所建設の爲めの隧道工事は水力發電用建設土木工事である（水力發電用建設土木工事ノ種類（一）參照）。

二、隧道內及隧道外の軌條の敷設工事は鐵道軌道工事である（鐵道軌道工事ノ種類（五）參照）。

三、隧道を造りて通水せしむる水路工事は隧道工事である（河川工事適用工事ノ種類（三）括弧內參照）。

四、隧道內に於ける道路面鋪裝工事は道路鋪裝工事である（道路鋪裝工事適用工事ノ種類（三）參照）。

五、既設又は內面卷立後の隧道內に於ける電線の架設又は電燈、電話の取付工事は家屋附帶設備工事である（家屋附帶設備工事適用工事ノ種類（九）參照）。

六、隧道式施行法に依る防空壕の建設工事は隧道工事である。

三、地下鐵道建設工事

地下鐵道建設工事 （但シ開鑿式ニシテ上表部ヲ一般交通ノ用ニ供セザルモノヲ除ク） （請負金額一萬圓當リ　一六六圓三二〇厘）	（一）地下鐵道建設ニ關スル一切ノ工事（例ヘバ路面覆土、卷立、階段通路、乘降場、鐵構框塗裝等ニ關スル工事但シ出入口上家建築工事ヲ除ク）

（76）

一、地下鐵道建設工事にして其の施工法が開鑿式にして上表部を一般交通の用に供せざるものは本料率の適用を受けず鐵道軌道工事として取扱はれる（鐵道軌道工事適用工事ノ種類（三）但書參照）。

二、地下鐵道出入口上家建築工事は其の施工法に依り建築工事、鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋建築工事若は鐵骨家屋建築工事の適用を受く。

三、既設地下鐵道の修繕、復舊に關する工事は鐵道軌道工事である（鐵道軌道工事適用工事ノ種類（三）參照）、但し既設地下鐵道隧道の修繕、復舊工事は一般隧道の修繕、復舊に關する工事と同一に取扱はれるであらう。

四、地下鐵道の軌條敷設工事は鐵道軌道工事である（鐵道軌道工事適用工事ノ種類（八）參照）。

五、地下鐵道內に於ける電線の架設又は電燈、電話の取付工事は一般隧道に施工する場合と同樣に家屋附帶設備工事である（家屋附帶設備工事適用工事ノ種類（九）參照）。

六、地下鐵道內にリフト、エスカレーター等を据付ける工事は機械器具の組立又は据付工事である。

七、地下鐵道內に於ける昇降場面鋪裝工事は道路鋪裝工事である。

四、水力發電用建設土木工事

水力發電用建設土木工事 （請負金額一萬圓當リ　二一四圓一〇五厘）	（一）水力發電所建設ニ關スル一切ノ土木工事（例ヘバ隧道、堰堤、土砂吐、魚道、舟筏路、流木路、取入口、沈砂池、吐水及餘水路、放水路、橫坑、蓋渠、水壓鐵管路、橋梁、道路、水槽、土捨場、敷地ノ造成等ニ關スル工事但シ家屋建築工事、機械、鐵管等ノ組立又ハ据付工事、送電線路、鐵塔等ノ建設工事、索道建設工事ヲ除ク）

（77）

一、道路工事（橋梁を含む以外同じ）が隧道、堰堤、餘水路、放水路、其の他の水力發電用建設土木工事施工の爲必要にして水力發電建設に必要なる物資の運搬其の他に使用せられるときは（假令其の道路を便宜上一般交通の用に供すること あるも）水力發電用建設土木工事の料率制定の趣旨より水力發電用建設土木工事として取扱ふべきものであつて道路工事（又は橋梁工事）として取扱ふべきものではない、蓋水力發電工事の施工場所は極めて峻嶮なる山岳地に在るを通例とし、其の災害率も他の土木工事と較ぶるときは非常に大にして、之が料率も地域的に且工事完成までの總ゆる土木工事全體を總括し之を對象として制定せられたものである。

二、發電所家屋の建築工事は其の施工法に依り建築工事、鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋建築工事若は鐵骨家屋建築工事の適用を受く。

三、水力發電用の機械の組立又は据付工事例へば蒸汽タービン、發電機、發電汽機、變壓機、配電盤其の他の組立又は据付工事は機械器具の組立又は据付工事である（機械器具ノ組立又ハ据付工事ノ種類（一〇）參照）。

四、機械的機能を有するストニーゲート、テンダーゲート、セクターゲート、チユックゲート、ローラーゲート等の組立又は据付工事も其の捲揚機と共に機械器具の組立又は据付工事である（機械器具ノ組立又ハ据付工事適用工事ノ種類（三）機械器具ノ組立又ハ据付工事解説一、及備考欄一參照）。

五、鐵管例へば水壓鐵管の組立又は据付工事は建築工事である（建築工事適用工事ノ種類（二）ノ（9）參照）。

六、送電線路、送電鐵塔等の建設工事は建築工事である（建築工事適用工事ノ種類（二）ノ（1）及（3）參照）。

七、水力發電用索道の建設工事は機械器具の組立又は据付工事である（機械器具ノ組立又ハ据付工事適用工事ノ種類（八）參照）

八、水力發電用建設土木工事の料率の適用を受くるものは新に建設せられ又は擴張の爲新設せられる場合に限るを以て修繕、復舊工事は本料率の適用を受けない。從つて既設發電所の堰堤、土砂吐、魚道、舟筏路、流木路、取入口、吐砂路、餘水路、放水路、其の他河川工事に準ずるものの修繕、復舊工事は河川工事の適用を受け、既設發電所の水路隧道の修繕、

復舊工事は隧道工事として取扱はれ、既設發電所の橋梁又は道路の修繕、復舊工事は橋梁工事又は道路工事の料率適用を受くるであらう。

五、鐵道軌道工事

鐵道軌道工事（請負金額一萬圓當リ賃金一圓當リ 六六圓三八厘）	（一）鐵道、軌道ノ新設、改修、復舊ニ關スル工事 （二）地下鐵道建設工事（但シ開鑿式ニテ上表部ヲ一般交通ノ用ニ供スルモノヲ除ク） （三）既設地下鐵道ノ修繕、復舊ニ關スル工事 （四）踏切其ノ他除害、線路維持等ノ設備ニ關スル工事 （五）隧道內及隧道ノ外ノ軌條ノ敷設工事（但シ軌條ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ算入セズ） （六）地下鐵道ノ軌條敷設工事

一、本料率は鐵道、軌道と密接なる關係を有する土木工事に適用せられる（但し隧道工事、橋梁工事を除く）。從つて鐵道軌道敷設の爲の築堤、枕木の敷設、線路維持の爲の小石撒布搗入、混凝土道床、沿線の擁壁、法面、側溝等に關する工事は總て鐵道軌道工事である。（尙其ノ他ノ工事適用工事ノ種類（六）但書參照）。

二、信號機、テルファー、ガーター等に關する工事は機械器具の組立又は据付工事である。

三、適用工事の種類（五）括弧內但書は單に隧道內外の軌條の敷設のみに限定したる趣旨ではない、總ての軌條敷設工事に適用あるのであつて一般の鐵道たると地下鐵道たると電車軌道たるとを問はない。

四、地下送電線外傷防護工事例へば線渠工事の如きは鐵道、軌道と密接なる關係を有するものではないから其の他の工事として取扱はれるであらう。

五、踏切の設備工事に附帯して施工せられる踏切遮断器の建植工事は一括して鐵道軌道工事である。然し乍ら電動式遮断機其の他規模特に大にして機械的機能を有するものは機械器具の組立又は据付工事として取扱はれるであらう。

六、鐵道沿線の防波壁工事は築堤竝線路維持上必要にして不可缺の工事なるを以て鐵道の擁壁工事と同じく鐵道軌道工事の取扱を受くるであらう。

六、河川工事

河川工事 （請負金額一萬圓當リ　二三圓一六厘）	(一) 河川（運河ヲ含ム）又ハ其ノ附屬物ノ改修、維持、修繕等ニ關スル工事（例ヘバ堰堤、護岸、堤防等ニ關スル工事） (二) 閘門、水門、樋門、陸閘等ノ新設、改修、維持ニ關スル工事 (三) 灌漑用水路其ノ他各種水路中河川ニ準ズルモノニ關スル工事（隧道ニ依リ通水セシムルモノハ隧道工事トス） (四) 砂防ニ關スル工事

一、上下水道の引水路にして河川の態様を備ふるものは河川工事である（其ノ他ノ工事適用工事）。

二、河川の浚渫工事にしてサンドポンプ船又は電動式ポンプ浚渫船等の機械力を利用して施工する場合は港灣の浚渫工事と同様に解すべきである、從つて其の他の工事として取扱はれるであらう（其ノ他ノ工事適用工事ノ種類(一)參照）。

三、機械的機能を有する制水門の組立、据付工事は其の捲上機と共に機械器具の組立又は据付工事である。從つて適用工事の種類(二)に掲げられたる諸種の水門は機械的機能を有せざる場合に適用あるものと解すべきである。

四、運河の開鑿新設工事は適用工事の種類(一)に改修、維持、修繕等に關する工事とありて新設工事は包含し居らざるを以て其の他の工事として取扱はれるであらう。

五、貯水池等に設備せられる水門工事に付ても河川工事適用工事の種類(二)に準じて取扱はるべきである。

七、土地整理工事

土地整理工事 （請負金額一萬圓當リ　五六圓三四厘）	(一) 土地整理、耕地整理、區劃整理、敷地造成、埋立等ニ關スル工事竝ニ之ニ附帶シテ行ハル、排水、配管、植溝等ニ關スル工事（但シ海面埋立工事ヲ除ク） (二) 廣場造成工事（例ヘバ飛行場、ゴルフ場、競馬場、競技場等ノ造成ニ關スル工事但シ展壓、芝張工事ヲ除ク） (三) 開墾工事

一、適用工事の種類(一)但書に於て海面の埋立工事を除外したるは海岸又は港灣の埋立工事は浚渫船の機械力に依り行ふを常とするからである。故に此の除外例を設けたる趣旨より考察するときは河川に於ても浚渫船の機械力に依り埋立工事を行ふ場合は海面の埋立工事と同様に其の他の工事として取扱ふべきものである。故に適用工事の種類(一)に埋立に關する工事とは浚渫船の如き機械力を利用する場合以外の埋立工事を指稱するものと解すべきであらう。

二、適用工事の種類(二)括弧内の飛行場、ゴルフ場、競馬場等の展壓、芝張工事は道路鋪裝工事である（道路鋪裝工事適用工事ノ種類(五)參照）。

八、道路工事

道路工事 （請負金額一萬圓當リ　四六圓二二厘）	(一) 道路ノ新設、改築、復舊、修繕等ニ關スル工事 (二) 道路ノ附屬物（橋梁ヲ除ク）ニ關スル工事（例ヘバ溝渠、柵、標識等ニ關スル工事） (三) 道路ノ除害設備ニ關スル工事 (四) 地下道建設工事（但シ隧道ノ様式ニ依ルモノハ隧道工事トス） (五) 橋梁ノ取付道路工事

一、道路工事は道路と密接なる關聯を有する土木工事に適用される(但し橋梁、隧道工事を除く)。從つて道路沿線の擁壁、土留、石垣、崩壞土砂落石止等の工事は總て道路工事である。(適用工事ノ種類(三)及其ノ他ノ工事適用工事ノ種類(六)參照)。

二、道路と共に施工せられる附帶工事例へばマンーホールの設置、境界石又は道路指標の建柱の如きも一括して道路工事である。

三、道路の側溝新設工事は道路の排水上不可缺のものにして道路の保全維持上必要なるを以て道路の除害設備に關する工事として道路工事の取扱を受くるであらう。

四、水力發電所建設の材料運搬道路の新設工事は水力發電用建設土木工事である(水力發電用建設土木工事適用工事ノ種類(一)及同解說一參照)。

九、道路舗裝工事

道路舗裝工事 (請負金額一萬圓當リ 一八圓 賃金一圓當リ 二〇厘)	
(一)	道路、運動場、飛行場及同滑走路、荷揚場、プラットホーム、棧橋、工場ノ構内、岸壁、橋梁面等ノ舗裝工事
(二)	道路舗裝工事ニ隨伴スル附帶工事(例ヘバ街渠、境界石ノ敷設、路上工作物及地下埋設物ノ整理等ノ工事)
(三)	隧道内ニ於ケル道路ノ舗裝工事
(四)	砂利撒布工事
(五)	飛行場、ゴルフ場、競馬場、競技場等ノ展壓、芝張工事

道路舗裝工事は場所の如何に關係なく其の施工せられる工事が舗裝たる場合に適用せられ、其の舗裝が砂利、碎石、コンクリート、アスフアルトコンクリート、シートアスフアルト、舗石若は舗木たると種類の如何は問はない。

一〇、工作物の破壞工事

工作物ノ破壞工事 (請負金額一萬圓當リ 一 賃金一圓當リ 四五厘)	
(一)	工作物ノ破壞ニ關スル工事(例ヘバ人力、機械力、爆藥等ニ依リ工作物ノ破壞ヲ爲ス工事但シ單ニ工作物ノ解體、取外シ、撤去等ノ工事ヲ除ク)

工作物とは家屋建物は勿論橋梁、堤防、隧道等土地に施す一切の建造物及之に固着する機械設備の一切を謂ひ(昭和七、二、一七監第三二九號)、破壞とは其の客體が原形を留めず且之を構成する材料の全部若くは大部分が全く若くは殆んど原形を留めざる損壞を謂ふものと解すべきであらう。從つて解體、取外し、撤去等の工事は破壞の觀念に容らざるものである(建築工事解說(九)參照)。

一一、建築工事

建築工事 (請負金額一萬圓當リ 一八圓 賃金一圓當リ 二〇厘)	
(一)	一般家屋建築工事(例ヘバ木造、煉瓦造、石造、無筋混凝土造等ノ家屋ノ建築工事
(二)	雜工事
(1)	鐵塔、櫓ノ建設、修繕、塗裝等ノ工事
(2)	送電線路、通信線路ノ建設工事
(3)	鳥居、燈籠、記念塔(碑)、銅像、廣告塔、石像、スタンド、タンク等ノ建設工事
(4)	煙突、煙道(地上ニ建設スルモノニ限ル)、風洞等ノ工事
(5)	跨線橋建設工事(但シホームヨリホームニ架渡タルモノニ限ル)
(6)	家屋附屬物ノ建設ニ關スル工事(例ヘバ門、塀、柵、庭園等ニ關スル工事)
(7)	頽雪止柵建植工事
(8)	爐ノ建設、修繕、改修等ニ關スル工事
(9)	鐵管ノ敷設(埋設ヲ除ク)、組立、据付ニ關スル工事
(10)	建築物ノ解體、取外シ、撤去ノ工事(但シ破壞ノ觀念ニ入ルベキ程度ノモノヲ除ク)

一、竹筋又は無筋混凝土ブロック造家屋の建築工事は建築工事である。

二、一般家屋、鐵塔、檜、煙突、タンク等の塗裝工事は建築工事である。但し家屋内の塗裝にして夫れが家屋の模様替工事と認められる場合は家屋附帯設備工事（家屋附帯設備工事適用工事ノ種類（一〇）參照）。又鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋の外裝工事（例へば外裝石、タイル、人造石等を以て外裝するが如き）は鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋建築工事である（鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事適用工事ノ種類（四）參照）。

三、タンクに關する工事は夫れが如何なる材料に依り建設せられると機械的機能を有すると否とを問はず地上に建設せられる限り總て建築工事である。此のことは爐に付ても同樣である。從つて地下に構築せられるタンクは其の他の工事である（其ノ他ノ工事適用工事ノ種類（二）參照）。

四、鐵塔は其の使用目的に依り送電鐵塔、照明鐵塔、放送用鐵塔、廣告用鐵塔等種々あるも之等は總て建築工事である。

五、送電線路、通信線路の建設工事（適用工事ノ種類（二）ノ（2））は電線、通信線の架設の外送電鐵塔、鐵柱、チヤンネルポール等の建柱工事をも包含する。

六、變電所の鐵構組立工事も亦建築工事である。

七、タンク又は爐の附屬物並之に附帶する工事は建築工事である。

八、鐵管の埋立工事は其の他の工事である（其ノ他ノ工事適用工事ノ種類（二）參照）。

九、建築物の解體、取外し、撤去の工事は例示の如く建築工事の料率の適用を受くべき建築物のみを指稱するものと解すべきである、意味ではなく夫れが建設せられる場合に建築工事の料率の適用を受くべき建築工事である。併し鐵骨家屋、機械若は橋梁鐵桁等の解體、取外し、撤去は建築工事である。從つて一般家屋、鐵塔、鐵管等の解體、取外し、撤去は建築工事であるも、鐵骨家屋建築工事、機械器具の組立又は据付工事若は橋梁工事として取扱はれるであらう。

十、一般家屋内の模樣替工事は家屋附帯設備工事である（家屋附帯設備工事適用工事ノ種類（一〇）參照）。

十一、競技場、競馬場等のスタンドの建設工事は其の使用材料が鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造たると其の他の材料たるとを問はず、構造の如何及下部使用の如何に不拘建築工事である。

十二、建築工事の料率の適用せらるる建築物の基礎工事も亦建築工事である。

十三、一般家屋の家揚工事、スキー用ジヤンプ臺建設工事は建築工事である。

十四、庭園に關する工事が建築工事として取扱はれる爲には家屋と從屬性を有する小規模のものにして社會通念上家屋の附屬物の建設に關する工事と認め得られる場合に限る、從つて大規模のものにして家屋の附屬物に關する工事と認め難き場合には公園に關する工事を類推適用し其の他の工事として取扱ふべきである。

十五、既設高架橋、檜、鐵塔、スタンドの下部を利用したる家屋の建築工事に付ては其の施工法に依り料率を異にするであらう。例へば既設鐵筋混凝土高架橋下に煉瓦又は無筋混凝土を施工して家屋に利用する場合は建築工事なるも、鐵塔、檜、スタンド下に鐵筋混凝土を施工して家屋に利用する場合は鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋建築工事である。

二二、鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋建築工事

鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事（請負金額一萬圓當リ二七圓三八厘）

（一）鐵骨鐵筋混凝土造家屋建築工事
（二）鐵筋混凝土造家屋建築工事
（三）鐵筋混凝土ブロック造家屋建築工事
（四）前記家屋ノ外裝工事
（五）鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造高架線、高架橋、陸橋、水管橋、瓦斯管橋、道路橋棧橋等ノ架設工事（但シ水上ニ架渡シタルモノニシテ橋梁工事ノ態樣ヲ以テ施工セラルヽモノヲ除ク）

一、鐵骨鐵筋混凝土造家屋と鐵骨造家屋との區別は如何なる標準に依り定むるやと云ふに鐵骨家屋の主要部分の全部又は大部分に鐵筋混凝土が使用せられ社會通念上鐵骨鐵筋混凝土造家屋なりと認められる場合には鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋建築工事の料率が適用せられ、然らざるときは鐵骨家屋建築工事の料率が適用せられるであらう、要は各場合に付き具體的に觀察し社會通念に依り決するの外はない。

二、高架橋、陸橋、水管橋、瓦斯管橋、道路橋、棧橋等が陸上に架設せらるる場合は鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋建築工事なるも、之等のものが水上に架設せられ橋梁工事の態様を以て施工せらるるときは橋梁工事である。

三、構築せられる主體が鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋建築工事の料率を適用せらるものに在りては其の基礎工事も同料率に依る。

四、鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋内の模様替工事も一般家屋の場合と同様に家屋附帶設備工事である（家屋附帶設備工事適用工事ノ種類（一〇）參照）。

一三、鐵骨家屋建築工事

鐵骨家屋建築工事（請負金額一萬圓當リ貸金一圓當リ）	二〇圓三五厘

（一）鐵骨鐵網モルタル塗家屋建築工事
（二）鐵骨スレート張家屋建築工事
（三）鐵骨鐵鈑張又ハ鐵骨板張家屋建築工事
（四）家屋式ニ依ル鐵骨造類雪覆建築工事

一、鐵骨家屋にして鐵筋混凝土を使用せざるもの及鐵筋混凝土を使用するも其の施工箇所が家屋の主要部分に非ずして鐵骨鐵筋混凝土造家屋と認められざるものは總て本料率に依る。

二、鐵骨家屋建築工事の料率を適用せらるゝ建築物の基礎工事も亦鐵骨家屋建築工事である。

三、鐵骨家屋内の模様替工事は一般家屋の場合と同様に家屋附帶設備工事である。（家屋附帶設備工事適用工事ノ種類（一〇）參照）。

四、家屋式鐵骨造建築物は總て本料率に依る。茲に所謂家屋式とは側壁の有無に不拘、梁、桁、桂材等に依りて支持せられ屋蓋を有し外觀上家屋と同樣若くは類似の形態を爲すものを謂ひ、使用目的の如何は之を問はない。

一四、家屋附帶設備工事

家屋附帶設備工事（請負金額一萬圓當リ貸金一圓當リ）	六圓一二厘

（一）電氣、電燈、電話等ノ設備工事（但シ電話局ニ於ケル自動電話交換機、配電裝置等規模特ニ大ナルモノヲ除ク）
（二）給水、給湯、飲料水冷却等ノ設備ニ關スル工事
（三）衞生、消火ノ設備ニ關スル工事（但シ防火壁ヲ除ク）
（四）防空施設中採光面蔭蔽等ノ設備ニ關スル工事
（五）緩冷房、換氣、乾燥、溫濕度調整等ノ設備ニ關スル工事
（六）氣送、傳聲、送風、排氣等ノ設備ニ關スル工事
（七）除塵、冷却等ノ設備ニ關スル工事
（八）劇場、公會堂等ノ内部設備工事
（九）隧道又ハ地下鐵道内ニ於ケル電線ノ架設又ハ電燈ノ取付工事（但シ既設又ハ内面卷立後ノ隧道又ハ地下鐵道内ニ於ケル工事ニ限ル）
（一〇）家屋（構造ノ如何ヲ不問）ノ模様替工事

一、適用工事の種類（一）乃至（八）及び（十）の工事が家屋附帶設備工事の料率の適用を受くる爲には家屋内の工事たることを條件とする。

二、家屋の模様替工事（適用工事ノ種類（一〇））は家屋内部の模様替（例へば室内の裝飾、間仕切、化粧石の貼張、壁體の布張、階段

又は床の修理、建具、左官、ペンキ塗等）にして其の家屋の種類、構造の如何に不拘家屋附帯設備工事である。屋外の修繕、改修、屋根の改修、非常用避難梯子の設置、外部の塗装等は家屋の模様替工事に非ずして其の家屋の建築の場合と同料率に依るであらう。

三、防火壁の設備工事は其の施工せらるる主體たる家屋の料率に依る。

一五、機械器具の組立又は据付工事

機械器具ノ組立又ハ据付工事 （請負金額一萬圓當リ　二二圓六五厘）	（一）ボイラー、起重機、揚重機ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （二）電氣收塵機、空氣壓縮機、乾燥機、運搬機等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （三）制水門捲上機（機械的機能ヲ有スルモノニ限ル）、石炭陸揚機、差炭機、運炭裝置、粉炭裝置、自動燃燒裝置、骸炭押出機、洗炭機等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （四）蓄力機、汚物處分場ニ於ケル掻集機、自動秤量運搬裝置等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （五）原石粉碎裝置、砂利選別裝置、自動除灰裝置等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （六）自動電話交換機ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （七）石油精製裝置、パルプ製造裝置等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 （八）索道建設工事 （九）昇降機ノ設備ニ關スル工事 （一〇）其ノ他機械器具ノ組立又ハ据付ニ關スル工事

一、適用工事の種類（三）に制水門捲上機（機械的機能を有するものに限る）とあるは制水門、捲上機の意にして括弧内の字句は此の兩者を制限するものと解すべきである。蓋し制水門捲上機は機械にして殊更斯かる制限的字句を加ふるの要なく且從來よりの取扱上斯く解するを妥當とする。然らば機械的機能を有せざる制水門に關する工事は何工事なりやと云ふに右は河川工事として取扱ふべきであらう（河川工事適用工事ノ種類（二）參照）。

二、機械に其の一部を構成するものを取付ける工事、機械の一部の修繕、取替をなす工事及機械の補強工事は均しく機械器具の組立又は据付工事である。

三、機械の基礎竝機械臺等の建設工事は共に機械器具の組立又は据付工事である。

一六、橋梁工事

橋梁工事 （請負金額一萬圓當リ　五二圓三二厘）	（一）橋梁ノ架設、補强、防護ニ關スル工事（水管橋、瓦斯管橋、棧橋、高架橋、道路橋ヲ含ム但シ水上ニ架渡シタルモノニシテ橋梁工事ノ態樣ヲ以テ施工セラルヽモノニ限ルモノトシ鐵桁ノ架設ノ場合ニ於テハ鐵桁ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ加算セザルモノトス）

一、水管橋、瓦斯管橋、棧橋、高架橋、道路橋が橋梁工事（一）水上に架渡したるものたること。

（二）橋梁工事の態樣を以て施工せられたるものたること。若し孰れか一を缺くときは鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋建築工事の料率が適用せられる（鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事適用工事ノ種類參照）

二、橋梁の橋脚、橋臺、基礎工事は本體たる橋梁工事と同じ料率に依る。

三、鐵桁の架設の場合に於て鐵桁の價格が保險料算定の基礎たる請負金額中に加算せられざるは水上橋の場合に限る、陸橋には斯かる取扱はない。

四、橋袖の石垣の修繕工事は橋梁の補強、防護上不可缺のものにして橋梁と従屬的關係を有するものであるから本體たる橋梁の修繕工事の場合と同一に取扱はるべきであらう。

一七、其の他の工事

其ノ他ノ工事（請負金額一萬圓當リ賃金一圓當リ三五圓二九厘）	（一）海岸又ハ港灣等ニ關スル工事（例ヘバ防波堤、岸壁、築港灣、船溜場等ニ關スル工事） （二）地下ニ構築スル各種槽ノ工事 （三）鐵管、ヒユーム管、瓦斯管、地中線、エタニツトパイプ、鋼材等ノ埋設ニ關スル工事（但シ鐵管、ヒユーム管、エタニツトパイプ、山型鋼、溝型鋼、銅矢板、地中電纜ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ算入セズ） （四）貯水池、湖沼、鑛毒沈澱池、プール等ノ設備ニ關スル工事 （五）上下水道ニ關スル工事（但シ引水路ニシテ河川ノ態樣ヲ備フルモノハ河川工事ト看做ス） （六）擁壁築造工事（但シ道路ノ擁壁ハ道路、鐵道軌道ノ擁壁ハ鐵道軌道工事トス） （七）公園ニ關スル工事 （八）防空壕ノ設備ニ關スル工事 （九）其ノ他他ノ料率ノ適用ヲ受ケザル工事

一、河川工事適用工事の種類(一)とその他の工事適用工事の種類(一)とは實質的に其の施工法、工事規模等に於て異ならざる場合ありと雖も兩者は地域的に料率を異にするものである。

二、適用工事の種類(三)但書に記載せられたる特定工事用物の價格が保險料算定の基礎たる請負金額に算入せられざるは之等工事用物が埋設せられる場合に限る。

三、地下に構築する槽とは例へば水源急速濾過槽、原油槽、汚油淨化裝置に於ける液化槽、豫備濾過槽、酸化槽、消毒槽等の如きものにして其の類多く列擧することは出來ない。而して之等槽の基礎工事も亦其の他の工事である。

四、地下に建設せられる煙道にして隧道式施工法に依らざるものは其の他の工事である。

一八、備考欄記載事項に就て

備考

一、適用工事ノ種類欄ニ記載ナキモノ又ハ記載アルモ申込書ノ設計概要ニ記載ノ規模又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ本分類ニ依ルヲ適當ナラズト認メラルヽモノニ付テハ夫々保險料率決定ノ趣旨ニ依リ適當ナル料率ヲ適用スルモノトス

二、一工事ニシテ二種類以上ノ工事ヲ包含スル工事ニ在リテハ區分セラレタル工事ノ種類ニ依ル

三、「機械器具ノ組立又ハ据付工事」ノ料率ヲ適用スル工事ノ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニハ當該工事ニ使用セラルヽ工事用物中機械器具ノ價格ハ之ヲ算入セザルモノトス

（一）一工事にして二以上の種類の工事を包含し請負金額又は使用勞働者延人員（賃金總額）が工事の種類毎に區分せらるる場合には工事終了屆に區分證明書を添付せねばならぬ。（昭和七、三、一六 勞發第九五號 昭和一四、一〇、二四 社發第九三八號參照）

（1）請負金額により保險料を算定する工事に在りては工事別に依る請負金額區分證明書、契約書の寫又は內譯書等にして注文者の署名捺印あるものを工事終了屆に添付するを要す。

（2）賃金總額により保險料を算定する工事に在りては工事別に依る使用勞働者延人員の區分に關する保險契約者の申告書を添付するを要す、但し此の場合は必ずしも註文者の工事別使用勞働者延人員區分證明書を必要としない、蓋し注文者に於ては使用勞働者の區分は之を明確に知るを得ないからである。而して其の人員數は勞働者災害扶助責任保險法施行規則第七條に依り地方長官に屆出でたるものたることを要す。

（3）注文者より請負者に支給したる工事用物が二以上の種類の工事に使用せられたるときは其の種類、數量、價格等を

工事別に區分したる證明書（注文者の署名捺印あるもの）を工事終了届に添付するを要す。

（二）機械器具の組立又は据付工事に付ても機械器具の價格を明示したる契約書、又は證明書にして注文者の署名捺印あるものを工事終了届に添付するを要す（昭和一四、一〇、二四社發第九三八號參照）。

（三）保險料算定の基礎たる請負金額に加算せられざる工事用物（例へば軌條敷設工事に於ける軌條、埋設工事に於ける鐵管、ヒューム管、エタニツトパイプ、山型鋼、溝型鋼、鋼矢板、地中電纜）に付ても其の工事用物の種類、數量、價格を記載したる注文者の證明書を工事終了届に添付するを要す。

（註）前記（一）、（二）、（三）、の場合に於ける注文者の證明は當該工事注文者（本人若は法人の場合に在りては其の代表者）のみの證明に限らず當該工事施行上の注文者側の責任者（例へば主務部長又は課長、出張所長、支店長、工事主任又は現場主任）の證明にても差支ない（昭一四、一〇、二四社發第九三八號）。

附錄一

新舊保險料率ノ工事適用上ニ於ケル對照（新舊保險料率ガ工事適用上相違アル主ナルモノノミヲ揚グ）

工事ノ内容		舊料率	新料率
（一）	軌條ノ敷設工事	昭和一一、一二、二四改正内務省告示第六八三號ニ依リ昭和十二年一月一日以降昭和十四年十月三十一日迄ニ保險契約ノ申込アリタルモノニ適用	昭和一四、一〇、二四改正厚生省告示第二一二號ニ依リ昭和十四年十一月一日以降保險契約申込アリタルモノニ適用
	建築工事（下段ノ如キ特例（但書）ナシ）（註）軌條ノ敷設ノ外ニ築堤擁壁等ノ土木工事ヲ包含スル場合ハ其ノ部分ニ對シテハ其ノ他ノ工事トシテ取扱フ	土木工事ノ有無ニ不拘鐵道軌道工事（但シ軌條ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ算入セズ）	
（二）	河川、砂防ニ關スル工事	其ノ他ノ工事	河川工事
（三）	土地、耕地又ハ區劃整理、敷地造成、埋立、廣場造成、開墾等ニ關スル工事	其ノ他ノ工事	土地整理工事（但シ海面ノ埋立ハ其ノ他ノ工事）
（四）	道路ニ關スル工事 隧道ノ様式ニ依ラザル地下道工事	其ノ他ノ工事	道路工事
（五）	橋梁工事ニ附帶スル取付道路工事	取付道路ガ橋長ノ二倍未滿ノトキハ橋梁工事ニ吸收セシム、二倍以上ノトキハ其他ノ工事トス	道路工事
（六）	廣場ノ展壓、芝張工事	其ノ他ノ工事	道路舗裝工事
（七）	建築物（例ヘバ一般家屋、鐵塔、タンク）ノ解體、撤去工事	工作物ノ破壞工事	建築工事
（八）	橋梁、機械ノ解體、取外シ、撤去工事	工作物ノ破壞工事	橋梁ニツイテハ橋梁工事、機械ニ付テハ機械器具ノ組立又ハ据付工事
（九）	爐、タンクノ建設、改修、修繕工事	機械的機能ヲ有スルモノ（例ヘバ廻轉爐、斯發生爐、培燒爐、タンクニ付テハ例示不明）ハ其ノ他ノ工事（但シ當該工事ノ額中爐又ハタンクノ製作價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ算入セズ）トシ、機械的機能ヲ有セザルモノハ建築工事トス	機械的機能ノ有無ニ不拘建築工事
（一〇）	橋梁ニ關スル工事	橋梁工事（施工箇所ガ水上タルト陸上タルトニヨリ取扱ヲ異ニセズ）但シ鐵桁ノ架設工事ニ付テハ上部工事ノ架設）ト下部工事（橋脚橋臺）トニ分チ前者ハ建築工事、後者ハ橋梁工事トス。	水上ニ橋梁工事ノ態様ヲ以テ架設セラルヽモノハ橋梁工事（但シ水上ニ鐵桁ヲ架設スル場合ハ橋梁工事ナルモ鐵桁ノ價格ヲ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ算入セザルモノトシ、陸上ニ架設セラルヽモノハ鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事。
（一一）	競技場、競馬場等ノスタンド建設工事	鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造ニシテ下部ヲ家屋ニ使用スルトキハ鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事、其ノ他ノ場合ハ建築工事	水上ニ橋梁工事ノ態様ヲ以テ架設セラルヽモノハ橋梁工事（但シ水上ニ鐵桁ヲ架設スル場合ハ橋梁工事ナルモ鐵桁ノ價格ヲ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ算入セザルモノトシ、陸上ニ架設セラルヽモノハ鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事。
（一二）	鐵骨造家屋建築工事	原則トシテ建築工事ナルモ側壁、腰廻（三尺以上）又ハ階上床等ニ鐵筋混凝土ヲ使用シアルトキハ鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事トス	原則トシテ鐵骨家屋建築工事ナルモ、家屋ノ主要部分ノ全部又ハ大部分ニ鐵筋混凝土ヲ使用シアルトキハ鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事トス

(一三)	鐵骨鐵網モルタル塗家屋、鐵骨スレート張家屋、鐵骨鐵鈑張家屋、家屋式鐵骨建築物ノ建築工事	右ニ同ジ	鐵骨家屋建築工事
(一四)	(1)電氣、電燈、電話ノ設備 (2)給水、給湯、飲料水冷却ノ設備 (3)衛生、消火ノ設備 (4)採光面蔭蔽設備 (5)冷煖房、換氣、乾燥、溫濕度調整ノ設備 (6)氣送、傳聲、送風、排氣、除塵、冷却ノ設備 (7)家屋內設備又ハ模樣替 (8)家屋內部ノペンキ塗裝等ノ工事	施工セラル、家屋ノ種類ニヨリ其ノ家屋建築ノ場合ト同料率ニ依ル。即チ建築工事カ鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事ナリ	家屋附帶設備工事
(一五)	昇降機ノ組立又ハ据付工事	右ニ同ジ	機械器具ノ組立又ハ据付工事（但シ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニハ當該工事ニ使用セラルル工事用物中機械器具ノ價格ハ之ヲ算入セザルモノトス）
(一六)	索道ノ建設工事	建築工事	右ニ同ジ
(一七)	諸機械ノ組立又ハ据付工事 機械臺、機械ノ基礎工事	其他ノ工事（但シ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニハ當該工事ニ使用セラルル工事用物中機械器具ノ製作價格ハ之ヲ算入セザルモノトス）	右ニ同ジ
(一八)	鐵管、ヒューム管、鋼矢板、地中線、エタニットパイプ、鋼材等ノ埋設ニ關スル工事	其ノ他ノ工事（但シ鐵管、ヒューム管、ケーブル、鋼矢板ニ限リ其ノ價格ヲ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ算入セズ）	其ノ他ノ工事（但シ鐵管、ヒューム管、エタニットパイプ、山型鋼、溝型鋼、鋼矢板、地中電纜ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ算入セズ）
(一九)	開鑿式ニシテ上表部ヲ一般交通ノ用ニ供セザル地下鐵道建設工事	其ノ他ノ工事	鐵道軌道工事
(二〇)	各種水門ニ關スル工事	其ノ他ノ工事	河川工事
(二一)	機械的機能ヲ有スル制水門（例ヘバテンダーゲート、ストーニーゲート、セクターゲート）ノ据付工事	其ノ他ノ工事（但書前掲（一七）ニ同ジ）	機械器具ノ組立又ハ据付工事（但書前掲（一七）ニ同ジ）

勞働者災害責任保險ニ於ケル工事ノ種類及保險料率ノ變移

勞働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率（右ハ請負金一萬圓當リノ料率 左ハ賃金一圓當リノ料率）

工事ノ種類 ＼ 保險料率施行ノ時期	昭和七年一月一日以降保險契約申込ノモノニ對シ適用	○印ハ昭和十年四月八日以降保險契約申込ノモノニ對シ適用	○印ハ昭和十二年一月一日以降保險契約申込ノモノニ對シ適用	○印ハ昭和十四年十一月一日以降保險契約申込ノモノニ對シ適用	○印ハ昭和十五年十月一日以降保險契約申込ノモノニ對シ適用
勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)ノ工事	—	—	—	—	○ 四三圓 / 六三厘
隧道工事	一四〇圓 / 四五厘	一四〇圓 / 四五厘	一四〇圓 / 四五厘	○ 一一四圓 / 四五厘	一一四圓 / 四五厘
地下鐵道建設工事（但シ開鑿式ニシテ上表部ヲ一般交通ノ用ニ供セザルモノヲ除ク）	—	○ 二一三圓 / 三二〇厘	二一三圓 / 三二〇厘	○ 一六六圓 / 三二〇厘	一六六圓 / 三二〇厘
水力發電用建設土木工事	—	—	○ 二六八圓 / 一〇五厘	○ 二一四圓 / 一〇五厘	二一四圓 / 一〇五厘
鐵道軌道工事	—	—	—	○ 六六圓 / 三八厘	六六圓 / 三八厘
河川工事	—	—	—	○ 二三圓 / 一六厘	二三圓 / 一六厘
土地整理工事	—	—	—	○ 五六圓 / 三四厘	五六圓 / 三四厘
道路工事	—	—	—	○ 四六圓 / 二二厘	四六圓 / 二二厘
道路鋪裝工事	—	—	○ 二三圓 / 二〇厘	○ 一八圓 / 二〇厘	一八圓 / 二〇厘
工作物ノ破壞工事	— / 四五厘	— / 四五厘	— / 四五厘	— / 四五厘	— / 四五厘
建築工事	二八圓 / 二二厘	二八圓 / 二二厘	○ 二三圓 / 二〇厘	○ 一八圓 / 二〇厘	一八圓 / 二〇厘
鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事	—	—	○ 三五圓 / 三八厘	○ 二七圓 / 三八厘	二七圓 / 三八厘

	鐵骨家屋建築工事	家屋附帶設備工事	機械器具ノ組立又ハ据付工事	橋梁工事	其ノ他ノ工事
改正告示ノ年月日					
昭和六・一一・二八 内務省告示第二六六號				六七圓三二厘	八五圓二二厘
昭和一〇・四・八 内務省告示第二〇二號改正				六七圓三二厘	八五圓二二厘
昭和一一・一二・二四 内務省告示第六八三號改正			六七圓三二厘	八五圓二二厘	
昭和一四・一〇・二四 厚生省告示第二一二號改正	〇	〇	〇	〇	二〇圓三五厘 三五圓二九厘
昭和一五・九・一八 厚生省告示第二八八號改正	二〇圓三五厘	一六圓一二厘	二二圓六五厘	五二圓三二厘	三五圓二九厘

第三節　概算保險料

一、概算保險料の意義

保險料の算定の基礎たる請負金額又は賃金總額は工事の開始前又は工事の途中に於ては正確に定まつたものと言ふことは出來ぬ。工事の途中に於て增減するのが常である。從つて工事終了以前の請負金額、支給工事用物の價額又は賃金總額は確定的のものと言ひ得ないから一種の見込額と見なければならぬ。故に此の未確定なる基礎に依つて算出した保險料も亦未確定のものと言はねばならぬ。此の保險料を便宜上**概算保險料**と謂ふのである。之に反し工事が終了すれば正確なる請負金額、支給工事用物の價額及勞働者の賃金總額は決定せらるゝから茲に確定的保險料が分明する、此の保險料を概算保險料に對し**精算保險料**と謂ふ。

二、概算保險料拂込の時期

概算保險料は工事開始前に其の全額の拂込を爲すを原則とする。而して保險料の算定に就ては既述の保險料算定方法に依るのである（保險令第七條第二項）。唯已むことを得ざる場合に限り工事開始後概算保險料の拂込を爲し得るのである（保險令第七條第一項本文）。

（註）概算保險料が工事開始前拂込まれたる場合は全工事期間に亙つて保險せらるゝが、工事着手後拂込まれたる場合は其の拂込の翌日より工事終了迄保險せらるゝことゝなり保險料全額の拂込に不拘拂込前の事故に付ては保險せられざる損害を被るに至る。

尙工事期間一年を超ゆるものに就ては最初の一年分の概算保險料を工事開始前に拂込むことが出來る（保險令第七條第一項但書）。蓋し工事期間一年を超ゆる場合は工事費用竝概算保險料は相當多額に上り尙請負工事に在りては工事着手後概算保險料を全工事に付き全額拂込ましむることは事業主に對し酷に失するから便宜上斯る規定を設けた所以である。然し乍ら工事期間が僅かに一年を超ゆるに過ぎないものに在つては成るべく概算保險料の分割拂込を爲さず一時に拂込むことが政府竝事業主にとつて便宜である。

而して一年分の概算保險料は概算保險料總額を豫定工事期間の日數を以て除したるものに三百六十五（閏年の二月末日を含む場合には三百六十六）を乘じたる金額である（保險令第七條第三項本文）。但し分割金額に一錢未滿の端數を生じたるときは其の端數は最初の拂込金額に合算するのである。

通常分割概算保險料は右の方法に依つて算出されるのであるが政府は工事施行計畫の狀況に應じ、異る方法に依り一年分の保險料を定むることを得る（保險令第七條第三項但書）。

次に分割概算保險料の算定例を揭げて置かう。

工事開始ノ豫定年月日	昭和十五年十一月一日
工事終了ノ豫定年月日	昭和二十年六月三十日
請負金額	四五八〇、〇〇〇円〇〇
注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物件（例ヘバ木材、セメント等ノ材料類、鐵骨、鐵鋲、鐵桁及電線等ノ製作物ノ類又ハ電力、燃料等工事用物ノ總テ）	種類　數量　見積價額　円
	（無シ）
合計（紙面不足ノ場合ニハ別紙ヲ添付スルコト）	
保險料算定ノ基礎タル請負金額（前欄ノ請負金額ニ注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ見積價額ヲ加算シタル金額）	四五八〇、〇〇〇〇〇〇
工事ノ種類	水力發電用建設土木工事
保險料率	請負金額又ハ注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ見積價額ヲ加算シタル金額一萬圓當リ　二一四圓四〇 請負ナラザルトキ又ハ請負金額ノ定ナキトキハ賃金一圓當リ　一厘
概算保險料總額（一錢未滿切捨）	九八、〇一二円〇〇
工事開始前ニ拂込ムベキ概算保險料額	（第一回分割概算保險料額）二一、〇〇六円七〇

分割概算保險料ノ算定

回數	期間 自年月日	期間 至年月日	日數	拂込豫定年月日	金額
第一回	15.11. 1	16.10.31	365	15.10.31以前	21,006円70
第二回	16.11. 1	17.10.31	365	16.10.31以前	21.006 68
第三回	17.11. 1	18.10.31	365	17.10.31以前	21.006 68
第四回	18.11. 1	19.10.31	366	18.10.31以前	21.064 23
第五回	19.11. 1	20. 6.30	242	19.10.31以前	13,927 71
合計			1703		98,012 00

(1) 98,012圓00錢 × $\frac{365}{1703}$ = 21,006圓68錢2厘32

(2) 98,012圓00錢 × $\frac{365}{1703}$ = 21,006圓68錢2厘32

(3) 98,012圓00錢 × $\frac{365}{1703}$ = 21,006圓68錢2厘32

(4) 98,012圓00錢 × $\frac{366}{1703}$ = 21,064圓23錢4厘87

(5) 98,012圓00錢 × $\frac{242}{1703}$ = 13,927圓71錢8厘14

三、概算保險料の納入方法

概算保險料を何ういふ方法に依つて拂込むかに付ては既述したる「保險料納入の方法」（第一編第六章第一節）參照のこと。

四、概算保險料の減額

概算保險料が工事開始後拂込まれる場合に於ては保險すべき工事の範圍が縮少するけれども保險料不可分の原則により其の縮少に比例して保險料の減額をしないのである。

然し乍ら此の原則に對して例外的に政府に於て、工事開始後の拂込が已むことを得ざる事由に因るものと認めたるときに於てのみ工事開始の日より保險料拂込の日迄に於ける工事の進捗の狀況又は使用勞働者延人員の數に應じて保險料を減額することを得るのである（保險令第六條第四項）。從つて政府に於て其の拂込遲延が已むことを得ざる事由に依るものと認めざるときは事業主に於て一方的に已むを得ざる事由に依るものとなすも保險料は減額せられぬのである。

尙政府に於て其の拂込の遲延が已むことを得ざる事由に依るものと認めたる場合に於ても其の後の工事の狀況又は使用勞働者延人員を確定し得ないから實際の取扱としては概算保險料は工事全體に對し一應拂込を爲し工事終了後保險料精算の結果減額せらるることとなるであらう。此の場合には工事終了屆に工事の進捗狀況又は使用勞働者延人員に關する明細なる證據書類を添付せねばならぬ。

（註）

（問）勞働者災害扶助法施行令第二條各號に該當せざる規模の土木工事を請負ひ保險契約締結せずして工事進捗中偶々大石發見し之を除去するに火藥を使用し爆破するに非ざれば工事の障碍となるため火藥類を使用し半日位の工程にて除去となる程度のものなり、火藥類を使用することにより使用勞働者延人員三〇〇人に該當することゝなり、工事着手前には大石あるべきことは豫測推知し得ざるものなり、斯る場合の適切なる措置すべき便法なきや、其の時直ちに保險契約の締結を履行せしむべきや……（答）工事着手の當初に遡りて工事全體に對し本法の規模に從ひ法の適用あるべく直ちに保險契約締結せしむべし、此の場合の保險期間は保險料拂込の翌日より工事

終了迄とす、尤も保險料は勞働者災害扶助責任保險法施行令第六條第四項の規定に依り減額することを得るものとす（昭和七、一一、一六、北海道工場課宛）。

五、概算保險料の追加拂込

概算保險料は不確定なる基礎に依り算出するものであるから變動性のあるものである。從つて工事着手後其の中途に於て工事設計變更の爲め請負金額又は賃金總額が增加したり、注文者より工事用物の支給ある場合には之に伴ひ概算保險料も增額するものである。尙保險契約申込書の記載が不備の爲一應安き料率を適用したるものが調査の結果高き料率を適用すべきものなること判明したるときは概算保險料の變更を爲さねばならぬ。故に政府は保險令第七條第二項の請負金額又は賃金總額の見込額に變更を生じたるとき其の他必要ある場合に於ては保險料の追加拂込を命ずることを得るのである。（保險令第七條第四項）。概算保險料の追加拂込を命ぜられ場合は大體次の通りである。

1　保險令第七條第二項の所謂請負金額に依り保險料を算定する工事に於て工事着手後追加工事其の他の爲請負金額又は注文者より支給を受くる工事用物或は此の兩者が增加したる場合

2　賃金總額に依り保險料を算定する工事に於て工事着手後追加工事其の他の爲使用勞働者延人員が增加したる場合。

以上1及2の場合は大體に於て保險契約申込書記載事項變更屆の提出を待つて概算保險料の追加拂込が命ぜられる。

3　保險契約の申込直前拂込みたる概算保險料額が正規の概算保險料に比し不足する場合。

これには次の二つの場合がある。

イ、概算保險料を計算違ひに依り正規の概算保險料額に比し少なく拂込みたる場合。

ロ、當該工事の保險料率に依らずして他の低き保險料率に依り概算保險料を拂込み、從つて正規の概算保險料額に比し不足する場合。

以上、イ、及ロ、の場合は保險契約申込書の內容審査の上直に概算保險料の追加拂込が命ぜられる。政府に於て概算保險料の追加拂込を命ずる場合は不足額に對し納入告知書が發行せられるのである。

此の追加拂込を遲滯したる者に付ては保險法第六條及保險令第十四條の規定の適用を受け遲滯期間に對して保險金が支拂はれない。此のことに付ては「保險期間」の章に於て詳述する。

此の追加拂込を命ずる爲には請負金額又は支給工事用物の價格の變更、使用勞働者延人員の增加等が明かにならねばならぬ。そこで保險則に第一條第二項、第七條及第二十條の規定が設けられてゐるのである。之に付ては既に「保險契約申込書記載事項の變更」の章に於て詳述した所である。

六、概算保險料の減少

以上述べた所は概算保險料の增加に伴ふ追加拂込であるが、概算保險料は常に必ずしも增加するとは限らない、却つて減少する場合があるのである、此のことに付ては何等の規定も設けられてゐないが實際の取扱に付て言及する必要がある。

偖、保險契約者が最初拂込んだ概算保險料が減少する場合とは如何なる場合であるかに付ては次の三つの場合が考へられる。

1　保險令第七條第二項の所謂請負金額に依り保險料を算定する工事に於て工事着手後設計變更又は見積違ひの爲め使用勞働者延人員が減少した者より支給を受くる工事用物或は此の兩者が減少した場合。

2　賃金總額に依り保險料を算定する工事に於て工事着手後設計變更の爲請負金額又は注文場合。

3　保險契約申込直前拂込みたる概算保險料額が正規の概算保險料に比し多額なる場合。

これには次の二つの場合がある。

イ、概算保険料を計算違ひに依り正規の概算保険料額に比し多額に拂込みたる場合。

ロ、當該工事の保険料率に依らずして他の高き料率に依り概算保険料を拂込み、從つて正規の概算保険料額に比し多額なる場合。

以上(1)及(2)の場合に於ては政府は工事終了屆の提出を待つて正規の保険料(精算保険料)に比し過剩額を生ずるときは之を返還することとし、工事期間中保険契約申込書記載事項變更屆の提出あるも之に對しては返還の手續を執らない。蓋し工事期間中に保険料算定の基礎が減少しても工事終了の際或は增加するかも知れない。又工事期間中保険料算定の基礎に減少を生ずる都度返還の手續を爲すこととすれば事務の煩雜を生ずるを以て工事終了の際返還するを便宜とするからである。

3の場合に於ては保険契約の申込前概算保険料の拂込あるも保険契約申込書が到達し內容審査したる後でなければ政府に於て收納の手續を爲さない。從つて保険契約申込書を審査することに依つて概算保険料の過剩拂込は容易に發見される。そこで政府は此の過剩額に對しては直に返還の手續を執り保険契約者に返金することとしてゐる。

第四節　精算保険料

既に述べた如く工事開始前及工事施行中拂込む保険料は一種の見込に基づく保険料であつて之を概算保険料と謂ふのであるが、工事が終了すれば眞實の請負金額、支給工事用物の價額及使用勞働者延人員(從つて賃金總額)が決定せらるゝから玆に確定的保険料が分明する、この保険料を精算保険料と謂ふのである。

而して此の保険料確定の爲めには使用勞働者延人員從つて賃金總額、請負金額及支給工事用物の價額が明かなるを要する、そこで保険則第八條は保険契約者に對し工事終了後遲滯なく此等の事項を記載したる工事終了屆を保険院長官に屆出づる義務を負擔せしめたのである(保険則第八條)。尙又注文者は請負者に工事用物を支給したるときは工事終了後遲滯なく其の支給したる物の種類別數量及價格を保険院長官に申告せねばならぬ。此の申告書は保険契約者に委託して提出するのである(保険則第二十條)。

此等の事項に付ては「工事終了の屆出」の章に於て詳述した所である。

政府は右の工事終了屆、其の添付書類及注文者の申告書を精細に調査し保険令第七條の規定に依りて拂込みたる保険料(即ち概算保険料)が同第六條の規定に依りて算定したる保険料(即ち精算保険料)に比し過不足あるときは政府は保険料の追加拂込を命じ又は之を返還するのである(保険令第十條)。

第五節　保険料と時效

勞災保険に於ける時效に付ては「保険料と時效との關係」及「保険金の請求と時效との關係」の二つの場合に分ちて說明するを便宜とする。後者に付ては章を改めて說明することとし玆では前者のみ取扱ふこととしやう。

保険料返還の義務は二年、保険料支拂の義務は一年を經過したるときは時效に依りて消滅するのである(保険法第八條)。然らば此の消滅時效の起算日は何時であらうか、之に付ては次の如く解すべきである。

一、保険料返還義務の消滅時效の起算日

政府は工事終了屆の提出を待ち之に對し精細なる審査を行ひ、內容不備なるもの或は不審のものに付ては照會若は調査を爲すものであるから、此の審査完了後に非されば精算保険料は確定しない。故に保険料返還義務の消滅時效の起算日は既納概算保険料額が精算保険料額に比し過剩となり、其の剩餘額を政府に於て確定したる日の翌日と解すべきである。從

つて工事終了後又は工事終了届提出後直に時效は進行するのではない。

二、保險料支拂義務の消滅時效の起算日

法令に依り納期の一定せるものは納期の到來に依りて初めて權利を行使し得べきものであるから其の翌日より起算すべきである、故に勞災保險の保險料は納入告知書發行の日より十日以內に拂込をなすべきものなるを以て此の日限內に保險料の拂込なきときは十一日目より保險料支拂義務の消滅時效を起算すべきものと解される。

消滅時效の起算日は上述の通りであるが、保險料返還金に就ては其の確定後速かに返還せられ、納入せらるべき保險料に就ては時效完成前政府に於て時效中斷の手段を執るから事實上保險料の時效に付問題を生ずることはないのである。尙保險契約者が保險料に關し勞働者災害扶助責任保險審査會に審査の請求を爲したるときは裁判上の請求と同一の時效中斷の效力を有するものと看做されるのである（保險法第九條第二項）

第六節　保險料滯納の整理

保險料が納期內に納入せられざりし時は更に期日を指定して督促し尙納入に至らなかつた場合は相當の措置を爲すの要がある。

國稅徵收法等の規定に依り强制徵收の方法を取るべきものを除き其の他一般の租稅外歲入の徵收に在りては何等特別の法規の存するものなく專ら私法上の手續に依るの外はない。

（註）

勞災保險に於ては健康保險其の他の社會保險と異り國稅徵收法準用の規定が無いから專ら私法上の手續に依るの外はない。

然らば此の滯納者に對しては如何なる手續を採るやと言ふに厚生省會計事務取扱規程第八條に於ては「歲入徵收官ハ納

入ノ告知ヲナシタル期日內ニ納付セザル者アルトキハ直ニ督促シ尙納付ニ至ラザルトキハ速カニ相當ノ手續ヲ爲スベシ」と規定して居る。

この相當の手續とは更に嚴重なる督促を爲し或は保證人を立てしめ、抵當權を設定せしめ、事の重大なるものは裁判手續を採る等種々なる手段に依りて履行確保の途を講ぜねばならぬことを意味するであらう。

保險料滯納の整理を爲すには滯納保險料の時效の起算點、時效完成前の保險料滯納の整理、時效完成後の保險料滯納の整理、滯納保險料にして徵收不能のもの等に付研究するの要があるであらう、そこで之等を各項に分ち簡單なる說明を加へてみやう。

第一　滯納保險料の時效の起算點

會計法上の時效を適用すべき權利に關しては時效の起算點に付會計法規は何等の明文を設けざるを以て多少異論の存するところであるが、法規の明文なき以上時效の本質上權利を行使し得べき日の翌日を起算點となすべきものと解さなければならぬ。卽ち法令に依り納期の一定せるものは納期の到來に依りて初めて權利を行使し得べきものなるが故に其の翌日より起算すべきものであつて之を勞働者災害扶助責任保險法上の保險料に付考察するに該保險料は納入告知書發行の日より十日以內に納入を爲すべきものなるを以て、此の日限內に保險料の拂込なきときは十一日目より時效を起算すべきものと解されるのである。（厚生省會計事務取扱規程第五條參照）。

第二　時效完成前の保險料滯納の整理

保險料の支拂の義務は一年を經過したるときは時效に依りて消滅する（保險法第八條後段）から時效完成前時效中斷の手續を爲さねばならぬ。

一、時效中斷の事由（民法第一四七條、會計法第三四條）

時效中斷の事由を擧ぐれば左の通りである。

（一）請　求

（イ）裁判上の請求（民法第一四九條　民訴第二三五條）

（ロ）支拂命令（民法第一五〇條　民訴第四三〇條以下）

（ハ）任意出頭（民法第一五一條　民訴第三五四條）

（ニ）破產手續參加（民法第一五二條　破產法第二二八條）

（ホ）催告（民法第一五三條）

（二）差押、假差押及假處分（民法第一五四條第一五五條　民訴第五六四條以下及第七三七條）

（三）承　認

（四）納入告知（會計法第三四條）

時效中斷事由の詳細なる說明は民法及會計法の參考書に讓るべきであるが、敢て若干の考察を爲さう。

二、督促と時效の中斷

保險料の滯納を生じたる場合に於て時效完成前保險契約者に對し督促狀を發し保險料の納入の督促を行ふものとすれば此の督促は民法上の所謂催告であるから督促に因る時效中斷の效力は薄弱である、卽ち督促を爲したる後六ヶ月以內に裁判上の請求等民法第一五三條に列擧せる更に有力なる權利實行の手段を執らなければ始めより中斷の效力を生ぜざりしものとなる（民法第一五三條）。

三、請求と時效の中斷

保險契約者が時效完成前保險料納入延期の申請、納入遲滯詫書の提出、其の他之等の旨を記載したる請書の提出等を爲

したるとき之等の行爲は保險契約者が保險料納入義務の存在せることを知れる旨の表示行爲にして民法に所謂承認なるを以て時效中斷の效力を有するは論を俟たない（同趣旨鳩山博士我妻教授）。

四、保險料滯納者の爲したる保險料一部の納入と時效の中斷

保險契約者が滯納保險料に對し時效完成前一部の納入を爲したるとき殘額に就ては時效は繼續するや。

此の點に付き判例は一部の納入が保險料の一部として納入せらるゝものなるときは全部の承認となるものとしてゐる（大正八、一二、二六民錄二四二九頁）。從つて滯納保險料の一部納入は承認として時效中斷の效力を有するものである。

五、相殺と時效の中斷

時效完成前に滯納保險料の一部と保險金又は保險料返還金とを相殺する場合には催告と同一の中斷の效力を認むるを正當と解するも判例は中斷の事由と爲らざるものとしてゐる（同說鳩山博士我妻教授反對大正一〇、二、二民錄二七輯一六八頁）。

六、保險契約者の消極的確認の訴に於ける敗訴と時效の中斷

時效完成前に保險契約者が滯納保險料に付之を存在せざるものとして消極的確認の訴を起し之に敗訴したる場合には裁判上の權利行使として中斷の效力を認むるを可なりと解するも判例は權利者が權利を行使したるものに非されば中斷の事由にならずとしてゐる（同說鳩山博士我妻教授反對大正一一、四、一四民錄一八七頁）。

七、民法第七九條第三項に依る催告と時效の中斷。

時效完成前保險料滯納中の法人解散し其の淸算人が民法第七九條第三項に依る催告を爲したる場合其の催告は承認たるの效力を生じ從つて時效は中斷する（大正八、一二、二六民錄二四二九頁）。

八、破產宣告の申立と時效の中斷

保險料を滯納せる保險契約者に破產原因あり破產宣告の申立を爲したる場合には權利實行行爲の一として中斷の效力を

認むべきものと解す。然るに破産宣告の申立は破産手續參加に非ず又裁判上の請求にもあらざるが故に中斷の效力を認むべからずと爲す者あり。

（同趣旨 明治三七、一二、九民錄一〇輯一五七八頁 同說 鳩山博士、梅 反對 富井、中島、三潴、博士我妻敎授 岩田の各博士）

第三　時效完成後の保險料滯納の整理

時效完成後の滯納保險料は之を徵收するを得るやに就ては各種の場合に分ちて考察せねばならぬ。

一、時效の拋棄

保險契約者が完成したる時效の利益を受けざる旨の意思表示を爲したる場合卽ち時效の拋棄ありたる場合には其の滯納保險料徵收のため民事訴訟法上の督促手續又は訴の提起を爲すことを得るのである。

二、時效の完成を知りて爲したる保險料の納入

保險契約者が時效完成後時效完成したることを知りつゝ滯納保險料の納入を爲したる場合には時效の利益を拋棄する默示の意思表示あるものと解すべきである。從つて保險料收納するも差支ないのである（多數說）。

三、時效の完成を知らずして爲したる保險料の納入

保險契約者が時效の完成を知らずして滯納保險料を納入したる場合に其の保險契約者は非債辨償なりとの理由を以て保險料返還請求を爲し得るや、時效の完成を知らずして爲したる保險料の納入は時效拋棄の意思表示を伴ふものと解することを得ざるも其の知らざりしことに付て擧證の責任を負ふものである。（判例同趣旨　鳩山博士、未弘博士同說）。從つて多くの場合原告の敗訴となるのである。

四、時效の完成を知りて爲したる請書等の提出

保險契約者が時效完成後に於て時效の完成を知りて滯納保險料納入延期書、納入遲滯詫書又は之等の旨を記載したる請

書等を提出したる場合には時效の拋棄と看ることを得るを以て時效の拋棄ありたる場合と同樣の手續を爲すことを得るのである。

五、時效の完成を知らずして爲したる請書等の提出

保險契約者が時效完成後に於て時效の完成を知らずして滯納保險料納入延期書、納入遲滯詫書又は之等の旨を記載したる請書等を提出したる場合には時效の拋棄を爲したるもの卽ち時效の拋棄を爲したるものと推定せらるゝを以て前述の手續を爲すことを得る。此の場合知らずして爲したることを主張せんが爲めには保險契約者に於て擧證の責任を負ふものである。此の時效の完成を知らずして爲したるものなることを擧證するは極めて困難にして多くの場合敗訴となるものである。

六、時效の援用

保險料を滯納せる保險契約者が時效の援用を爲したる場合は歲入徵收官は該保險料に付不納缺損として決算を整理することを要する。

（註）

時效の援用の方法に付ては法文には特に規定なく解釋上議論あり。多數說は援用を以て裁判官の職權を補充する行爲なりと解するが故に裁判所に於て時效の利益を受くべき旨を主張することを要すとなす判例亦然り（大正八、七、四三潴博士其ノ他多數民錄二五輯一二一五頁）。然し乍ら援用と云ふ字句は特に裁判上の防禦方法のみを意味するものと解するの理由なく且援用を必要としたる立法上の理由は時效の利益を受くるや否やを當事者の任意に決定せしめんとするに在るを以て必ずしも裁判上之を主張することを要するものと解するの理由なしと信ずる（同趣旨 鳩山、川名穗、我妻敎授）。

七、時效に因り消滅したる滯納保險料と相殺

時效に因り消滅したる滯納保險料が其の消滅以前に支拂ふべき保險金或は返還すべき保險料とに依りて相殺に適したる

場合には相殺を爲すことを得る（民法第五〇八條）。

第四　滯納保險料にして徵收不能のもの

保險料滯納者が無資産にして到底徵收の道なきもの又は訴訟を提起するも訟訴費用すら回收し難きものに對しては歲入徵收官は不納缺損として決算を整理すべきである。此の場合厚生大臣は之を租稅外收入金整理に關する法律（明治四四法五八）に依り定期貸又は据付貸に編入整理することとなるであらう。厚生大臣之を編入したるときは大藏大臣に引繼ぎ一般會計に移屬せしむることを得る。大藏大臣は更に之を地方長官に管理せしむるのである。右貸付金の整理手續は貸付金取扱規程（明治四四大省一七）の定むるところに依る。

（註）

保險料滯納整理に關する件（昭和九、五、八勞發第四四九號）

地方廳に於ては保險料滯納者あるときは左記手續に依り各府縣相互に連絡を圖り之が納付の督勵に遺憾なきを期せねばならぬ。

一、保險料の納付期日より七日を經過したるときは保險院より本人に直接督促を爲し更に十四日を經過して納付なきときは滯納通知書を送付すべきを以て滯納通知を受けたるときは保險料の拂込を遲滯することが結局保險契約者に不利なること又保險料拂込の義務は之を免るゝことを得ざる旨を懇示し納付方を督勵すること

右に依り直に納付せざるときは保險料滯納整理票を作成し督促の經過を記錄し置くこと

二、保險料滯納整理票は保險契約申込書寫本届又は保險契約票と滯納通知書とを對照して作成し滯納通知書と届出事實の相違あるときは其の旨保險院に申報すること

三、工事開始前に拂込むべき概算保險料滯納中のものに在りても工事終了届を提出せしめ保險院に進達すること

四、保險契約者の住所と工事の場所と府縣を異にし滯納通知を受けたるとき又は滯納保險料を納付せず工事の主たる事務所を廢止せるときは其の住所地を管轄する地方廳に意見を附して保險料滯納整理票を移牒し其の旨保險院に通報すること

五、納付期日より大體二ケ月を經過し納付なきときは遲滯理由書を徵し保險院に進達すること、工事終了届に依り精算したる保險料に付ては時效中斷の要あるを以て納付期日より一年以内に納付なきときは時效完成前に請書を徵し保險院に進達すること

六、工事終了届に依り精算したる保險料の納付期日より一年以上經過し將來納付する見込なしと認めたるときは資産狀態其の他參考となるべき事項に付意見を具し保險料滯納整理票を保險院に進達すること

滯納保險料の整理に付ては昭和九年五月八日附勞發第四四九號「勞働者災害扶助責任保險滯納保險料整理に關する件」通牒に依り取扱ふの外尙左記各項に留意し遺憾なきを期せねばならぬ（昭和一五、九、一二地方勞災主任官事務打合會々議事項内ヨリ）。

一、概算保險料に付ても納付期日より一年以内に納付なきときは時效完成前に請書を徵し保險院に進達すること

二、工事終了届に依り精算したる保險料の納付期日より一年以上を經過し將來納付の見込なしと認めたるときは資産調書に參考書類を添へ意見を附し保險料滯納整理票寫と共に保險院に進達すること

三、保險料滯納者所在不明なるときは所在調書に參考書類を添へ意見を附し保險料滯納整理票寫と共に進達すること

四、或る工事の保險料滯納者が別の工事に依り保險料の返還又は保險金の給付を受けんとするときは其の返還金又は保險金と滯納保險料とを相殺するを以て工事終了届又は保險金請求書進達の際何々工事（昭　第　號）の保險料滯納中なる旨附記すること

五、保險料滯納者破產宣告を受けたるときは破產債權の届出をなすの要あるを以て直に破產宣告公告寫を添附し其の旨申報すること

六、保險料滯納者の相續人限定承認をなしたるときは保險料の請求をなすの要あるを以て直に限定承認公告寫を添附し其の旨申報すること

七、保險料滯納中の法人が解散したるときは解散事由を記し直に其の旨申報すること

八、保險料滯納者死亡し其の相續人確定したるときは相續人をして保險料納付承諾書を作成せしめ進達すること

保險料滯納整理ニ關スル諮詢書（昭和一五、九、一二地方勞災主任官事務打合會々議參考資料ヨリ）

保險料納入遲滯理由書

保險證書記號番號	
工事ノ名稱	
工事ノ場所	

保険料滞納額	
納期	
納入告知書番號	
納付ヲ遅滞シタル理由	
納付シ得ル期日	

私儀右工事ノ保険料納入方再三御督促ニ接シ乍ラ右理由ノタメ滞納致シ誠ニ申譯無之恐縮次第ニ御座候就テハ昭和
年　月　日限リ相違ナク納付可致候條此段遅滞理由書及提出候也
昭和　年　月　日

保険院長官殿

保険料滞納者
住所
氏名　　㊞

保険證書記號番號	
工事ノ名稱	
工事ノ場所	
保険料滞納額	

請書

納期	
納入告知書番號	
納付ヲ遅滞シタル理由	
遅滞理由書提出ノ年月日	

私儀右工事ノ保険料納入方再三御督促ニ接シ既ニ遅滞理由書提出シ保険料納入致スベキヲ充分承知シナガラ未ダ納付仕ラズ誠ニ申譯無之恐縮ノ次第ニ御座候就テハ昭和　年　月　日限リ相違ナク納付可致候條特別ノ御詮議ヲ以テ御猶豫方御聽許被下度萬一本書ニ違背ノ節ハ如何ナル處置ヲ受クルモ苦シカラザル可ク此段請書及提出候也

昭和　年　月　日

保険料滞納者
住所
氏名　　㊞

保険院長官殿

勞働者災害扶助責任保険ノ保険料滞納者資産調書

所轄廳府縣名	
調査者官氏名	
調査年月日	
保険證書記號番號	

㊞

工事ノ名稱	
工事ノ場所	
保險料滯納者ノ住所氏名	
調定年度	
保險料滯納額	
納期	
納入告知書番號	

調査事項

本籍地	
現住所	
資産ノ狀況	
現在ノ生計狀況	
滯納保險料ノ督促狀況	
保險料徵收ノ見込アリヤ又ハ不納缺損處分ヲ爲ス可キヤニ付テノ意見	
其他參考事項	

備考

財産ヲ有スルヤ否ヤニ付テハ市町村役場、稅務署等ニ照會ノコト

勞働者災害扶助責任保險ノ保險料滯納者所在調書

所轄廳府縣名	
調査者ノ官氏名	
調査年月日	
保險證書記號番號	
工事ノ名稱	
工事ノ場所	
保險料滯納者ノ住所氏名	
調定年度	
保險料滯納額	
納期	
納入告知書番號	

調査事項

本籍地	
所在不明トナル以前ノ居住地	

資産ノ狀況	
所在不明以前ノ生計狀況	
所在不明トナリタル理由	
滯納保險料ノ督促狀況	
保險料徵收ノ見込アリヤ又ハ不納缺損處分ヲナス可キヤニ付テノ意見	
其他參考事項	

備考

所在不明者ニ付テハ元居住地ノ近隣ニ居住セル者、親戚、肥懇者、郵便局、警察署、役場等ニ照會ノコト

保險料納付承諾書

保險證書記號番號	
工事ノ名稱	
工事ノ場所	
保險料滯納者ノ住所氏名	
保險料滯納額	
納期	
納入告知書番號	

保險料滯納者死亡ノ年月日	
保險料滯納者ト相續人トノ續柄	

何某儀右工事ニ付キ再三保險料納入ノ御督促ニ接シナガラモ滯納ノマヽ、去ル昭和　年　月　日死去仕リ重ネ重ネ御迷惑相掛ケ申譯無之候此度私儀故何某ノ家督ヲ相續致シ民法第九八六條ノ規定ニ依リ前戶主ノ權利義務ヲ承繼仕リ候ニ就テハ右滯納保險料ヲ昭和　年　月　日限リ相違ナク納付可致候條保險料納付承諾書及提出候也

昭和　年　月　日

保險料納付承諾者
住所
氏名　　㊞

保險院長官殿

備考

家督相續人ガ未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲシテ同意ノ捺印ヲナサシムルヲ要ス

第十一章　印紙稅の免除、臨檢、書類保存義務、書類の提出

一、印紙稅の免除

勞災保險が社會政策的施設である關係上保險者、被保險者等勞災保險關係者の出費を節減するが爲めに勞災保險に關係ある一切の書類には印紙稅を免除することとなつてゐる（保險法第十一條）。印紙稅を免除さるべき場合は種々あるが保險者と醫師との契約、其の他保險者の爲す法律行爲、委任狀等である。

（註）例へば勞災保險に關して政府と日本醫師會、日本齒科醫師會又は官公立病院との間に契約する協定書、勞災保險關係の書類に添付する委任狀、保險給付の現金を歲出金支拂通知書に依りて受くる場合の領收證、同上の場合に於て之が領收を他の者に委任したる場合の歲出金支拂通知書裏面の委任狀等には印紙稅法の規定（印紙稅法第四條）に不拘收入印紙の貼付を要しない。政府の發行する保險證書及保險金支拂の爲めの小切手の發行には印紙稅法第五條に依り當然印紙貼付の要はないのである。

二、臨　檢

勞災保險に於ては疾病又は負傷の原因が業務上の事由に因るもののみを保險するものであるから、其の原因に付き爭を生じたる場合には勢ひ事故の生じたる事業の行はるゝ場所に臨檢して實地に付き精査するの必要があり、又工事の種類に依りて保險料率を異にするから其の種類に關し爭あるときは事業の行はるゝ場所に臨檢し實地に付き調査する必要がある。尙扶助の狀況を調査したり、保險施設の點よりするも臨檢の必要があるのである。是れ第十四條の規定ある所以である。事業の行はるゝ場所とは廣義に解すべきである。臨檢し得る者は當該官吏又は吏員に限るのであるが吏員とは囑託を謂ふものと解する。當該官吏又は吏員とは勞災保險の事務を擔當する官吏又は吏員の意であらうと思はれる。而して當該官吏は其の關係者を尋問することも出來るのである。官吏が臨檢する場合には臨檢證を携行するのが通常であるが、勞災保險に於ては健康保險（健康保險法施行規則第六條）の如く臨檢證携行の明文がない。

尙本條の運用を圓滑ならしむる爲め罰則の規定があつて正當の事由なくして當該官吏又は吏員の臨檢を拒み、妨げ若は忌避し又は其の尋問に對し答辨を爲さず若は虛僞の陳述を爲したる者は三百圓以下の罰金に處せられる（保險法第十四條）。

三、書類保存義務

保險契約者又は保險金受取人は工事の主たる事務所に保險に關する書類を備置かねばならぬ。而して此の保險に關する書類は扶助の終りたる日より三年間之を保存することを要するのである（保險則第十八條）。

保險に關する書類とは勞災保險に關する一切の書類の謂にして保險證書、保險金受取人證書、領收證其の他保險者より交付又は發送したる書類は勿論事業主が提出したる總ゆる書類の控を保存して置かねばならぬのである。

扶助を終りたる日とは各傷病勞働者の扶助を終りたる日にあらずして最終まで扶助を受けてゐた者の扶助を終りたる日から起算するのである。

此の書類の保存を怠りたる事業主は保險則第二十一條第一號に依り處罰せられる。

四、書　類　の　提　出

保險院長官に提出する書類は一切工事の主たる事務所の所在地を管轄する地方長官を經由するを原則とする、只例外として保險契約申込書のみは直接保險院長官に提出するのである、蓋保險契約の締結は一日も早きを必要とし被保險利益を失はしめないためである。

尙保險金の請求に付ては扶助開始後に於て扶助を受くる者が工事の主たる事務所の所在する道府縣以外の道府縣に移轉したるときは其の居住地を管轄する地方長官を經由して提出せねばならぬ（保險則第十九條）。

次に保險關係の書類にして警察署長を經由するを要する書類と直接地方長官に提出する書類とあるから廳府縣の施行細則に準據して別表を掲げて置かう。

保險關係書類ニシテ警察署長經由要否一覽表（昭和十五年十月調）

廳府縣名	細則制定有無	警察署長經由ノ要不要ノ別（左記數字ハ書類番號ヲ示ス）														
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六
北海道	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
警視廳	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×
京都	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×
大阪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
兵庫	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
長崎	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
新潟	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
群馬	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
千葉	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
茨城	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重
×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○
×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
×	×	×	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○
×	×	×	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
×	×	×	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
×	×	×	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○
×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×

島根	岡山	廣島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖縄
×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	×	○	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○
×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○

備考　一、細則制定ノ有無「○」ハ有、「×」ハ無ヲ示ス
　　二、警察署長經由ノ要、不要ノ別「○」ハ要、「×」ハ不要ヲ示ス

三、書類番號及書類名稱左ノ如シ

一―保險契約申込書記載事項變更届
二―保險金受取人届
三―保險金受取人届記載事項變更届
四―保險證書及保險金受取人證書訂正申請書
五―保險金受取人タラザルニ至リタル届
六―保險證書及保險金受取人證書再交付申請書
七―工事終了届
八―保險金請求書
九―同（但シ扶助ヲ受クベキ者ヨリ請求スル場合ノモノ）
一〇―請負者ニ支給シタル工事用物申告書
一一―保險契約申込書寫本届
一二―使用勞働者數月報
一三―指定外（醫師、歯科醫師、病院）診療承認申請書
一四―入院、看護附添、物理的治療、移送承認申請書
一五―療養擔當者變更届
一六―打切扶助料支給承認申請書

第十二章　罰　則

一、保險契約締結の義務を負ふ事業主が其の義務を怠り保險契約を締結せざるときは千圓以下の過料に處せられる（保險法第十三條第一項）、蓋義務違反に對する當然の規定と言はねばならぬ。

保險院社會保險局編勞働者災害扶助責任保險法令の說明（昭和十四年版）はこの規定を「保險の申込及保險料の拂込の兩者を强制するもの」なりと言つて居る、若し然りとすれば保險契約の申込及保險料の拂込の兩者を履行せざる場合は固より其の孰れか一方を履行せざる場合に於ても當然右罰則の適用を受けたりとするも、之に因て保險契約締結の義務を免るゝものではない、從つて其の事業主は過料額を納むると共に遲滯なく保險契約の締結を爲さねばならぬ。

（註）元來保險契約は申込と承諾とに依り成立するものであるから保險料の拂込を保險契約締結の條件とすることは正鵠を得ざるものと解する。然し乍ら政府に於て申込のみにては承諾を爲さず、保險契約の申込と保險料の拂込ありたる場合にのみ承諾を與ふるものとなすに於ては前述の如く解することを得るであらう。

尙右の過料に付ては非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定が準用（保險法第十三條第二項）せらるゝも之は過料の裁判手續であるから說明を省略する。

二、正當の事由なくして當該官吏又は吏員の臨檢を拒み、妨げ若は忌避し又はその尋問に對し答辯を爲さず若は虛僞の陳述を爲したる者は三百圓以下の罰金に處せられる（保險法第十四條）。

右の罰則は公務の執行を妨げる罪に關する規定であつて其の保護法益は國家の作用である。從つて妨害の程度が暴行脅迫に達したるときは刑法第九十五條第一項の公務執行妨害罪として處斷せらるゝものと解せねばならぬ。正當の事由の何

であるかは具體的事例に徵して定むるの外はない。

三、左の各號の一に該當したる者は百圓以下の罰金又は科料に處せられる（保險法第二十一條）。

（一）左の規定に違反したる者

（イ）第一條第一項但書（保險契約申込當時工事の主たる事務所の設けなきときに於ては之を設けたる後遲滯なく屆出づべきこと）

工事の主たる事務所設置の屆出義務を負はしめたのは工事の主なる事務所には保險に關する書類を備置くを要し、保險院長官に屆出づべき書類は工事の主たる事務所々在地を管轄する地方長官を經由し、其の他保險に關する調査、連絡、監督に付き工事の主たる事務所は密接なる關係を有するからである。若し事業主に於て此の義務を怠るに於ては監督上は固より事務上支障を來たすことは非常に大きいのである。

（ロ）同條第二項（保險契約申込書記載事項に變更ありたる場合に於て遲滯なく變更事項を屆出づべきこと）

保險令第六條第三項又は同令第七條第四項の規定に依り政府が保險料率及概算保險料の額を變更したる場合は之等の事項に付ては變更屆を必要としない。尙記載事項中概數、概算額、見込額、概要等とあるものに付ては僅少の變更は遂一屆出づるの要はない。請負金額、賃金總額に付ては既に述べたる變更屆を爲すべき標準に從つて屆出の要否を決すべきである。何故に變更事項を屆出づるの必要ありやと云ふに夫れはそれ〴〵の場合に依りて地方廳の監督又は事務連絡、保險料の追加拂込又は返還、保險金の支拂に關聯して密接なる關係があるからである。

（ハ）同條第三項（保險契約申込書寫本屆を地方長官に屆出づること）

何故に保險契約申込書寫本屆の提出を必要とするやと云ふに地方廳に於ては監督上事業主が保險契約の締結を

爲したりや否やに付調査する必要があるからである。

（ニ）第七條（日々の使用勞働者男女別人員數を記錄し毎月十日迄に前月分を地方長官に屆出づること）

使用勞働者延人員を地方長官に屆出づるのは賃金總額に依り保險料を定められたる場合に限る。卽ち各種の直營工事、工作物の破壞工事、自動的機械の運行に依り施工する浚渫工事等の場合に在りては使用勞動者延人員を地方長官に屆出でねならぬ。之等工事の使用勞働者延人員數は直接保險料に影響を及ぼすものであるから屆出義務を負はしめ、其の違反者を處罰することとしたのである。

（ホ）第八條（工事終了後遲滯なく工事終了屆を保險院長官に提出すること）

工事終了の屆出義務を負はしめたのは工事終了日を速かに知るの要あると共に保險料の追徵、返還及保險金の給付と密接なる關係があるからである。若し工事終了するも遲滯なく屆出でざるときは事務上支障を來たし種々錯雜なる問題を生ずる虞がある、從つて其の違反者を處罰するのである。

（ヘ）第十八條（工事の主たる事務所に保險に關する書類を備置くこと）

保險に關する書類は扶助の終りたる日より三年間之を保存しなければならぬ。又扶助狀況及保險の狀態を調査するには是非共之等書類の整備が必要である。

（ト）保險則第二十條の規定により請負者に支給したる工事用物に付き保險院長官に爲すべき申告を爲さず又は地方長官が請負金額其の他必要と認むる事項の申告を命じたる場合に於て申告を爲さず又は虛僞の申告を爲したる者（注文者）

（チ）保險則に依り保險院長官又は地方長官に提出する書類に虛僞の事實を記載したる者

之等の罰則は右の諸規定に違反したる者に課せらるるを原則とするが尙左の制裁法規がある。

一、「勞働者災害扶助責任保險ニ付スル工事ノ注文者、保險契約者、保險金受取人又ハ扶助ヲ受クベキ者未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」（保險則第二十二條）。

未成年者及禁治產者は無能力者にして未成年者の法定代理人は代理權と能力補充權とを兼有し、禁治產者の法定代理人（後見人）は同意權を有する者であるから之等無能力者に代りて其の法定代理人が罰則の適用を受くるのである。

營業許可を受けたる未成年者は成年者と同一の能力を有する（民法第六條）が故に此の範圍に於て法定代理人には法定代理權無きものと解しなければならぬ、從つて營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に對しては罰則の適用があるのである。

法令の規定に依りて法人を代表する者は法人の業務に付き包括的代理權を有し、法人の業務の樞機に與り外部に對しては法人を代表して行爲を爲す者であるから法人を代表する者に對し罰則の適用あるは當然である。

二、「勞働者災害扶助責任保險ニ付スル工事ノ注文者、保險契約者又ハ保險金受取人ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ」

右の規定は工事注文者、保險契約者又は保險金受取人をして責任の回避を防止し、其の義務を完全に履行せしめんとするにある。

尙勞働者災害扶助責任保險法施行規則の罰則は道府縣、市町村其の他之に準ずべき公共團體には之を適用しない（保險則第二十四條）。

第十三章　勞働者災害扶助責任保險審査會其の他

第一節　勞働者災害扶助責任保險審査會

保險契約者又は保險金受取人が勞働者災害扶助責任保險に關する事項に付政府に對し民事訴訟を提起するには先づ勞働者災害扶助責任保險審査會の審査を經なければならぬ（保險法第九條第一項）。そこで此の審査會とは何んなものであるかに付て簡單に說明してみやう。

審査會の目的

審査會の目的とするところは事業主が勞災保險に關する事項に付政府に對し民事訴訟を提起したる場合は之が確定迄には相當の日數を要し、又勞災保險に關しては法律勅令に訴願を許したる規定なきを以て勞災保險に關し卓越せる理解と知識とを兼備せる審査會に依つて問題を敏速適切に解決しやうとするのである。

審査請求者

審査の請求を爲し得る者は保險契約者、保險金受取人及之等の代理人である。從つて療養擔當者又は事業主より扶助を受くる者は保險契約者又は保險金受取人の委任なくしては單獨に審査を請求することは出來ない（審査會規程施行規則第一條第二項參照）。

審査會の組織

本審査會の組織は會長一人委員十人を以てし、會長は保險院長官を以て充て、委員は關係ある官吏五人、學識經驗ある者一人竝事業主側及勞働者側の利益を代表する者各二人を以て充てる（審査會規程第二條及第三條參照）。

審査請求の效力

審査の請求は時效の中斷に關しては裁判上の請求と看做される（保險法第九條第二項）。此の審査請求に依る時效の中斷は審査の請求のみに因りて生ずるか或は審査請求書（謄本）の送達を要するか解釋上議論あるも前說を正當とする。蓋し審査の請求を爲したるときは既に當事者が權利を實行する行爲を爲したるものと解すべきのみならず若し謄本の送達を必要とするときは審査會の手續遲延の爲めに時效の完成する結果を生ずることがあるからである（審査會規程施行規則第二條參照）。

尙此の中斷は審査の請求が却下せられ又は取下げられざることを要件とするものと解しなければならぬ（民法第一四九條參照）。却下せられたるときは其の實質上の理由に依ると形式上の理由に依るとを問はざるものと解すべきである。然し乍ら形式上違法なる手續に依りて請求が相手方に到着したる場合に於ては裁判上の請求としては時效中斷の效力を生ぜざるも、裁判外の請求即ち催告として民法第百五十三條の規定する效果を認むのが正當であると思はれる。

審査會決定の效力

審査會は決定機關であつて其の審査決定が確定すれば當該事件の當事者を羈束する效力を有するものと解しなければならぬ。然し審査請求者其の決定に不服なるときは通常裁判所に訴を提起することを得ろ。通常裁判所に出訴したる場合被告たるべき者は保險者たる政府即ち國家であり、而して被告の代表者は主務官廳たる厚生大臣又は其の指定官吏であると考へられる。

審査請求事項

保險契約者又は保險金受取人が審査を請求する事項は勞災保險に關する事項に限る。而して勞災保險に關する事項とは何であるかに付ては具體的に示されてゐないが其の主なるものは大體次の通りであらう。

一、勞災保險の適用範圍、適用規模、工事の單位に付き爭ある場合

二、保險料率の適用及保險料の算定方法に付き爭ある場合

三、勞災保險の時效の起算日又は援用等に付き爭ある場合
四、身體障害等級の決定及保險金の支拂に付き爭ある場合
五、惡意（又は故意）又は重大なる過失（保險令第十三條、保險令第十五條）及已むことを得ざる事由（保險令第十六條、保險令第十四條）の認定に付き爭ある場合

審査請求の手續

審査の方法　審査會の審査は原則として原告及被告を出頭せしむることなく書面審理に依るものである（審査會規程施行規則第四條本文）故に審査會は審査の請求を受けたるときは遲滯なく其の謄本を作成し保險院に送付せねばならぬ（同第二條）。而して保險院に於て審査請求書の謄本を受けたるときは辨明書を審査會に提出することとなる（同第三條）。審査は原則として書面審理なるを以て之を公開せさるものと解さなければならぬ。

審査は前述の如く書面審理を原則とするのであるが、審査會に於て必要ありと認むる場合例へば當事者雙方より提出したる文書を以ては確認を得る能はざるが如き場合に於ては當事者雙方を出頭せしめて口頭審問を爲すことが出來る（同第四條但書）。此の場合に於ける口頭審問とは民事訴訟に於けるが如き嚴格なる意味のものに非ざるものと解する。口頭審問のため出頭したる當事者に對して旅費を給するやに付ては別段の規定なきを以て旅費は支給せざるものと解する。

審査請求書　審査請求人は左記事項を記載したる審査請求書に記名調印して（自署を必要とせず）勞働者災害扶助責任保險審査會に提出せねばならぬ。尙此の場合に於て證據書類あるときは審査請求書に之を添付せねばならぬ（審査會規程施行規則第一條）。

一、請求人ノ住所氏名及保險契約者又ハ勞働者災害扶助責任保險法第四條但書ノ保險金受取人ノ別
二、保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記號番號
三、請求ノ趣旨

（註）請求の趣旨とは如何なる種類、內容及範圍の審査決定を求むるものなるかを記載するのである。

四、請求ノ理由

（註）請求の理由とは如何なる理由に基き審査の請求を爲ものなりやを記載するのである。

五、證據方法

（註）證據方法とは請求理由たる事實を證明すべき書類は勿論其の他の物件を表示するものである。例へば勞務不能に關する醫師の證明書（意見書）一通、請負契約の注文者の證明書一通等と記載するが如きである。證據物件中證據書類は審査請求書に之を添付せねばならぬ。

六、年月日」

（註）年月日とは審査請求の年月日を記載するのである。

尙代理人に於て審査請求を爲す場合は代理人に於て審査請求書に記名調印の上委任狀を之に添付せねばならぬ（審査會規程施行規則第一條第二項）。

審査請求取下の手續

審査請求取下の手續は大體に於て前述の審査請求の手續に準ずるのである。卽ち審査請求の取下を爲すには審査請求者に於て書面に左記事項を記載し記名調印の上勞働者災害扶助責任保險審査會に提出せねばならぬ（審査會規程施行規則第一條第三項）。

「一、請求取下者ノ住所氏名及保險契約者又ハ勞働者災害扶助責任保險法第四條但書ノ保險金受取人ノ別
二、保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記號番號
三、請求取下ノ趣旨
四、請求取下ノ年月日」

一旦審査請求の取下を爲したる事項に付き再び審査の請求を爲し得るやに付ては之を肯定に解すべきである。

尙左記事項に付ては別段説明を要しないから夫々の條項を參照せられたい。

委員の任命及任期（審査會規程第四條及第五條）
審査會の職員と其の職務（同第六條、第九條、第十條）
審査會の會議、議決及審査の決定（同第七條及第八條）
審査決定書の記載事項及交付（審査會規程施行規則第五條及第六條）
審査請求書の却下及補正（同第七條）
再審査の請求（同第八條）

第二節　勞働者災害扶助責任保險法施行の機關及經費の負擔

勞働者災害扶助責任保險法の施行に付ては保險院社會保險局に於て保險料の徵收、保險料の返還、保險金の支拂等の事務を行ひ、地方長官は勞災保險の實施に必要なる現地調査、監督等に當つて居る。

又勞災保險事業經營に要する事業費及事務取扱費は勞働者災害扶助責任保險特別會計法に依り本會計の歲入のみを以て歲出に充てる。卽ち保險料、積立金より生ずる收入、借入金及附屬雜收入を以て其の歲入とし、保險金、保險料の返還金、借入金の償還金及其の利子、一時借入金の利子、事務取扱費等を以て歲出とする。尙本會計に於て決算上剩餘金を生ずるときは之を積立てる（大藏省預金部に預入）。又支拂上現金に餘裕あるときは之を大藏省預金に預入することを得ることになつて居る。

尙詳細に付ては勞働者災害扶助責任保險特別會計法及勞働者災害扶助責任保險特別會計規則を參照せられたい。

保険契約関係書類の記載例

例一

災害様式甲第一號

保險契約申込書（記入ヲ要セザル欄ニハ斜線ヲ引クコト裏面ノ注意事項ヲ參照スルコト）

昭和十五年六月改刷

工事ノ名稱	厚生組倉庫新築工事
工事ノ場所	東京市京橋區越前堀三五
工事ノ主タル事務所ノ所在地及名稱	東京市京橋區越前堀三五 株式會社厚生組倉庫建築事務所
保險契約申込者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	東京市京橋區銀座一ノ二 株式會社厚生組
工事ガ請負ナルトキハ注文者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	
工事開始ノ豫定年月日	昭和十五年十月五日
工事終了ノ豫定年月日	昭和十六年二月二十八日
請負金額	円
注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物（例ヘバ木材、セメント等ノ材料類、鐵骨、鐵鈑、鐵桁及電線等ノ製作物ノ類又ハ電力、燃料等工事用物ノ總テ）	

種類	數量	見積價額
		円
合計（紙面不足ノ場合ニハ別紙ヲ添付スルコト）		
保險料算定ノ基礎タル請負金額（前欄ノ請負金額ニ注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ見積額ヲ加算シタル金額）		

使用勞働者豫定延人員ノ概數及賃金總額ノ見込額（工場法上ノ職工及職業法上ノ職夫ヲ除ク請負金額ノ定アル場合ニモ記入スルコト）		
男女別	豫定延人員	標準賃金	賃金總額
男	一、三五〇人	一円三〇	一、七五五円〇〇
女	六〇人	八〇	四八〇〇
計	一、四一〇人		一、八〇三〇〇
豫定工事費用概算額（請負ナラザルトキ又ハ請負金額ノ定ナキトキ記入スルコト）			二一、〇〇〇〇〇

工事設計ノ概要（工事ノ規模及種類ヲ知ルニ必要ナル事項ヲ記入スルコト、尚注意事項ニテ參照スルコト（紙面不足ノ場合ハ別紙ヲ添付スルコト））

木造瓦葺桁行三一・五米梁間一〇・八米
此建築面積三四〇・二平方米
軒高サ基礎上端ヨリ軒桁天迄四・八五米
内部眞壁外部下見板張仕上トス

工事ノ種類	注意三ノ保險料率表ノ工事ノ種類ヲ記入スルコト	建築工事

保険料率	請負金額又ハ注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ見積價額ヲ加算シタル金額一萬圓當リ		圓
	請負ナラザルトキ又ハ請負金額ノ定ナキトキハ賃金一圓當リ		概算保険料總額（一錢未滿切捨）
保険料拂込方法（注意事項四參照）	納入告知書	送付先	工事開始前ニ拂込ムベキ概算保険料額（注意三ノ(3)ノ場合ノ外ハ概算保険料總額）
	當座付替	昭和十五年十月三日付替濟	三六〇六
	振替貯金		三六〇六
保険證書送附先	東京市京橋區銀座一ノ二 株式會社 厚生組		
記事			

勞働者災害扶助責任保険法第三條、同施行令第一條及同施行規則第一條ニ依リ右保険契約申込候也

昭和十五年十月三日

保険契約申込者氏名捺印　東京市京橋區銀座一ノ二　株式會社 厚生組

（法人ニ在リテハ代表者ノ氏名捺印）　取締役社長 秋本輝彦 ㊞

保険院長官殿

注意事項

一、申込書送付先　東京市麹町區大手町一ノ七厚生省保険院社會保険局（封書ノ表ニハ「災害保険」ト記載スルコト）

二、工事設計ノ概要ノ欄ニハ請負金額五千圓未滿又ハ使用勞働者豫定延人員千人未滿ノ工事ニ就テハ地上十米以上又ハ地下三米以上ニテ作業スル旨又火藥類、動力（一馬力以下ノ電動力ヲ除ク）又ハ軌道ヲ使用スル旨記載スルコト
建築ノ工事ニ付テハ鐵骨、鐵筋混凝土、鐵骨鐵筋混凝土及木造等ノ種類ヲ明カニシ且軒高、建坪及延坪數ヲ記載スルコト

三、概算保険料ノ算出

（1）請負ニ依ルモノニ付テハ請負金額又ハ注文者ヨリ工事用物ノ支給ヲ受クル場合ニハ其ノ見積價額ヲ請負金額ニ加算シタル金額ニ左表ノ請負金一萬圓當リノ保険料率ヲ乘ジ、請負ニ依ラザルモノ又ハ請負ニ依ルモ請負金額ノ定ナキモノニ付テハ賃金總額ノ見込額ニ左表ノ賃金一圓當リノ保険料率ヲ乘ジテ算出スルコト

工事ノ種類	請負金一萬圓當リノ保険料	賃金一圓當リノ保険料
勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)ノ工事	四三圓	六三厘
隧道工事	一一四	四五
地下鐵道建設工事	一六六	三二〇
水力發電用建設土木工事	二一四	一〇五
鐵道軌道工事	六六	三八
河川工事	二三	一六
土地整理工事	五六	三四
道路工事	四六	二二
道路鋪裝工事	一八	二〇
工作物ノ破壞工事	——	四五
建築工事	一八	二〇
鐵骨鐵筋混凝土造家屋建築工事	二七	三八
鐵骨家屋建築工事	二〇	三五
家屋附帶設備工事	六	一二
機械器具ノ組立又ハ据付工事	二二	六五
橋梁工事	五二	三二
其ノ他ノ工事	三五	二九

（2）右保険料率表ノ二以上ノ種類ノ工事ヲ包含シ請負契約ニ於ケルセラルヽ場合ニハ保険料率表ノ工事ノ種類毎ニ請負金額、使用勞働者豫定延人員、工事設計ノ概要ヲ記載シタル書面ヲ添付シ各工事ノ種類毎ニ概算保険料ヲ算出スルコト

（3）豫定工事期間ガ一年ヲ超ユルトキ一年分ノ概算保険料ヲ工事開始前ニ拂込ムベキ概算保険料總額ヲ豫定工事期間ノ日數ヲ以テ除シタルモノニ三百六十五（閏年ノ一月末日ヲ含ム場合ニハ三百六十六）ヲ乘ジテ算出スルコト但分割金額ニ一錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ハ最初ノ拂込金額ニ合算スルコト

四、概算保険料ノ拂込

納入告知書ニ依リ納付スルコト但納付ノ日以前ニ生ジタル事故ニ對シテハ保險金ヲ支拂ハザルモノナルヲ以テ工事開始ヲ急グ爲メ當局ヨリノ納入告知書ヲ待ツ暇ナキトキハ納入告知書ニ依ラズ左記振替貯金又ハ當座付替ニ依リ拂込ムコト
（爲替、小切手其ノ他金券ノ送金ハ謝絶ス）

記

振替貯金加入者　保險院社會保險局
口座番號東京三七三九六番
當座付替　東京市麹町區丸ノ内第一銀行
保險院社會保險局特別當座預金口座

五、本申込書記載事項ニ變更アリタルトキハ變更届ヲ工事場所所在地所轄地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ヲ經由シ保險院長官宛差出スコト但申込書記載事項中豫定、見込額、概要トシテ記載セルモノニ付テハ著シキ變更ナキ限リ届出ヲ爲サザルモ差支ナシ

六、本申込書ニ虚僞ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラルベク惡意又ハ重大ナル過失ニ依リ保險料算定ノ基礎タル重要ナル事實ニ付不實ノ記載ヲ爲シタルトキハ保險金ノ支拂ヲ爲サザルニ付注意スルコト

災保様式甲第二號

保險契約申込書寫本届

工事ノ名稱	厚生組倉庫新築工事
工事ノ場所	東京市京橋區越前堀三五
工事ノ主タル事務所ノ所在地及名稱	東京市京橋區越前堀三五 株式會社　厚生組倉庫建築事務所
保險契約申込者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	東京市京橋區銀座一ノ二 株式會社　厚生組
工事ガ請負ナルトキハ注文者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	———
工事開始ノ豫定年月日	昭和十五年十月五日
工事終了ノ豫定年月日	昭和十六年二月二十八日
請負金額	——円
種類	數量 見積價額
注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物（例ヘバ木材、セメント等ノ材料類、鐵骨、鐵鋲、鐵桁及電線等ノ製作物ノ類又ハ電力、燃料等工事用物ノ總テ）	円
合計（紙面不足ノ場合ニハ別紙ヲ添付スルコト）	
保險料算定ノ基礎タル請負金額（前掲ノ請負金額ヘ注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ見積價額ヲ加算シタル金額）	
保險料率	請負金額又ハ注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ見積價額ヲ加算シタル金額一萬圓當リ——圓 請負ナラザルトキ又ハ請負金額ノ定ナキトキハ貸金一圓當リ二〇厘
使用労働者豫定延人員ノ概數及賃金總額ノ見込額（工種別法上ノ職工及請業法上ノ請夫ヲ除ク請負金額ノ定アル場合ニモ記入スルコト）	
男女別	豫定延人員 標準賃金 賃金總額
男	一、三五〇人 一円三〇 一、七五五円〇〇
女	六〇人 八〇 四八〇〇
計	一、四一〇人 一、八〇三〇〇
豫定工事費用概算額（請負ナラザルトキ又ハ請負金額ノ定ナキトキ記入スルコト）	二一、〇〇〇〇〇
工事設計ノ概要（工事ノ規模及種類ヲ知ルニ必要ナル事項ヲ記入スルコト、（紙面不足ノ場合ハ別紙ヲ添付スルコト））	
木造瓦葺桁行三●一五米梁間一〇●八米 此ノ建築面積三四〇●二平方米 軒高サ基礎上端ヨリ軒桁天迄四●八五米 内部眞壁外部下見板張仕上トス	
概算保險料總額（一錢未滿切捨）	三六〇六円
工事開始前ニ拂込ムベキ概算保險料額	三六〇六

（裏面ノ注意事項ヲ參照スルコト）　昭和十四年四月改訂　工事ノ種類　建築工事

保險料拂込方法	當座付替	納入告知書送付先	———
	振替貯金	昭和十五年十月三日付替濟	
保險證書送付先	東京市京橋區銀座一ノ二　株式會社　厚生組		

記事

勞働者災害扶助責任保險法第三條、同施行令第一條及同施行規則第一條ニ依リ右保險契約申込候也

昭和十五年十月三日

保險契約申込者氏名捺印　東京市京橋區銀座一ノ二
株式會社　厚生組
取締役社長　秋本蟠彦　㊞
（法人ニ在リテハ代表者ノ氏名捺印）

保險院長官殿

右ノ通保險契約申込候條勞働者災害扶助責任保險法施行規則第一條第三項ニ依リ此段及届出候也

昭和十五年十月三日

保險契約申込者氏名捺印　東京市京橋區銀座一ノ二
株式會社　厚生組
取締役社長　秋本蟠彦　㊞

警視總監殿

注意

一、本届書ハ保險契約申込書ノ提出ト同時ニ工事場所管轄廳府縣警察部（東京ニ在リテハ警視廳保安部）ニ提出スルコト、但警察署經由ノ定アル府縣ニ付テハ工事場所管轄警察署ニ差出スコト尙送付スル場合ニハ封書ノ表ニ「災害保險」ト記載スルコト

第2153號	昭和十五年度	厚生省保險主管	勞働者災害扶助責任保險會計
			勞働者災害扶助責任保險收入
			保險料收入
			保險料收入

領收書

株式會社　厚生組納

金參拾六圓六錢也

但勞働者災害扶助責任保險保險料

右領收候也

昭和拾五年拾月五日

保險院收入官吏

割印

保險院書記官　安中忠雄　印

昭十五建第六五五一號

保険證書

一保險契約者ノ住所氏名　東京市京橋區銀座一ノ二　株式會社　厚生組

一工事場所及名稱　東京市京橋區越前堀三五　厚生組倉庫新築工事

一工事ノ種類　建築工事

一工事ノ開始豫定年月日　昭和十五年十月五日

一工事ノ終了豫定年月日　昭和十六年二月廿八日

一保險料算定ノ基礎タル請負金額　金壹千八百參圓也

一貸金總額ノ見込額　貸金壹圓當リ貳錢

一保險料率　參拾六圓六錢

一概算保險料額　一金參拾六圓六錢

一拂込ミタル概算保險料ノ額及拂込年月日　昭和十五年十月三日拂込

一未拂込概算保險料ノ額及拂込時期

金額	拂込時期
—	—
—	—
—	—

勞働者災害扶助責任保險法及附屬法規ニ依リ前記ノ保險契約ヲ締結シタリ仍テ其ノ證トシテ本證書ヲ作成シ保險契約者ニ交付ス

昭和十五年十月十日

保險院長官　樋口詮三　印

(保險證書の裏面)　保險契約者の心得

保險契約者が通常心得て置かなければならない事項を左に列擧します。尙詳細は保險院又は道府縣(東京府は警視廳)に就き御問合せ下さい。又保險院作成諸用紙類は各地の土木建築業者の團體及醫師會に備付けておきますが、保險院又は地方廳に送料を封入請求すれば送付します。

參照法條の法とあるは勞働者災害扶助責任保險法、令とあるは同法施行令、則とあるは同法施行規則であります。地方長官とあるは東京府に於ては警視總監であります。

第一、保險期間

本保險の保險期間は工事の開始より終了迄であります。(令第五條)然し工事開始前に拂込むべき保險料を工事開始後に拂込んだ場合には、拂込の翌日より工事終了迄を保險期間とし(令第五條但書)、保險料の拂込ありたる日迄に生じたる事故に對しては保險金を支拂ひません。工事開始後保險料の拂込を爲したる場合政府に於て其の拂込の遲延が已むことを得ざる事由に因るものと認めたるときは保險料拂込の日迄に於ける工事進捗の狀況又は使用勞働者延人員の數に應じて保險料を減額することがありますが、原則としては保險期間が保險料拂込の遲延したる日數だけ短縮せられても保險料は減額しません。保險期間中に起つた事故に對しては工事終了後でも保險金を支拂ふことは申す迄もありません。

第二、保險金を支拂ふ扶助責任の範圍

本保險では勞働者災害扶助法に基き事業主が勞働者の業務上の負傷若は疾病又は之に基く死亡に對して爲す扶助の中左記のものに對して保險金を支拂ひます。

一、療養中五圓を超ゆる部分
二、休業扶助料中四日以後の休業に付支給する部分
三、障害扶助料
四、遺族扶助料
五、打切扶助料

換言すれば事業主の爲すべき扶助中三日迄の休業扶助料と五圓迄の療養費、葬祭料、歸鄉旅費等は事業主の負擔であつて本保險で保險金を支拂ひません。(令第二條)

第三、承認を要する扶助

左に揭ぐる扶助に就ては地方長官の承認を受けたものでなければ保險金を支拂ひません。然し急を要する場合は事後承認も致します(承認申請には保險院作成の用紙を使用すること)。

一、政府の指定した醫師、齒科醫師又は病院以外で療養を施すもの(令第三條第三項、則第九條)。

「健康保險醫」の標札ある齒科醫師又は病院「健康保險齒科醫」の標札ある齒科醫並に官公立大學病院は凡て指定されて居りますから承認を要しません。

二、療養中(1)物理的治療(光線療法、レントゲン治療、マッサージ等)(2)病院收容(3)看護附添(4)移送(令第三條第四項、則第十條)。換言すれば普通の診察、處置、手術又は藥劑の支給等は何等承認を要しません。

三、打切扶助料の支給(令第四條第一項、則第十三條)。

右の承認は保險金受取人(下請負人たる保險金受取人を含む)が手續をするのが原則でありますが(一)及(二)の承認は治療を爲す醫師、齒科醫師其の他療養擔當者でも其の手續が出來ます(則第十二條)。

第四、保險金の請求

保險金は勞働者毎に左の各號毎に請求書を別にし必要書類を添附して請求して下さい。請求者を異にする時は別紙とすべきは云ふ迄もありません（則第十四條）、（請求用紙は保險院作成のものを使用すること）。

一、日本醫師會所屬醫師が診療を爲したる場合の診療費

二、日本醫師會所屬醫師以外の者が爲したる場合の療養費

三、療養費以外の扶助料即ち休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、打切扶助料

右の內

一の日本醫師會所屬醫師即ち普通の開業醫及私立病院に就ては政府と日本醫師會と診療費の價格を協定してありますが、其の單價は後にならなければ確定しないものが多いから、なるべく事業主は其の負擔部分五圓丈を支拂ひ、殘餘は保險金請求書の委任狀欄に署名捺印して醫師より政府に請求する樣にして下さい。

二の其の他の者即ち齒科醫、官公立大學病院、公立病院等に就ては政府との協定に於て診療費の單價が定つて居りますから、事業主から金額を支拂ひ其の受取書を添へて事業主より政府に保險金を請求する事としても宜しいが、出來れば事業主は其の負擔部分五圓丈を支拂ひ殘金を診療擔當者に取立委任をした方が便宜であります。

三の休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、打切扶助料等は事業主に於て勞働者に支給した後、其の受取書を添へて政府に保險金を請求すべきでありますが右扶助料を支拂ふべきものなりや否や從つて保險金が支拂はれるか否か疑問のある時其の他已むを得ない場合には扶助を受くべき勞働者（遺族扶助料に就ては其の遺族）に保險金の取立を委任しても差支ありません。

第五、保險金を支拂はざる場合

左に掲げた場合には保險金を支拂ひません。

一、惡意又は重大なる過失に依り保險料算定の基礎たる重要なる事實（例へば請負金額、使用勞働者延人員、工事の種類等）を告知せず又は其の事實につき不實の告知を爲したるとき（法第五條、令第十三條）。

二、保險料の拂込を遲滯したるとき（法第六條、令第十四條）。

三、事業主が故意又は重大なる過失に依り扶助責任の原因たる事故を生ぜしめるとき（法第七條、令第十五條）。

第六、其の他の注意事項

一、工事の主たる事務所に保險に關する書類を備付け、保險に關する書類は扶助の了りたる日より三年間之を保存することを要します（則第十八條）。

二、日日の使用勞働者男女別人員數を記錄し置き毎月十日迄に前月に於ける日日の使用勞働者男女別延人員數を地方長官に届出ることを要します。但し請負金額に依り保險料を定めた場合に於ては記錄して置くだけで届出ることを要しません（則第七條）。

三、左に掲げた場合には遲滯なく保險院長官に届出を要します（工事場所在地所轄地方長官經由）。

（1）保險契約申込書の記載事項が變更せられたる時（則第一條第二項）但し概數を記載したる事項に付て微細の變更あつたに過ぎない場合は届出に及びません。

（2）工事が終了したる時（則第八條）（届出用紙は保險院作成のものを使用すること）。

四、療養擔當者を變更せんとする時は地方長官に届出ることを要します但し現在の療養擔當者の居住地と同一道府縣內の轉醫は此の限にあらず（則第十二條ノ二）

五、保險證書を亡失又は汚損したるときは保險契約者は證書の再交付の申請を爲すことが出來ます（則第六條）。

使用勞働者男女別人員數届

昭和十五年十月分

保險證書記號番號　昭十五建第六、六五一號

工事ノ名稱　厚生組倉庫新築工事

工事ノ場所　東京市京橋區越前堀三五

保險契約者　東京市京橋區銀座一ノ二

ノ住所氏名　株式會社　厚生組

使用勞働者男女別人員數　男四五六名　女二七名

內譯

日附	使用勞働者人員數 男	使用勞働者人員數 女	日附	使用勞働者 男	使用勞働者 女	日附	使用勞働者人員數 男	使用勞働者人員數 女	日附	使用勞働者人員數 男	使用勞働者人員數 女
一日			十一日	一三		二十一日	二四		三十一日	一九	
二日			十二日	一七		二十二日	二三		計	四五六	二七
三日			十三日	一七		二十三日	二〇				
四日			十四日	休	休	二十四日	二〇				
五日	一〇		十五日	一七	五	二十五日	休	休			
六日	一二		十六日	一六	五	二十六日	一八				
七日	一五		十七日	二〇	五	二十七日	一九				
八日	一三		十八日	二三	三	二十八日	二一				
九日	一六		十九日	二三	四	二十九日	二一				
十日	一四		二十日	二五	五	三十日	二〇				

右昭和十五年十月分使用勞働者男女別人員數ニ付勞働者災害扶助責任保險法施行規則第七條ニ依リ此段及届出候也

昭和十五年十一月二日

保險契約者　東京市京橋區銀座一ノ二

住所氏名　株式會社　厚生組

取締役社長　秋本輝彥　㊞

警視總監殿

註　十一月分以降ノ使用勞働者男女別人員數届ノ記載例省略

災保様式甲第四號

工事終了届（裏面ノ注意事項ヲ參照スルコト）

昭和十四年八月改刷

保險證書作成ノ年月日及記號番號	昭和十五年十月十日　昭十五第六、五五一號
工事ノ名稱	厚生組倉庫新築工事
工事ノ場所	東京市京橋區越前堀三五
保險契約者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	東京市京橋區銀座一ノ二　株式會社　厚生組
工事開始ノ年月日	昭和十五年十月五日
工事終了ノ年月日	昭和十六年二月十五日
請負金額（工事終了後確定セル工事全部ノ金額ヲ記入スルコト）	円
注文者ヨリ支給ヲ受ケタル工事用物ノ有無（有ル場合ニハ注文者ヨリ委託ヲ受ケタル申告價格）	
保險料算定ノ基礎タル請負金額（前欄ノ請負金額ニ注文者ヨリ支給ヲ受ケタル工事用物ノ價額ヲ加算シタル金額）	
使用勞働者延人員（工場法上ノ職工及鑛業法上ノ鑛夫ヲ除ク）及賃金總額（延人員ハ勞働者災害扶助責任保險法施行規則第七條ニ依リ日々記錄シタルモノヲ集計記入スルコト）	

男女別	延人員	標準賃金	賃金總額
男	一、四五六	一円三〇	一、八九二円八〇
女	七五	八〇	六〇〇〇
計	一、五三一		一、九五二八〇
工事費用總額（請負ナラザルトキ記入スルコト）			二五、三四八〇〇
記事	請負金額ガ保險契約申込當時（又變更届）ノモノヨリ著シク減少シタルトキハ其ノ事由		

工事ノ種類（保險證書ニ記載セラレタル保險料率適用上ノ工事ノ種類ヲ記入スルコト）	建築工事
構築（保存、修理、改造又ハ破壞）セラレタルモノノ種類及規模ノ概要（注意事項三ニ依リ記入スルコト）	
木造瓦葺　桁行三一・五米　梁間一〇・八米	
此ノ建築面積　三四〇・二平方米	
軒高サ　基礎上端ヨリ軒桁天迄四・八五米	
内部眞壁　外部下見板張仕上トス	

右工事終了致候條勞働者災害扶助責任保險法施行規則第八條ニ依リ此段及届出候也

昭和十六年二月十六日

保險契約者氏名捺印（法人ニ在リテハ代表者ノ氏名捺印）

東京市京橋區銀座一ノ二
株式會社厚生組
取締役社長　秋本輝彦㊞

保險院長官殿

地方廳ノ意見	

注意事項

一、届書送付先　工事場所管轄道府縣ノ警察部（東京府ニ在リテハ警視廳保安部）ニ宛テ封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト、但警察署經由ノ定アル府縣ニ付テハ工事場所管轄警察署ニ差出スコト

二、届書ニ添付ヲ要スル書類

(1) 注文者ヨリ委託ヲ受ケタル申告書

注文者ヨリ工事用物（例ヘバ木材、セメント等ノ材料類、鐵骨鐵鈑、鐵桁及電線等ノ製作物ノ類、又ハ電力、燃料等工事用物ノ總テ）ノ支給ヲ受ケタル場合ニハ注文者ヨリ委託ヲ受ケタル申告書ヲ添付スルコト

(2) 請負金額ノ區分ノ證明書例ヘバ建築工事ト其ノ他ノ工事等二以上ノ種類ノ工事ヲ包含スル爲保險契約申込ノ際請負金額ガ區分セラルルモノトシテ區分セラレタル請負金額ニ依リ算定シタル概算保險料ヲ拂込ミタルモノニ付テハ之ヲ證スル書類例ヘバ契約書ノ寫及内譯書等ニシテ注文者ノ署名捺印アルモノ（注文者ノ證明ヲ求ムルコト困難ナルトキハ契約書及内譯書等ノ本書ヲ工事ノ場所ヲ管轄スル道府縣廳（東京府ニ在リテハ警視廳）ノ係官ニ提示シテ注文者ノ證明ニ代フルモ差支ナシ）ヲ添付スルコト（添附書類不備ノトキハ工事ノ種類毎ニ區分セラレザルモノトシテ取扱フコトアリ）

三、構築（保存、修理、改造、又ハ破壞）セラレタルモノノ種類及規模ノ概要ノ欄ニハ例ヘバ「建築工事」ニ付テハ建物ノ種類毎ニ構造、階數（地上及地下）、建築面積、延坪數、高サ（棟高及軒高）、附帶工事アルトキハ其ノ概要、「隧道工事、橋梁工事」等ニ付テハ大體ノ施工方法、構造、高サ、延長、幅員、附帶工事アルトキハ其ノ概要、「其ノ他ノ土木工事」ニ付テモ大體同様ノ趣旨ニ依リ工事ノ規模ヲ知ルニ必要ナル事項ヲ記載スルコト

四、本届書ニ虚僞ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル

尚保險料算定ノ基礎タル請負金額又ハ使用勞働者延人員ニ付虚僞ノ事實ヲ記載シタルトキハ保險金ヲ支拂ハザルコトアリ

勞働者災害扶助責任保險追加保險料納付ニ關スル件 (7)

別紙納入告知書ニ依ル告知金額ヘ下記保險證書記號番號ノ保險契約ニ對スル保險料ヲ精算シタル結果追加拂込ヲ要スル保險料デアリマス

精算ノ結果追加拂込ヲ要スル金額ヘ下記ニ依リ計算セラレタモノデアリマス

昭和16年2月20日

保險院社會保險局

追徴額	2.99 円 錢	既納概算保險料額	3606 円 錢		
		精算保險料總額	3905 円 錢		
納入	株式會社厚生組	保險契約者	株式會社厚生組		
保險證書記號番號	工事開始日	昭和15年10月5日	使用勞働者延人員	男	1,456人
昭15建 第6551號	工事終了日	昭和16年2月15日		女	75人

工事ノ種類	保險料算定ノ基礎タル賃金總額 円	保險料率	保險料額 円	賃金總額 円	保險料率	保險料額 円
隧道工事		114圓			45厘	
地下鐵道建設工事		166圓			320厘	
水力發電用建設土木工事		214圓			105厘	
鐵道軌道工事		66圓			38厘	
河川工事		23圓			16厘	
土地整理工事		56圓			34厘	
道路工事		46圓			22厘	
道路鋪裝工事		18圓			20厘	
建築工事		18圓		1,952.80	20厘	39.05
鐵骨鐵筋家屋建築工事		27圓			38厘	
鐵骨家屋建築工事		20圓			35厘	
家屋附帶設備工事		6圓			12厘	
機械器具ノ組立又ハ据付工事		22圓			65厘	
橋梁工事		52圓			32厘	
其ノ他ノ工事		35圓			29厘	
破壞工事		—			45厘	
計						

記事

(8)

書留告知納入

第20060號 昭和十五年度

株式會社 厚生組納 東京市京橋區銀座一ノ二

厚生省主管	保險	院
計任害勞保扶働助險者會賞災	收入保險料	收入保險料
入任害勞保扶働助險者收賞災		

一金貳圓九拾九錢也

但 勞働者災害扶助責任保險保險料

右金額ヲ本告知書ト引換ニ日本銀行本店支店又ハ代理店ヘ納付スベシ

昭和十六年貳月十日銀行

歳入徴收官 保險院長官 麹町區三番町

店本行銀本日 店入受高受元拂支

(切取線)

書留告知還

第20060號 昭和十五年度

株式會社 厚生組納

厚生省主管	保險	院
計任害勞保扶働助險者會賞災	收入保險料	收入保險料
入任害勞保扶働助險者收賞災		

一金貳圓九拾錢也

但 勞働者災害扶助責任保險保險料

右領收濟ニ付通知候他

昭和 年 月 日

歳入徴收官 保險院長官 麹町區三番町

歳入金 日本銀行 支店代理店

領收 昭和 年 月 日

○注意 領收店名並受入月日ヲ必ズ記入スルコト

(切取線)

…………（切　取　線）…………

第20060號	昭和十五年度	株式會社　厚生組　納
保險院		

領收證書

一金貳圓九拾九錢也

但　勞働者災害扶助責任保險料

右領收候也

昭和　年　月　日

注意

一、此の納入告知書は切り放さないで告知金額を添へて納付して下さい。

二、保險料拂込が工事着手後なるときは保險料拂込前に起つた事故に對しては保險金を支拂ひませんからなるべく早く保險料を納付することを要します。

三、納付場所は納入告知書に記載してある通り日本銀行本店、支店又は代理店であります（支店又は代理店に付ては其れが日本銀行の支店又は代理店であれば何處でも便宜の支店又は代理店に納付して差支へありません）。

尙直接持參して納付することが出來ない場合には郵便通常爲替を納入告知書と同封し四錢郵便切手を添へ書留郵便で前記日本銀行本店支店又は代理店に納付することが出來ます（郵便通常爲替は日本銀行本店、支店又は代理店を受取人に指定すること）。

「例二」

災保樣式甲第一號

保險契約申込書（記入ヲ要セザル欄ニハ斜線ヲ引クコト　裏面ノ注意事項ヲ參照スルコト）

昭和十五年六月改刷

工事ノ名稱	海水道引用工事	工事ノ種類（注意三ノ保險料ノ工事ノ種類ヲ記入スルコト）	其ノ他工事
工事ノ場所	橫濱市鶴見區大黑町海岸　東橫化學工業鶴見工場		
工事ノ主タル事務所ノ所在地及名稱	橫濱市鶴見區大黑町海岸　東橫化學工業鶴見工場內加藤守弘工務所出張所		
保險契約申込者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	橫濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘		
工事ガ請負ナルトキハ注文者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	東京市芝區今入町三番地　東橫化學工業株式會社		
工事開始ノ豫定年月日	昭和十五年十月十日		
工事終了ノ豫定年月日	昭和十五年十二月十日		
請負金額	三一、〇〇〇円〇〇		

注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物（例ヘバ木材、セメント等ノ材料類、鐵骨、鐵飯、鐵桁及電線等ノ製作物ノ類又ハ電力、燃料等工事用物ノ總テ）

種類	數量	見積價格
鐵管	一一本	八七四円〇〇
ヒューム管	一五二	四、九一二六〇
合計（紙面不足ノ場合ニハ別紙ヲ添附スルコト）		五、七八六六〇
保險料算定ノ基礎タル請負金額（前欄ノ請負金額ニ注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ見積價ヲ加算シタル金額）		三一、〇〇〇〇〇

使用勞働者豫定延人員ノ概數及賃金總額ノ見込額（工場法上ノ職工及鑛業法上ノ鑛夫ヲ除ク請負金額ノ定アル場合ニモ記入スルコト）

男女別	豫定延人員	標準賃金	賃金總額
男	三、六〇〇	一円三〇	四、六八〇円〇〇
女	五〇	八〇	四〇〇〇
計	三、六五〇		四、七二〇〇〇

豫定工事費用概算額（請負ナラザルトキ又ハ請負金額ノ定ナキトキ記入スルコト）

工事設計ノ概要（工事ノ規模及種類ヲ知ルニ必要ナル事項ヲ記入スルコト、尙注意事項二ヲ參照スルコト（紙面不足ノ場合ハ別紙ヲ添附スルコト））

鶴見區大黑町海岸ヨリ徑九〇〇粍ヒューム管ヲ以テ集水井ニ導入、其レヨリ徑四〇〇粍ヒューム管ヲ以テ工場構內喞筒井迄サイホンニヨリ引水スルモノトス

注文者ヨリ支給ヲ受クル鐵管及ヒューム管ハ埋設使用ス

註　右支給工事用物ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ算入セザルモノナリ、保險料率適用工事分類表參照

保険料率	請負金額又ハ注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ見積價額ヲ加算シタル金額一萬圓當リ定ナキトキハ賃金一圓當リ	三五圓	概算保険料總額（一錢未滿切捨） 一〇八五 円
保険料拂込方法（注意事項四參照）			工事開始前ニ拂込ムベキ概算保険料額（注意三ノ(3)ノ場合ノ外ハ概算保険料總額） 一〇八五
保険證書送附先	納入告知書	送付先	横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘工務所
	當座付替	昭和——年——月——日付替濟	
	振替貯金	昭和——年——月——日拂込濟	
記事			

勞働者災害扶助責任保険法第三條、同施行令第一條及同施行規則第一條ニ依リ右保険契約申込候也

昭和十五年十月二日

保険契約申込者氏名捺印
（法人ニ在リテハ代表者ノ氏名捺印）　横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘 ㊞

保険院長官殿

注意事項

一、申込書送付先ハ東京市麹町區大手町一ノ七厚生省保険院社會保険局（封書ノ表ニハ「災害保険」ト記載スルコト）

二、工事設計ノ概要ノ欄ニハ請負金額五千圓未滿又ハ使用勞働者豫定延人員千人未滿ノ工事ニ就テハ地上十米以上又ハ地下三米以上ニテ作業スル旨又火藥類、動力（一馬力以下ノ電動力ヲ除ク）又ハ軌道ヲ使用スル旨記載スルコト
建築ノ工事ニ付テハ鐵骨、鐵筋混凝土、鐵骨鐵筋混凝土及木造等ノ種類ヲ明カニシ且軒高、建坪及延坪數ヲ記載スルコト

三、概算保険料ノ算出

（1）請負ニ依ルモノニ付テハ請負金額又ハ注文者ヨリ工事用物ノ支給ヲ受クル場合ニハ其ノ見積價額ヲ請負金額ニ加算シタル金額ニ左表ノ請負金一萬圓當リノ保険料率ヲ乘ジ、請負ニ依ラザルモノ又ハ請負ニ依ルモ請負金額ノ定ナキモノニ付テハ賃金總額ノ見込額ニ左表ノ賃金一圓當リノ保険料率ヲ乘ジテ算出スルコト

工事ノ種類	請負金一萬圓當リノ保険料	賃金一圓當リノ保険料
扶助法第一條第一項第三號(ロ)ノ工事	四三圓	六三厘
隧道工事	一一四	四五
地下鐵道建設工事	一六六	三二〇
水力發電用建設土木工事	二二四	一〇五
鐵道軌道工事	六六	三八
河川工事	二三	一六
土地整理工事	五六	三四
道路鋪裝工事	四六	二二
工作物破壞工事	一八	八
建築工事		
鐵骨鐵筋家屋建築工事	一八	四五
鐵骨家屋建築工事	二七	二〇
家屋附帶設備工事	二〇六	三八
機械器具ノ組立又ハ据付工事	二二	一二
橋梁工事	五二	六五
其ノ他ノ工事	三五	二九

（2）右保険料率表ノ二以上ノ種類ノ工事ヲ包含シ請負契約ニ於ケル內譯書等ニ依リ各工事ノ種類毎ニ請負金額ガ區分セラルヽ場合ニハ保険料率表ノ工事ノ種類毎ニ請負金額、使用勞働者豫定延人員、工事設計ノ概要ヲ記載シタル書面ヲ添附シ各工事ノ種類毎ニ概算保険料ヲ算出スルコト

（3）豫定工事期間ガ一年ヲ超ユルトキ一年分ノ概算保険料ヲ工事期間ノ日數ヲ以テ除シタルモノニ三百六十五（閏年ノ二月末日ヲ含ム場合ニハ三百六十六）ヲ乘ジテ算出スルコト但分割金額ニ一錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ハ最初ノ拂込金額ニ合算スルコト

四、概算保険料ノ拂込ハ納入告知書ニ依リ納付スルコト但納付ノ日以前ニ生ジタル事故ニ對シテハ保険金ハ支拂ハザルモノナルヲ以テ工事開始ヲ急グ爲メ當局ヨリノ納入告知書ヲ待ツ暇ナキトキハ納入告知書ニ依ラズ左記振替貯金又ハ當座付替ニ依リ拂込ムコト（爲替、小切手其ノ他金券ノ送金ハ謝絶ス）

記

振替貯金　（加入者）保険院社會保険局
當座付替　東京市麹町區丸ノ內第一銀行保険院長官宛差出スコト但申込書記載事項中豫定、見込額、概要トシテ記載セルモノニ付テハ著シキ變更ナキ限リ屆出ヲ爲サザルモ差支ナシ

五、本申込書記載事項ニ變更アリタルトキハ變更屆ヲ工事場所在地所轄地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ヲ經由シ保険院社會保険局（口座番號）東京三七三九六番特別當座預金口座ニ提出スベシ

六、本申込書ニ虛僞ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラルベク惡意又ハ重大ナル過失ニ依リ保険料算定ノ基礎タル重要ナル事實ニ付不實ノ記載ヲ爲シタルトキハ保険金ノ支拂ヲ爲サザルニ付注意スルコト

災保様式甲第二號　　**保險契約申込書寫本届**

工事ノ名稱	海水道引用工事
工事ノ場所	横濱市鶴見區大黒町海岸　東横化學工業鶴見工場
工事ノ主タル事務所ノ所在地及名稱	横濱市鶴見區大黒町海岸　東横化學工業鶴見工場内加藤守弘工務所出張所
保險契約申込者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘
工事ガ請負ナルトキハ注文者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	東京市芝區今入町三番地　東横化學工業株式會社
工事開始ノ豫定年月日	昭和十五年十月十日
工事終了ノ豫定年月日	昭和十五年十二月十日
請負金額	三一、〇〇〇、〇〇〇円
注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物材料類、鐵骨、鐵鈑、鐵桁及電線等ノ製作物ノ類又ハ電力、燃料等工事用物ノ總テ	

種類	數量	見積價格
鐵管	一一本	八七四、〇〇円
ヒューム管	一五二	四、九一二、六〇
合計（紙面不足ノ場合ニハ別紙ヲ添附スルコト）		五、七八六、六〇

保險料算定ノ基礎タル請負金額（前欄ノ請負金額ニ注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ見積價額ヲ加算シタル金額）　三一、〇〇〇、〇〇〇

保險料率　請負金額又ハ注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物ノ見積價額ヲ加算シタル金額一萬圓當リ　三五圓

請負ナラザルトキ又ハ請負金額ノ定ナキトキハ貸金一圓當リ　——厘

使用勞働者豫定延人員及賃金總額ノ見込額	豫定延人員	標準賃金	賃金總額
男女別			
男	三、六〇〇	一三〇円	四、六八〇、〇〇〇円
女	五〇	八〇	四、〇〇〇
計	三、六五〇		四、七二〇、〇〇〇

豫定工事費用概算額（請負ナラザルトキ又ハ請負金額ノ定ナキトキ記入スルコト）

工事設計ノ概要（工事ノ現況及積算ヲ知ルニ必要ナル事項ヲ記入スルコト、紙面不足ノ場合ハ別紙ヲ添付スルコト）

鶴見區大黒町海岸ヨリ徑九〇〇耗ヒューム管ヲ以テ集水井ニ導入、其レヨリ徑四〇〇耗ヒューム管ヲ以テ工場構内ノ喞筒井迄イホンニヨリ引水スルモノトス

注文者ヨリ支給ヲ受クル鐵管及ヒューム管ハ埋設使用ス

概算保險料總額（一錢未滿切捨）　一〇八円五〇

工事開始前ニ拂込ムベキ概算保險料額　一〇八五〇

（裏面ノ注意事項ヲ參照スルコト）　昭和十四年四月改刷

工事ノ種類　其ノ他工事

註　右支給工事用物ヘ保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ加算セザルモノナリ、保險料率適用工事分類表參照

保險料拂込方法	納入告知書　送付先　横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘工務所
	當座付替　昭和——年——月——日付替濟
	振替貯金　昭和——年——月——日拂込濟
保險證書送附先	横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘工務所

記事

勞働者災害扶助責任保險法第三條同施行令第一條及同施行規則第一條ニ依リ右保險契約申込候也

昭和十五年十月二日

保險契約申込者氏名捺印　横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘㊞

（法人ニ在リテハ代表者ノ氏名捺印）

保險院長官殿

右ノ保險契約申込候條勞働者災害扶助責任保險法施行規則第一條第三項ニ依リ此段及届出候也

昭和十五年十月二日

保險契約申込者氏名捺印　横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘㊞

神奈川縣知事殿

注意

一、本届書ハ保險契約申込書ノ提出ト同時ニ工事場所管轄廳府縣警察部（東京府ニ在リテハ警視廳保安部）ニ提出スルコト、但警察署經由ノ定アル府縣ニ付テハ工事場所管轄警察署ニ差出スコト

尚送付スル場合ニハ封書ノ表ニ「災害保險」ト記載スルコト

勞働者災害扶助責任保險保險料に關する件

(3)

本保險料は下記工事の保險契約に對するもので其の金額は次に依り計算したものであります。

昭和 15 年 10 月 3 日

厚生省保險院社會保險局船員勞災保險課
勞働者災害扶助責任保險係

概算保險料額		保險料送金額		過剰額	
	108円50		円	納入告知額(不足)	108円50
起案	15 年 10 月 3 日	拂込	年 月 日	拂込	年 月 日
調定	15 年 10 月 3 日	收納	年 月 日	收納	年 月 日

工事ノ名稱	海水道引用工事
工事ノ場所	横濱市鶴見區大黑町海岸　東横化學工業鶴見工場
保險契約者	横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘

工事ノ開始及終了豫定年月日		使用勞働者豫定延人員		
	昭和15年10月10日開始		男	3,600人
	昭和15年12月10日終了		女	50人

工事ノ種類及保險料額

工事ノ種類	區分	請負金額又ハ賃金總額ノ見込額	保險料率	保險料額	工事ノ種類	區分	請負金額又ハ賃金總額ノ見込額	保險料率	保險料額
隧道工事	請	円	114円	円	橋梁工事	請	円	52円	円
	賃		45厘			賃		32厘	
地下鐵道建設工事	請		166円		道路工事	請		46円	
	賃		320厘			賃		22厘	
水力發電用建設土木工事	請		214円		鐵道軌道工事	請		66円	
	賃		105厘			賃		38厘	
道路鋪裝工事	請		18円		土地整理工事	請		56円	
	賃		20厘			賃		34厘	
工作物ノ破壞工事	請		—		河川工事	請		23円	
	賃		45厘			賃		16厘	
建築工事	請		18円		機械器具ノ組立又ハ据付工事	請		22円	
	賃		20厘			賃		65厘	
鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事	請		27円		其ノ他ノ工事	請		35円	
	賃		38厘			賃	31,000 00	29厘	108 50
鐵骨家屋建築工事	請		20円			請			
	賃		35厘			賃			
家屋附帶設備工事	請		6円		合計	請			
	賃		12厘			賃			

既納概算保險料額	追加徵收概算保險料額	概算保險料總額
千 円	千 円	千 円

書知告入納

(4)

横濱市磯子區金澤谷津町八
加藤守弘納

第5000號	昭和十五年度	計任害勞働者保險扶助責災會	入任害勞働者保險扶助責災收	保險料	保險料
		厚生省主管	保險院	收入	收入

一金壹百八圓五拾錢也

但　勞働者災害扶助責任保險保險料

右金額ヲ本告知書發行ノ日ヨリ十日以内ニ日本銀行本店、支店又ハ代理店ニ納付スベシ

昭和拾五年拾月參日發行

歳入徵收官　保險院長官　樋貝詮三　印

店本行銀本日	店入受高受元拂支

……(切取線)……

書知通

第5000號	昭和十五年度	加藤守弘納		
勞働者災害扶助責任保險會計	勞働者災害扶助責任保險收入	保險料收入	保險料收入	厚生省主管保險院

一金壹百八圓五拾錢也

但　勞働者災害扶助責任保險保險料

右領收濟ニ付通知候也

昭和　年　月　日

歳入徵收官　保險院長官　樋貝詮三殿

歳入金領收	日本銀行	支店代理店
	昭和　年　月　日	

○注意　領收店名並受入月日ヲ必ズ記入スルコト

……(切取線)……

(切取線)

領收證書

第5000號	昭和十五年度	加藤守弘納
保險院		

一金壹百八圓五拾錢也

但　勞働者災害扶助責任保險保險料

右領收候也

昭和　年　月　日

注意

一、此の納入告知書は切り放さないで告知金額を添へて納付して下さい。

二、保險料拂込が工事着手後なるときは保險料拂込前に起つた事故に對しては保險金を支拂ひませんからなるべく早く保險料を納付することを要します。

三、納付場所は納入告知書に記載してある通り日本銀行本店、支店又は代理店であります（支店又は代理店に付ては其れが日本銀行の支店又は代理店であれば何處でも便宜の支店又は代理店に納付して差支へありません）

尚直接持參して納付することが出來ない場合には郵便通常爲替を納入告知書と同封し四錢郵便切手を添へ書留郵便で前記日本銀行本店、支店又は代理店に納付することが出來ます（郵便通常爲替は日本銀行本店、支店又は代理店を受取人に指定すること）。

昭十五他第六六一〇號

保險證書

一保險契約者ノ住所氏名　横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘

一工事場所及名稱　横濱市鶴見區大黑町海岸東横化學工業鶴見工場　海水道引用工事

一工事ノ種類　其ノ他ノ工事

一工事ノ開始豫定年月日　昭和十五年十月十日

一工事ノ終了豫定年月日　昭和十五年十二月十日

一保險料算定ノ基礎タル請負金額　參萬壹千圓也

一保險料率　請負金壹萬圓當リ　參拾五圓

一概算保險料額　壹百八圓五拾錢

一拂込ミタル概算保險料ノ額及拂込年月日　一金壹百八圓五拾錢　昭和十五年十月五日拂込

一未拂込概算保險料ノ額及拂込時期

金額	拂込時期

勞働者災害扶助責任保險法及附屬法規ニ依リ前記ノ保險契約ヲ締結シタリ仍テ其ノ證トシテ本證書ヲ作成シ保險契約者ニ交付ス

昭和十五年十月十日

保險院長官　樋貝詮三　印

（保險證書の裏面）

保險契約者の心得

保險契約者が通常心得て置かなければならない事項を左に列擧致します。尙詳細は保險院又は道府縣（東京府は警視廳）に就き御問合せ下さい。又保險院作成諸用紙類は各地の土木建築業者の團體及醫師會に備付けておきますが、保險院又は地方廳に送料を封入請求すれば送付します。

參照法條の法とあるは勞働者災害扶助責任保險法、令とあるは同法施行令、則とあるは同法施行規則であります。

地方長官とあるは東京府に於ては警視總監であります。

第一、保險期間

本保險の保險期間は工事の開始より終了迄であります（令第五條）。然し工事開始前に拂込むべき保險料を工事開始後に拂込んだ場合には、拂込の翌日より工事終了迄を保險期間とし（令第五條但書）、保險料の拂込ありたる日迄に生じたる事故に對しては保險金を支拂ひません。工事開始後保險料の拂込を爲したる場合政府に於て其の拂込の遲延が已むことを得ざる事由に因るものと認めたるときは保險料拂込の日迄に於ける工事進捗の狀況又は使用勞働者延人員の數に應じて保險料を減額することがありますが、原則としては保險期間が保險料拂込の遲延したる日數だけ短縮せられても保險料は減額致しません。保險期間中に起つた事故に因る傷病に對しては工事終了後でも保險金を支拂ふことは申す迄もありません。

第二、保險金を支拂ふ扶助責任の範圍

本保險では勞働者災害扶助法に基き事業主が勞働者の業務上の負傷若は疾病又は之に基く死亡に對して爲す扶助の中左記のものに對して保險金を支拂ひます、

一、療養費中五圓を超ゆる部分
二、休業扶助料中四日以後の休業に付支給する部分
三、障害扶助料
四、遺族扶助料
五、打切扶助料

換言すれば事業主の爲すべき扶助中三日迄の休業扶助料と五圓迄の療養費、葬祭料、歸鄕旅費等は事業主の負擔であつて本保險で保險金を支拂ひません（令第二條）。

第三、承認を要する扶助

左に掲ぐる扶助に就ては地方長官の承認を受けたものでなければ保險金を支拂ひません。然し急を要する場合は事後承認も致します（承認申請には保險院作成の用紙を使用すること）。

一、政府の指定した醫師、齒科醫師又は病院以外で療養を施すもの（令第三條第三項、則第九條）。「健康保險醫」の標札のある醫師又は病院、「健康保險齒科醫」の標札ある齒科醫並に官公立大學病院は凡て指定されて居りますから承認を要しません。

二、療養の中（1）物理的治療（光線療法、レントゲン治療、マツサージ等）（2）病院收容（3）看護附添（4）移送（令第三條第四項、則第十條）。換言すれば普通の診療、處置、手術又は藥劑の支給等は何等承認を要しません。尙玆に移送と謂ふのは事故の現場から病院迄の應急措置は含みません。

三、打切扶助料の支給（令第四條第一項、則第十三條）。

右の承認は保險金受取人（下請負人たる保險金受取人を含む）が手續をするのが原則でありますが（一）及（二）の承認は治療を爲す醫師、齒科醫師其の他療養擔當者でも其の手續が出來ます（則第十二條）。

第四、保險金の請求

保險金は勞働者毎に左の各號毎に請求書を別にし必要書類を添附して請求して下さい。請求書を異にする時は別紙とすべきは云ふ迄もありません（則第十四條）、（請求用紙は保險院作成のものを使用すること）。

一、日本醫師會所屬醫師が診療を爲したる場合の療養費
二、日本醫師會所屬醫師以外の者が爲したる場合の療養費
三、療養費以外の扶助料卽ち休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、打切扶助料

右の內

一の日本醫師會所屬醫師卽ち普通の開業醫及私立病院に就ては政府と日本醫師會と診療費の價格を協定してありますが、其の單價は後にならなければ確定しないものが多いから、なるべく事業主は其の負擔部分五圓丈を支拂ひ、殘餘は保險金請求書の委任狀欄に署名捺印して醫師より政府に請求する樣にして下さい。

二の其の他の者卽ち齒科醫、官公立大學病院、公立病院等に就ては政府との協定に於て診療費の單價が定つて居りますから、事業主から金額を支拂ひ其の受取書を添へて事業主より政府に保險金を請求する事としても宜しいが、出來れば事業主は其の負擔部分五圓丈を支拂ひ殘金を療養擔當者に取立委任をした方が便宜であります。

三の休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、打切扶助料等は事業主に於て勞働者に支給した後其の受取書を添へて政府に保險金を請求すべきでありますが右扶助料を支拂ふべきものなりや否や從つて保險金が支拂はれるか否か疑問のある時其の他已むを得ない場合には扶助を受くべき勞働者（遺族扶助料に就ては其の遺族）に保險金の取立を委任しても差支ありません。

第五、保險金を支拂はざる場合

左に掲げた場合には保險金を支拂ひません、

一、惡意又は重大なる過失に依り保險料算定の基礎たる重要なる事實（例へば請負金額、使用勞働者延人員、工事の種類等）を告知せず又は其の事實につき不實の告知を爲したるとき（法第五條、令第十三條）。
二、保險料の拂込を遲滯したるとき（法第六條、令第十四條）。
三、事業主が故意又は重大なる過失に依り扶助責任の原因たる事故を生ぜしめたるとき（法第七條、令第十五條）。

第六、其の他の注意事項

一、工事の主たる事務所に保險に關する書類を備付け、保險に關する書類は扶助の了りたる日より三年間之を保存することを要します（則第十八條）。
二、日日の使用勞働者男女別人員數を記錄し置き毎月十日迄に前月に於ける日日の使用勞働者男女別延人員數を地方長官に届出ることを要します。但し請負金額に依り保險料を定めた場合に於ては記錄して置くだけで届出ることを要しません（則第七條）。
三、左に掲げた場合には遲滯なく保險院長官に届出を要します（工事場所在地所轄地方長官輕由）。
（1）保險契約申込書の記載事項が變更せられたる時（則第一條第二項）但し概數を記載したる事項に付て微細の變更あつたに過ぎない場合は届出に及びません。
（2）工事が終了したる時（則第八條）（届出用紙は保險院作成のものを使用すること）。
四、療養擔當者を變更せんとする時は地方長官に届出ることを要します但し現在の療養擔當者の居住地と同一道府縣內の轉醫は此の限にあらず（則第十二條ノ二）。
五、保險證書を亡失又は汚損したるときは保險契約者は證書の再交付の申請を爲すことが出來ます（則第六條）。

災保樣式甲第十六號

保險契約申込書記載事項變更届

（紙面不足ノ場合ニハ別紙ヲ添付スルコト）

保險證書記號番號	昭十五他第六六一〇號
工事ノ場所及名稱	横濱市鶴見區大黒町海岸　東横化學工業鶴見工場海水道引用工事
保險契約者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘
變更事項	變更前ノ事實
變更後ノ事實	
工事終了ノ豫定年月日	昭和十五年十二月十日
昭和十五年十二月二十日	
請負金額	三一、〇〇〇圓
五九、〇〇〇圓	
注文者ヨリ支給ヲ受クル工事用物	鐵管一一本　八七四圓 ヒューム管一五二本　四、九一二圓六〇錢
鐵管一一本　八七四圓 ヒューム管一五二本　四、九一二圓六〇錢 セメント一、五〇〇樽六五七〇圓	
使用勞働者豫定延人員ノ概數	男　三、六〇〇人 女　五〇〇人
男　四、一〇〇人 女　一〇〇人	
左記ノ通リ追加工事アリタルニ因ル記	
追加工事トシテ徑十二吋深サ約三十六米ノ鑿井工事ヲ爲シ、コレニ附隨スル五・〇四米×六・四四米×二・五米混凝土造沈砂槽工事其ノ他揚水設備工事ヲ爲スモノトス	
此ノ請負金額二八、〇〇〇圓	

保險契約申込書記載事項中右ノ通變更有之候ニ付勞働者災害扶助責任保險法施行規則第一條第二項ニ依リ此段及届出候也

昭和十五年十一月五日

保險契約者氏名　捺印
（法人ニ在リテハ代表者）　加藤守弘

保險院長官殿

地方廳ノ意見

注意

一、申込書記載事項中豫定、見込額、概數、概要トアルモノニ付テハ著シキ變更ナキ限リ屈出ヲ爲サザルモ差支ナシ

一、保險證書訂正ノ爲メ本届書ニ之ヲ添附シタルトキハ「保險證書添附」ト欄外ニ朱記スルコト

一、本届書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラルルコト、但警察署經由ノ定アル府縣ニ付テハ工事場所管轄警察署ニ差出スコト

一、届書送付先、工事場所管轄廳府縣ノ警察部（東京府ニ在リテハ警視總保安部）ニ宛テ封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スル

勞働者災害扶助責任保險保險料に關する件

本保險料は下記工事の保險契約に對するもので其の金額は次に依り計算したものであります。

昭和 15 年 11 月 7 日

（變更）

厚生省保險院社會保險局船員勞災保險課
勞働者災害扶助責任保險係

追加徴收概算保險料額	1,209円99	保險料送金額	円	過剩額納入告知額（不足）	1,209円99
起案	15 年 11 月 7 日	拂込	年　月　日	拂込	年　月　日
調定	15 年 11 月 7 日	收納	年　月　日	收納	年　月　日

工事ノ名稱	海水道引用工事			
工事ノ場所	横濱市鶴見區大黒町海岸　東横化學工業鶴見工場			
保險契約者	横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘			
工事ノ開始及終了豫定年月日	昭和15年10月10日開始 昭和15年12月10日終了	使用勞働者豫定延人員	男	4,100人
			女	100人

工事ノ種類及保險料額

工事ノ種類	區分	保險料率	保險料額	工事ノ種類	區分	保險料率	保險料額
隧道工事	請負	114円/1000		橋梁工事	請負	52円/1000	
	賃金	45厘			賃金	32厘	
地下鐵道建設工事	請負	166円/1000		道路工事	請負	46円/1000	
	賃金	320厘			賃金	22厘	
水力發電用木土建設工事	請負	214円/1000		鐵道軌道工事	請負	66円/1000	
	賃金	105厘			賃金	38厘	
道路鋪裝工事	請負	18円/1000		土地整理工事	請負	56円/1000	
	賃金	20厘			賃金	34厘	
工作物ノ破壞工事	請負	—		河川工事	請負	23円/1000	
	賃金	45厘			賃金	16厘	
建築工事	請負	18円/1000		機械器具ノ組立又ハ据付工事	請負	22円/1000	
	賃金	20厘			賃金	65厘	
鐵骨鐵筋コンクリート造又ハ煉瓦造建築工事	請負	27円/1000		其ノ他ノ工事	請負	35円/1000	
	賃金	38厘			賃金	29厘	2,949
鐵骨家屋建築工事	請負	20円/1000			請負		
	賃金	35厘			賃金		
家屋附帶設備工事	請負	6円/1000		合計	請負		
	賃金	12厘			賃金		

既納保險料算定額	追加徴收保險料算定額	保險料總額算定
千 1 0 8 5 0 円	千 1 2 0 9 9 円	千 2 2 9 4 9 円

（切取線）

書知通

第20000號

一金壹百貳拾圓九拾九錢也

但 勞働者災害扶助責任保險保險料

右領收濟＝付通知候也

昭和　年　月　日

歲入徵收官　保險院長官　樞員　三郎

勞働者災害扶助責任保險保險料收入	保險料收入	加藤守弘	保厚生省主管保險院
勞働者災害扶助責任保險保險金			

歲入金領收

日本銀行	支代理店
昭和　年　月　日	

○注意　領收店名並受入月日ヲ必ズ記入スルコト

（切取線）

書知告入納　（8）

第20000號

一金壹百貳拾圓九拾九錢也

但 勞働者災害扶助責任保險保險料

右金額ヲ本告知書發行ノ日ヨリ十日以内＝日本銀行本店、支店又ハ代理店＝納付スベシ

昭和拾五年拾月七日發行

歲入徵收官　保險院長官　樞員　三郎

勞働者災害扶助責任保險保險金	昭和十五年度	加藤守弘	厚生省主管	保險院	保險料收入
勞働者災害扶助責任保險保險料收入					

横濱市磯子區金澤谷津町八

納入告知書

日本銀行	本店	受高受元拂
納入告知書	支店	

（切取線）

（163）

一、此の納入告知書は切り放さないで告知金額を添へて納付して下さい。

二、保險料拂込が工事着手後なるときは保險料拂込期に起つた事故に對して保險金を支拂ひ又は保險料を納付すること、なるべく早く保險料を納付することを要します。

三、納付場所は納入告知書に記載してある通り日本銀行本店、支店又は代理店であります（支店又は代理店に付ては其れが日本銀行の支店又は代理店であれば何處でも便宜の支店又は代理店に納付して差支へありません）。

四、保險料拂込の手續を怠つたり又は虚偽の申告をしたときは保險關係が消滅することがあります。

五、保險料拂込の手續を怠つたり又は虚偽の申告をしたときは保險關係が消滅することがあります。

（切取線）

書證收領

第20000號

保險院

一金壹百貳拾圓九拾九錢也

但 勞働者災害扶助責任保險保險料

右領收候也

昭和　年　月　日

加藤守弘

災保様式甲第四號

工事終了届（裏面ノ注意事項ヲ参照スルコト）

昭和十四年八月改刷

保険證書作成ノ年月日及記號番號　昭和十五年十月十日　昭十五他第六、六一〇號

工事ノ名稱　海水道引用工事

工事ノ場所　横濱市鶴見區大黒町海岸　東横化學工業鶴見工場

保険契約者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）　横濱市磯子區金澤谷津町八　加藤守弘

工事開始ノ年月日　昭和十五年十月十日

工事終了ノ年月日　昭和十五年十二月二十三日

請負金額（工事終了後確定セル工事全部ノ金額ヲ記入スルコト）　五五、〇〇〇圓

注文者ヨリ支給ヲ受ケタル工費用物ノ有無（有ル場合ニハ注文者ヨリ委託ヲ受ケタル申告價額）　一〇、一六六圓（内五、七八六圓六〇錢ハ保険料算定ノ基礎タル請負金額ニ加算セザルモノヲ含ム）

保険料算定ノ基礎タル請負金額（前欄ノ請負金額ニ注文者ヨリ支給ヲ受ケタル工費用物ノ價額ヲ加算シタル金額）　五九、三八〇圓

使用勞働者延人員（工場法上ノ職工及鑛業法上ノ鑛夫ヲ除ク）及賃金總額（延人員ハ勞働者災害扶助責任保険法施行規則第七條ニ依リ日々記帳シタルモノヲ集計記入スルコト）

男女別	延人員	標準賃金	賃金總額
男	三六五五	一圓三〇	四、七五一圓五〇
女	五六	八〇	四四圓八〇
計	三、七一一		四、七九六圓三〇

工事費用總額（請負ナラザルトキ記入スルコト）

記事

一、鶴見區大黒町海岸ヨリ徑九〇〇粍ヒューム管ヲ以テ集水井ニ導入、ソレヨリ徑四〇〇粍ヒューム管ヲ以テ工場構内鄙筒井迄サイホンニヨリ引水ス（當初ノ工事）

一、工場内ニ徑十二吋深サ約三十六米ノ繫井工事ヲ爲シ之ニ附隧スル五・〇四米×六・四四米×二・五米混凝土造沈砂槽工事其ノ他揚水設備工事ヲ施工ス（追加工事）

構築（保存、修理、改造又ハ破壊）セラレタルモノノ種類及規模ノ概要（注意事項三ニ依リ記入スルコト）

種類（保険證書ニ記載セラレタル保険料率適用上ノ工事ノ種類ヲ記入スルコト）	其ノ他ノ工事

構築（保存、修理、改造又ハ破壊）セラレタルモノノ種類及規模ノ概要（注意事項三ニ依リ記入スルコト）

一、當初三一、〇〇〇圓ニシテ其ノ後追加工事ノ爲五九、〇〇〇圓ニ減額セリ

一、請負金額ハ當初ノ豫算ニ基キ計上セルモノニシテ其ノ後ノ工事ノ變更ニ伴ヒ増額シタルモノアルモ精算ノ結果五五、〇〇〇圓ニ減額セリ

一、五〇〇樽支給セラルル豫定ナリシモ入手困難ノ爲一、〇〇〇樽支給セラレタリ

一、請負金額ハ當初ノ豫算ニ基キ計上セルモノニシテ其ノ後ノ工事ノ變更ニ伴ヒ増額シタルモノアルモ精算ノ結果五五、〇〇〇圓ニ減額セリ

一、ポンプ用電動機ハ埋設使用シタルモノナルヲ以テ保険料算定ノ基礎タル請負金額ニハ算入セズ、尚セメントハ一、五〇〇樽支給セラルル豫定ナリシモ入手困難ノ爲一、〇〇〇樽支給セラレタリ

右工事終了致候條勞働者災害扶助責任保険法施行規則第八條ニ依リ此段及届出候也

昭和十五年十二月二十四日

保険契約者　氏名　捺印　横濱市磯子區金澤谷津町八

（法人ニ在リテハ代表者ノ氏名捺印）　加藤守弘　㊞

保険院長官殿

地方廳ノ意見

注意事項

一、届書送付先　工事場所管轄廳府縣ノ警察部（東京府ニ在リテハ警視廳保安部）ニ宛テ封書ノ表ニハ「災害保険」ト記載スルコト、但警察署經由ノ定アル府縣ニ付テハ工事場所管轄警察署ニ差出スコト

二、届書ニ添附ヲ要スル書類

(1)　注文者ヨリ委託ヲ受ケタル申告書

注文者ヨリ工事用物（例ヘバ木材、セメント等ノ材料類、鐵骨、鐵鈑、鐵桁及電線等ノ製作物ノ類、又ハ電力、燃料等工事用物ノ總テ）ノ支給ヲ受ケタル場合ニハ注文者ヨリ委託ヲ受ケタル申告書ヲ添附スルコト

(2)　請負金額ノ區分ノ證明書例ヘバ建築工事其ノ他ノ工事等二以上ノ種類ノ工事ヲ包含スル爲保険契約申込ノ際請負金額ガ區分セラルルモノトシテ區分セラレタル請負金額ニ依リ算定シタル概算保険料ヲ拂込ミタルモノニ付テハ之ヲ證スル書類例ヘバ契約書ノ寫及内譯書等ニシテ注文者ノ署名捺印アルモノ（注文者ノ證明ヲ求ムルコト困難ナルトキハ契約書及内譯書等ノ本書ヲ工事ノ場所ヲ管轄スル道府縣廳（東京府ニ在リテハ警視廳）ノ係官ニ提示シテ注文者ノ證明ニ代フルモ差支ナシ）ヲ添附スルコト（添附書類不備ノトキハ工事ノ種類毎ニ區分セラレザルモノトシテ取扱フコトアリ）

三、構築（保存、修理、改造又ハ破壊）セラレタルモノノ種類及規模ノ概要ノ欄ニハ例ヘバ「建築工事」ニ付テハ建物ノ種類毎ニ構造、階數（地上及地下）、建築面積、延坪數、高サ（棟高及軒高）、附帯工事アルトキハ其ノ概要、「隧道工事、橋梁工事」等ニ付テハ大體同樣ノ趣旨ニ依リ工事ノ規模ヲ知ルニ必要ナル事項ヲ記載スルコト

四、本届書ニ虚僞ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラルル尚保険料算定ノ基礎タル請負金額又ハ使用勞働者延人員ニ付虚僞ノ事實ヲ記載シタルトキハ保険金ヲ支拂ハザルコトアリ

請負者ニ支給シタル工事用物申告書

工事ノ場所　横濱市鶴見區大黒町海岸　東横化學工業鶴見工場

工事ノ種類　其ノ他ノ工事

請負金額（工事終了後確定セル工事全部ノ金額ヲ記入スルコト）　五五、〇〇〇円〇〇銭

（法人ニ在リテハ其ノ名稱）　加藤守弘

支給シタル工事用物ノ種類、數量及價額

種類	數量	單價（注意事項二ヲ參照）	價額
鐵管	一一本	一円一銭	八七四〇〇
ヒューム管	一五二本	一一	四、九一二六〇
セメント	一、〇〇〇樽	四三八	四、三八〇〇〇
合計（紙面不足ノ場合ニハ別紙ヲ添附スルコト）			一〇、一六六〇〇

右ノ通請負者ニ工事用物ヲ支給致候條勞働者災害扶助責任保險法施行規則第二十條ニ依リ此段及届出候也

昭和十五年十二月二十四日

申告者（工事注文者）住所氏名捺印　東京市芝區今入町三番地

（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱竝代表者氏名捺印）　東横化學工業株式會社　取締役社長　加藤守弘

保險院長官殿

注意事項

一、請負人ニ支給シタル工事用物（例ヘバ木材、セメント等ノ材料類、鐵骨、鐵鈑、鐵桁及電線等ノ製作物ノ類、又ハ電力、燃料等）ハ總テ申告スルコト

二、支給シタル物ノ單價ハ左ノ各號ニ依ルコト、(3)ノ見積單價ノ場合ニハ朱書スルカ又ハ見積單價ナルコトヲ表示スルコト

(1) 購買單價　購買シテ支給シタル物ニ付テハ其ノ

(2) 生產又ハ製造シタルモノニ付テハ支給ノトキニ最モ近接シテ販賣シタル通常ノ單價

(3) 自家用製產品ニシテ單價ノ判明セザルモノニ付テハ見積單價

三、本申告書ノ提出ハ請負人ニ委託シテ工事場所管轄廳府縣ノ警察部（東京府ニ在リテハ警視廳保安部）ニ差出スコト

四、本申告ヲ爲サズ又ハ虚僞ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル

保險料精算返還金支拂決定通知書

勞働者災害扶助責任保險ニ關シ別記保險證書記號番號ニ對スル工事終了届出有之保險料精算ノ結果既納保險料額ニ比シ下記ノ通リ剩餘返還額有之候ニ付此段及通知候也

追而別紙添付ノ歳出金支拂通知書（舊東京市内ハ領收證）ニ記名捺印（印章ハ工事終了届ニ捺印シタルモノト同一ノモノタルコト）ノ上指定日本銀行支拂店又ハ拂渡郵便局ニテ（舊東京市内ハ當局船員勞災保險課災害保險係ヘ出頭シ）金額受領相成度

返還額	216円66銭	概算保險料總額	207円83銭
		既納保險料總額	229円49銭

加藤守弘渡		保險契約者ノ氏名	加藤守弘
保險證書記號番號	工事開始日	昭和15年10月10日	使用勞働者延人員 男 3,655人
昭15他　第6610號	工事終了日	昭和15年12月23日	女 56人

工事ノ種類	保險料算定ノ基礎（タル請負金額）	保險料率	保險料額	賃金總額	保險料率	保險料率
	円		円	円		円
隧道工事		114圓			45厘	
地下鐵道建設工事		166圓			320厘	
水力發電用建設土木工事		214圓			105厘	
鐵道軌道工事		66圓			38厘	
河川工事		23圓			16厘	
土地整理工事		56圓			34厘	
道路工事		46圓			22厘	
道路舗裝工事		18圓			20厘	
建築工事		18圓			20厘	
鐵骨鐵筋家屋建築工事		27圓			38厘	
鐵骨家屋建築工事		20圓			35厘	
家屋附帶設備工事		6圓			12厘	
機械器具ノ組立又ハ据付工事		22圓			65厘	
橋梁工事		52圓			32厘	
其ノ他ノ工事	59,380円00銭	35圓	207円83銭		29厘	
破壞工事					45厘	
計						

昭和15年12月27日

保險院社會保險局

加藤守弘殿

第一編　（保険金関係の部）

(12)

歳出金支拂通知書　兼　領収證

管厚生省所	歳出	昭和十五年度	第5000號
小切手第 10002 號	助計	扶會	災保	者任	働責	勞
昭和15年12月27日	附切	日手	出振	日	小
日本銀行本店	名タルヲ	宛テ	行銀	名本	支日	小
第　15　號	號番	表	名	氏	額	金

金貳拾壹圓六拾六錢

前記ノ金額日本銀行横濱代理店ニ於テ受領セラルヘシ

保險院支出官

保險院長官　樋貝詮三　印

昭和拾五年拾貳月貳拾七日

加藤守弘　殿

前記ノ金額領收候也

昭和　年　月　日

受取人

印紙貼用（不要）

（注意）受取人ハ裏面ノ注意事項ヲ熟覽スヘシ

（歳出金支拂通知書裏面）

注意事項

一、受取人ハ表面領收證ノ部ニ年月日及住所ヲ記入シ記名捺印スヘシ但シ官吏公吏ニ在リテハ官廳名又ハ公共團體名等ヲ肩書シ官職名ヲ記シ記名捺印スヘシ

二、受取人ノ印章ハ請求書ニ押捺シタルモノト同一ノモノニ限ル

三、受取人カ代理人ヲ以テ現金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ本人ニ於テ本書委任欄内ニ相當ノ事項ヲ記載シ記名捺印スルカ又ハ別ニ委任狀ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テハ代理人ハ本書ニ代理人タルノ肩書ヲ附シ記名捺印スヘシ

四、受領金額拾圓以上ノモノハ規定ノ收入印紙ヲ貼附消印スヘシ但シ營業ニ關セザルモノハ此ノ限リニ在ラズ

五、小切手振出ノ日附ヨリ一箇年ヲ過クルトキハ日本銀行ハ本書ニ封シ之カ支拂ヲ爲ササルモノトス

六、本書ヲ亡失シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ拂渡ヲ受クヘキ日本銀行ニ通知シ支拂ノ停止ヲ請求スヘシ

印紙貼用（不要）

委任狀

表面ノ金額受取方ヲ　　ニ委任致候也

昭和　年　月　日